



清末から民国期にかけての上海華界と共同租界の相互影響について－行政面、都市建設を中心に－

村田, 省一

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Date of Publication)

2022-06-03

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4723

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004723>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士學位申請論文

清末から民国期にかけての上海華界と共同租界の相互影響について

—行政面、都市建設を中心に—

神戸大学大学院文化学研究科（博士課程）

社会文化専攻

アジア社会文化史

村田 省一

平成 21 年（2009 年）3 月 25 日 提出

指導教員

(主) 緒形 康 教授

(副) 佐々木 衛 教授

(副) 真下 裕之 准教授

目次

はじめに	1
序論 清末から民国期にかけての、上海の地理、行政概観	5
1章 清末民初期における上海、閘北地域の衛生問題と共同租界拡張	23
2章 清末民初期における上海閘北地域の水道事業について—共同租界との関係において	33
3章 1920年代の上海閘北水電廠、閘北水電公司について—給水事業を中心に	41
4章 南京国民政府時代における上海租界越界築路地域の主権問題について—警察権問題を中心に	55
5章 1930年代における上海越界築路地域の画定と徴税問題について	67
終わりに	83
資料編	89

はじめに

上海開港後の近代上海都市史研究については、既に多くの先行研究が存在していたが、近代上海を社会内の様々な利益集団から構成され、それらの分子が一定の地域共同性を共有しつつ「領域」を構成していたと分析し、成果を挙げていたものとして、小浜正子『近代上海の公共性と国家』（研文書院、2000年）が挙げられる。小浜は1990年代に主に欧米で盛んに行われた「近代中国に西洋と類似した「市民社会」「公共領域」は存在したか。」という議論¹に影響を受けつつ、中国の社会構造に即した社会のありかたを展望し、その中で近代中国における国家と民間社会の結節点として両者を媒介し、そして地域社会の公共的機能をなう「公」領域を見出すことを試みた。そして清末から民初期にかけて、中国の政治が混乱した時代においては、前近代における地域エリート層の「善挙の体系」の性質を引き継いだ、民間主体の社団が上海において各種公共活動を展開し、さらに相互にネットワークを築くことで当時の上海都市社会を支え、さらには外部からの移住層をも包括して新たな「上海人」意識を形成しつつあった、と論じた。

一方で、小浜に対する批判も存在する。例えば前述の「上海人」意識について、小浜は外部からの若年移民が消防団として殉職した例を挙げ、当時の報道がこれを「名誉」とした点から社団を軸に「上海人」意識が形成されつつあったとしたが、これに対し、こうした社会現象には個人をナショナリズム的に動員する傾向があったのではないかとする指摘もある²。

辛亥革命以後、一時地域エリート主導の地方自治が全国的に進んだが、1914年に、当時独裁化を強めていた袁世凱政権により地方自治が停止され、以後上海では北京政府により派遣された官僚主導の地方統治が行われるが、中央政治の不安定により統治力が低下したとされる。この1914年から1927年の国民革命までの時期の上海地方統治について、詳細な研究を行ったのが周松青『上海地方自治（1905－1927）研究』（上海社会科学院出版社、2005年）である。周は清末から中華民国北京政府期にかけて、上海に存在した地方統治機関の実態について、当時の新聞や地方志を主な史料として検討している。特筆すべき点は、従来の研究ではあまり取り上げられなかった、1914年の地方自治停止後の上海の地方行政の状況と地方エリート層の活動について取り上げている点である。ここでは清代から残存していた郷董などといった制度に拠って地方エリート層がなお自治への影響力保持を志向しつつも、自治の拠点となるはずの地方行政の停滞によって彼らの活動も限られたも

¹ “SYMPOSIUM: ‘PUBLIC SPHERE’ / ‘CIVIL SOCIETY IN CHINA?’ *Modern China*, Vol. 19 No. 2, 1993. など。

² 吉澤 誠一郎「批評・紹介 小浜正子著『近代上海の公共性と国家』」『東洋史研究』第60巻第2号、2001年。

のとなっていた点が挙げられる。

他にも、前近代から近代中国にかけての社団の動向を、慈善事業を軸に論じた集大成的な研究として夫馬進『中国善会善堂史研究』（同朋社出版、1997年）があり、また、宝山区や嘉定県といった、現在は上海特別市内に編入されている上海周辺の地域の行政、自治動向については稲田清一などが検討を行っている³。

近代上海の統治制度、それに関与しようとする地方自治運動の研究は相当に進んでいるのだが、本稿で取り上げる問題点として2点提示する。

先ず、筆者は先行研究をふまえた上で、近代上海の行政、そしてその下部にあってこれを支えた地方自治の動きを合わせてこれらを「公」的都市領域として捉えて検討する必要があると考える。なぜなら前近代、そして近代中国における自治動向は、官側が地域エリート¹の地位を保証し、一方で地域エリートが官側の事業の隙間を埋め、或いは官側の事業に介入する傾向が見られるからである。この点は特に、周の研究が多く実証している。

二つ目は、上海租界との関連である。租界と華界（中国側行政区域）の関連については、いわゆる民族主義的な観点から租界側を「帝国主義的」と断じ、租界、列強諸国への政治的反発という観点から華界の動向を捉える解釈が長く続いていた。だが近代上海の統治や地方自治、都市建設の形態と、租界側の動向との相互影響について包括的に捉えた研究はまだ少なく、断片的にしか取り上げられていない。

こうした点をふまえ、筆者は上海華界側の公共的団体と租界側との交渉を中心において、近代上海の「公共領域」の変遷を捉える試みを進めた。以下に本稿の構成を簡述する。

先ず序章では、清末期から民国期にかけての上海の行政、地理問題を概観した。特に本稿で主に取り上げられる上海閘北地域について、その沿革と地理的、行政的問題について簡述した。

1章では、清末期に共同租界と上海華界、特に閘北地域の間で発生した、衛生事業をめぐる緊張について、共同租界側の租界拡張運動と、それに華界側が対抗して衛生事業を進めるといった点から論じた。

2章では、筆者は清末民初期の共同租界から、租界外に対する給水事業が租界拡張政策と密接な関係を有していたこと、こうした租界側の動きに対抗する形で上海閘北地域に中国資本の水道会社（閘北水電廠）が設立され、帰結としてこの水道会社の営業は租界範囲の境界をめぐる中国側、租界側の政治的思惑に大きく影響を受けた点を論じた。

3章では、この閘北水電廠が1920年代に官弁から再び商弁（民間の商業運営）となり、浄水場を新設するなど積極的に給水事業の拡大を図り、1927年以降は国民政府の政策にも

³ 稲田清一「清末、江南における「地方公事」と鎮董」『甲南大学紀要文学編』109号、1992年など。

沿う形で、給水権を租界側から奪回していった、と言う点を論じた。

4章では、筆者は20世紀に入ってから上海の租界と華界との境界に出現した、「租界外の租界」と言うべき越界築路地域をめぐる中国側、租界側の対立と交渉について、主に民族主義が高揚する1920年代から、国民革命を経た1930年代初めの期間について考察した。1925年の5・30運動を期に租界側の、越界築路を通じた租界拡張政策は停頓を余儀なくされ、特に国民革命後は南京国民政府下の上海特別市による越界築路地域の回収圧力が増大したが、1930年代に入ると両者は越界築路地域の共同管理の方向へと妥協を図るようになり、その背景には当時の日本の強硬な姿勢に対する対応といった面も見られた。

5章ではさらに、筆者は1930年代に上海共同租界側と中国側の間で行われた、「租界外の租界」と言うべき越界築路地域をめぐる交渉の中で、この地域の主権問題の解決がいかに関われようとしたのかを、越界築路地域の画定とそれに付随する当該地域の徴税問題を軸に考察した。交渉の中で中国側は当時の国際関係、特に日本の動向も踏まえた上で、越界築路地域を削減するかわりにこの地域における租界側の利権を一種追認するという妥協策を取っていたと見られる。これは30年代初めに出た越界築路地域共同管理の発想にも沿うものであったと思われる。

前述した先行研究とそれから派生する問題点より、近代上海都市社会史を検討する上で、上海都市社会を支える地域的、制度的領域（これらは小浜が主張する、民間の自主性に重きをおいた「公」的領域の舞台でもある。）の形成と拡大、変容について検討する際に、上海華界の内部のみならず、租界、そして上海周辺の地域の相互影響を注視する必要があると、筆者は考える。上海華界と租界の関係については制度上の編年史を断片的に取り上げるか、あるいは民族主義的観点から、両者の関係を「民族主義対帝国主義」の鋳型に落とそうとする傾向のことが多い。上海華界、租界、そして上海周辺の地域の相互影響についての研究はまだ端緒についたばかりであり、上海華界と租界の相互関係については、未だ検討すべき課題が山積している。こうした課題を一つずつこなし、その中から華界、租界を包括した上海都市社会の諸領域の全体像を明らかにする必要がある。

筆者が上海華界、租界、そして上海周辺の地域の相互影響を検討することから上海地域社会を考える発想を得たきっかけの一つとして、Feetham, *“Report of The Hon. Mr. Justice Feetham, C.M.G. to the Shanghai Municipal Council”*, *North-China daily News and Herald*, 1931. がある。南アフリカ連邦の判事で、上海共同租界から租界と華界間の問題について、租界側の依頼に基づき調査したフィータムは、その報告書の中で、共同租界が今後とも発展を続けるには、中国側行政との共同が必要であると述べ、当時租界外の一部区域で両者の主権が対立していた区域について、これを両者の共同統治下に置くべきと勧告している。このことは多くの示唆を与えていると思われる。1930年前後は、中国側が租界の主権を回収しようとしていた時期である。そして中国側はいわゆる「大上海計画」と呼ばれる都市新開発計画を打ち出して、租界に対抗した都市建設を進めようとしていた。

しかしその時期に租界側は一部区域とは言え上海における共同統治の形態を探り始め、中国側も後にこれを検討するのである。日中戦争以前の上海都市社会で、租界と華界の行政が部分的にせよ融合する可能性があった点は、両者の相互影響を関連付けて上海都市社会を検討する必要性を暗示していると考えられる。

本稿では、近代上海における租界、特に共同租界と華界側の相克、交渉、そして部分的な妥協、共同といった試みがなされる中での、近代上海都市社会の変遷、特質について、1900年代の清末から1930年代にかけて、衛生問題、水道事業、そして共同租界と華界の境界たる越界築路地域⁴の処遇問題といった点から論じる。こうした諸問題は共同租界側の華界側への拡張運動、後に華界側からの主権回収運動を軸に関連しており、時代が下るごとに両者の関係の変遷を追うことが出来る。この変遷を追う事から、清末期から民国期にかけての上海における共同租界、華界の相互作用の関係性、そして両者を内包した近代上海の都市社会空間の性質について、考察を行うことを試みるのが本稿の主たる論題となる。

そして、上海華界の中でも、共同租界からの編入圧力に晒され続け、後に中国の民族主義が高揚する1920年代後半以降には、共同租界側と華界側で主権の争いが本格化する閘北地域に本稿は主な焦点を当てている。清末期から民国期にかけて、上海県の領域のうち、上海城内の自治機関が担当する市区と見なされた部分は5つあったとされる。すなわち県城内の中区、黄浦江西岸と県城には含まれた地域である東区、県城の南に位置する南区、県城の西南に広がる西区、そしてフランス租界、共同租界を経て蘇州河の北側に至る北区である⁵。いわゆる閘北地域とは、この北区のうち、蘇州河北岸地域と、宝山県の南端部を合わせた地域となる。閘北地域をめぐる両者の関係から、清末期から民国期における上海の、華界と租界を共に抱えた都市社会の性質について考察することが本稿の主な方向性となる。

⁴ 上海共同租界、フランス租界が租界の境界を越えて建設した道路とその一帯。こうした地域は事実上、租界側の管理下に置かれていた。本稿ではこのうち、共同租界が建設した滬北越界築路地域と滬西越界築路地域が主なトピックとなる。文末 pp. 91-93. の資料 1、2 も参照。

⁵ 楊逸纂『上海市自治志』成文出版社、1974年、p. 11.

序論 清末から民国期にかけての、上海の地理、行政概観

本稿にて主に扱うのは、1900年ごろから日中戦争前の期間の、上海市区域が主となる。上海市区域は、中国側の行政区域であった華界、共同租界、フランス租界に大別されるのだが、特に、主権問題や都市整備問題について、共同租界側と華界側の主張が交差していた上海閘北地域と、それに隣接する滬北越界築路地域、そして共同租界の西側に広がっていた滬西越界築路地域が主な舞台となる。

清末から民国初期にかけての上海華界、特に閘北地域の地方行政機関は目まぐるしく変遷している。清末期に上海に関係していた地方行政機関は主に清朝統治機構の上部から、両江総督、上海道台、上海県¹（知県）、上海城自治公所や閘北工程総局といった自治的な市政機関となる。付言すると、さらにその下に保、区といった行政区画が存在した。民初期になると清朝の機関、役職であった両江総督、上海道台は消滅するがその代わりに、江蘇省、滬海道尹といった行政単位、官がこの後を襲うようになる。

本稿では先ず本論に入る前に、ここにて当時の上海の行政、地理問題について概説を行う。

清代の上海道台

現在の上海市は18の区と崇明県（崇明島）を擁する行政区域であるが、清代に置かれていた上海道は、ほぼ現在の上海市と同じ領域にまたがって存在していた²。

清代をほぼ通じて上海道、すなわち、長江最下流域の蘇州府、松江府、太倉州を統治していた行政機関、上海道台はその正式名称を「蘇松太道台」という。道台とは清朝統治下にあつて、総督・巡撫・布政使・按察使といった省ごとの上級官員の下で、各種地方行政を担当する官員、もしくは機関を指す（正四品相当の役職）。清代後期には全国におよそ100前後の道台が存在したが、道台は大きく分けて2種類に分類される。1つは糧道、塩法道、河道といった、各省の特定の行政業務を担当するもので、これらは総督ら省トップの行政を直接補佐する性格のものである。もう1つは地方行政官というべきもので、地方の府、県に衙門を設け、省内の一部地方についての民政、軍事を掌るものであった。上海道台もこのタイプに属する。こうした地方統治道台の下に府、州が属し、さらにその下に県が存在した。基本的に道台は総督、巡撫の指示を仰ぐものとされ、雍正帝の一時期を除いては、道台は皇帝に直接上奏することは基本的に許されなかったとされる。

蘇松太道台が太倉に最初に設置されたのは1645年のことである。当初、江南の軍事制圧

¹ 清末期の上海県の範囲については、p. 95. の資料4も参照。

² 上海道台の統治範囲については、p. 94. の資料3も参照。

という任務を強く帯びていた蘇松太道台はその後、太倉から蘇州、再び太倉、そして1730年に上海へと衙門を移した。1725年には蘇松太道台は上海の江海関の管理を任されており、財政業務上の理由から衙門を上海へと移転したとされる。以後、辛亥革命に至るまで蘇松太道台は上海道台として存在することになる³。

1843年の上海開港から1861年の総理衙門の設立までの間、上海道台は清朝の外交体制の不備から、上海現地にて欧米列強と直接外交交渉を行うことを余儀なくされた。1845年に当時の上海道台宮慕久がイギリス領事バルフォアと結んだ「土地章程」は、上海の地に列強が治外法権たる「租界」を築くための基本的な法的根拠とされた⁴。

上海県の郷、保、図

清代に於ける郷村の行政区画は地域ごとにも異なり、歴然としない部分がある。例えば清代の上海県にては県の以下に郷、さらにその下に保、図、といった単位が確認されるが、蘇州府には保がなく、代わりに都が存在したという⁵。

こうした郷、保、図、といった単位の起源は、少なくとも明代洪武年間までさかのぼることが出来るようである。『民国上海県志』などの複数の地方志は、上海県が成立する際に、華亭県の擁していた十三郷五十保のうち、五郷二十六保を分割されて成立したとしている⁶。その後、明代から清代にかけて、行政区分の変遷のなかで上海県の領域は縮小したこともあり、清末期には二郷（県北部の高昌郷と県南部の長人郷。县城周辺の市街や租界は高昌郷に属する。）と、それに属する十二保に落ち着いていた⁷。

「保」以下の行政区分については、明初の里甲制の設置に伴い、前述の華亭県では洪武二十年に「区」が設置された。この区を基礎単位として、糧長や塘長といった、郷村にて徴税、水利を担当する職役が設定されていったという⁸。星斌夫、舟橋貞男によると、明代の華亭県では区の下に図が置かれ、また図はすなわち里と同じであったとされる。こうした区、図（里）という行政区分に基づき、現地の富裕な戸から選ばれる糧長や塘長が末端の行政を担当していたとされる⁹。上海県の場合では「区」や「都」に相当する区画として、「保」が置かれていたのであろう。そして清末期になるとこの保を基本単位として上海市

³ 梁元生 (Leung yuen Sang) 著、陳同訳『上海道台研究』上海古籍出版社、2003年、pp. 5-20.

⁴ 同上、pp. 41-45.

⁵ 小島淑夫「清末の郷村統治について—蘇州府の区・図董を中心に」『史潮』88号、1964年、p. 17.

⁶ 吳馨他編『民国上海県志』成文出版社、1975年、p. 29.

⁷ 応寶時修、兪越纂『同治上海県志』成文出版社、1975年、pp. 125-131.

⁸ 星斌夫、舟橋貞男「明代の塘長について」『歴史の研究』第6号、山形大学、1958年、pp. 58-60.

⁹ 同上、pp. 60-62.

区域、そしてその中の5区（前述の中、東、南、西、北区）が設置され、この5区は清末期上海華界自治の地域単位となった¹⁰。一方1910年から1911年にかけて、上海市区域以外の地方でも郷の細分化と郷自治公所の設置が進められ、現地有力者が郷董となって郷の管理を行っていった。この郷董制は辛亥革命をまたいで民国期にも存続した¹¹。

民国期の上海県、その上級機関

民国期の上海県は、省などの上級機関の指令を受け、前述の下位行政機関を指導した。その際に県議会に対して調査を命じたり、諮問を行う事もあった。県知事公署はその下に、事務を担当する科を2-4個設置し、事務官として科長、科員、技師を設置した。

清代の上海道台に代わる機関としては、滬海道尹があった。1913年1月、画一現行各道地方行政官庁組織令が發布され、これにより清代の道制が復活した。省内の各道ごとに観察使が設置され、観察使は省の行政長官の監督下で道内の行政事務や、省から委託された事務を行うものであった。観察使公署の下には内務、財政、教育、実業等の4科が設置され、各科ごとに科長、科員が置かれた。1914年5月に観察使は道尹に改められた。上海では1913年10月に上海観察使が設置され、1914年5月に滬海道尹に改められた。1913年から1915年にかけて上海観察使、滬海道尹の職にあった楊晟は共同租界拡張問題で共同租界側と交渉し、その中で閘北側とも連絡を取っていた。楊晟と、その後任となった周晉鏞は特派江蘇交渉員も兼任した。特派江蘇交渉員は1913年に外交部により設置され、各省交渉員職務通則に従って江蘇交渉署を設け、総務、交際、外政、通商の各科をその下に設けた¹²。

江蘇省については、辛亥革命直後に都督が設置され、都督が省の軍事と行政を兼任した。1912年11月から民政長が行政長官として設置され、行政行署の下に総務処と内務・財政・教育・実業の4司が設置された。特に内務司は選挙、公共団体、貧民救済、慈善事業、徴兵徴発、戸籍、行政区画、土地調査、警察、工事等を管轄する。また、江蘇省議会は省内の地方自治機関の財政を監督した。

中央政府では、大総統と國務総理が省や道における人員の配置を裁可した。内務部は地方行政、選挙、慈善活動、戸籍、土地行政、警察、著作、出版、建設、宗教、衛生などの事務を担当した。内務部の下には民治司、職方司、警政司、土木司、礼俗司、衛生司が置かれた。この内、民治司は地方自治団体の管理を、職方司は行政区画、官有地管理、私有地調査、測量などの管理を行った¹³。

¹⁰ 清末期の上海市区部の保、図については、pp. 96-97. の資料5も参照。

¹¹ 『民国上海県志』 pp. 172-187.

¹² 『民国上海県志』 pp. 162-163.

¹³ 『中華民国史公職志初稿』国史館中華民国史公職志編纂委員会編、国史館、1990年、pp.

上海閘北地域¹⁴

清末から民国期にかけての閘北地域とは、華界側の上海市区域のうち、蘇州河の北岸から滬寧鐵路沿線にかけての地域を指す。そのうち一部は、上海県の北側にある宝山区に接し、宝山との境界は曖昧な部分もあった。閘北地域は上海市区部にあって、特に1920年代以降に大きく発展した地域とされる。もともとは県城、南市（県城を中心とする、租界以南の上海華界の市区地域）から外れた地域にあり、寂寥な場所であった。上海租界の成立後、商業の中心が県城から租界に移り、1880年代以降になると、蘇州河河口の一帯は、上海から杭州に至る内河航路の拠点となり、物資の集散地ともなった。特に米行は閘北に集中し、20世紀初頭には100を数えるに至った。この米行から、清末から民国期にかけての閘北地域における政治的指導者である、錢允利が登場する¹⁵。

清末期から民国期にかけて、閘北地域は蘇州河や鉄道といった交通手段に恵まれていたこともあり、上海華界における工業の中心地となる。閘北地域の工業では、租界や南市と同様に、製糸業、綿布業、精米業、製革業、オルガン製造業、肥料業、製麵製粉業といった軽工業が発展した¹⁶。特に1920年代以降、閘北地域は主に製糸業と製茶業が発展した。製糸業はもともと、19世紀末に閘北地域の東側に当たる虹口地域にて、外国資本が製糸工場を建てたのが始まりであった。民族資本側では、1881年に浙江出身の絹糸商の黄宗憲が蘇州河北岸に製糸工場を建設したのが皮切りで¹⁷、この後、閘北地域にも民族資本による製糸工場が林立するようになる。1905年以降、閘北地域に久成、協和といった民族資本製糸工場が設立されたが¹⁸、この中で洽記、恒豊、延昌恒といった多くの製糸工場を設立した沈聯芳や、同じく製糸業で活躍した王曉籟は前述の錢允利と同様に、閘北地域の政治指導者としても知られる存在であった¹⁹。1919年には閘北地域における製糸工場は34箇所（上海全体では65箇所）、絹糸出荷量は1.83万担（上海全体では3.5万担）に至り、1930年になると、閘北地域の製糸工場数は70（上海全体では107）、出荷数は2.87担（上海全体では

133-144.

¹⁴ 以下の閘北地域概観は、主に熊月之、周武編『上海 一座現代化都市的編年史』上海書店出版社、2007年、pp. 265-268. による。

¹⁵ 錢允利（貴三）は上海人で、上海南北市米行公会の指導者であった。辛亥革命後、新たに設立された閘北市政庁に入り、閘北市長を務めた。『近代上海の公共性と国家』p. 73.

¹⁶ 鄭祖安「近代閘北的興衰」『上海研究論叢』第2輯、上海社会科学院出版社、1989年、p. 106.

¹⁷ 張国輝「近代上海地区繅絲工業研究」『上海研究論叢』第6輯、上海社会科学院出版社、1991年、p. 165.

¹⁸ 「近代閘北的興衰」p. 106.

¹⁹ 沈聯芳（1870-1947）は浙江呉興人、学徒から身を起こして恒豊絹号などを設立した。1910年に閘北商団会長となり、1912年に閘北市政庁副市長。閘北慈善団総董や、上海総商會副会長を務めた。王曉籟（1886-1967）は浙江嵊县人、製糸工場を経営し、1927年に上海特別市臨時政府主席。郭天成等編『閘北区志』上海社会科学院出版社、1998年、p. 1168.、p. 1180.

4.5万担)になっていた。

製糸業以外にも、閘北地域ではさまざまな軽工業が発展したが、特に有名なのは商務印書館である。1907年に租界から閘北に移転した商務印書館は、近代中国を代表する出版印刷業社であり、閘北地域の出版印刷業を牽引する存在であった。

上海閘北地域の都市整備に関する先行研究

閘北地域は清末から民初にかけて、英米共同租界（以下、共同租界）による併合の対象とされ続けた地域である。当時の閘北地域の共同租界への編入をめぐる顛末について、以下に簡略に述べる。

1899年（光緒二十五年）の上海共同租界拡張後、イギリス外務省と共同租界工部局²⁰は租界のさらなる拡張を志向した。そのため上海県と宝山県の境界地帯にあたる閘北が以後の共同租界拡張の焦点となった。これに対し閘北の地域エリート層は民弁（民間主体の運営）の市政組織である閘北工程総局を1900年に設立し、自ら都市開発に乗り出すことで共同租界工部局に対抗しようとした。これは両江総督周馥の協力を受け1906年に道台瑞澄を督辦とする上海市馬路工巡総局となり、官弁組織として都市開発、主権保護を行うようになる。1908年から共同租界工部局はたびたび駐上海領事団、駐北京公使団を通じて清朝政府、民国政府に閘北の共同租界への編入を要求し、そのたびに閘北の地域エリート層、市政組織は反対運動を起こした。1914年からの編入交渉の際には民国政府は租界内の国民党員を取り締まるために閘北編入に妥協的な態度を取り、閘北側の反対にも関わらず1915年1月からの外務部、滬海道尹楊晟と駐上海領事団との協議で3月に閘北編入が合意される。しかしこの合意を世論の反対を受けた北京政府が履行せず、結局閘北編入は実現しなかった²¹。

閘北地域に対する先行研究はこうした共同租界側の租界拡張運動と、清末民初における閘北地域の都市整備、市政整備を関連付けている。

閘北における都市開発と自治運動の展開について、小浜正子は『近代上海の公共性と国家』の中で、その概略を取り上げている。小浜氏は、閘北地域について「20世紀初頭から市街化が進み、租界当局が租界の拡張をもくろんでいたため、これを防ごうとした地域エリート達が、早くも1900年から民辦の閘北工程総局をつくって都市建設を進めた地区である。」とした上で、「いったん官辦の閘北巡警総局に代わったが、1909年からは上海城自治公所の下で地方自治が行われ²²」たと、辛亥革命以前の閘北の都市建設、地方自治について

²⁰ 工部局とは、共同租界の行政機関のことである。その最高機関は董事会（参事会）と呼ばれ、共同租界における制限選挙によって選出された董事による合議で運営された。

²¹ 鄭祖安『百年上海城』学林出版社、1999年、pp. 40-42. 蒯世勛「上海公共租界史稿」『上海公共租界史稿』上海人民出版社、1980年、pp. 492-495.

²² 『近代上海の公共性と国家』p. 73.

紹介している。ただ、この指摘は先行研究や一次史料の中の、閘北についての記述をなぞったものに留まっている。一方、辛亥革命後の閘北市政については、小浜氏は、「民国成立後は閘北市政庁が都市行政を担当した。閘北市政庁は蘇州河の南岸との間を結ぶ橋を鉄橋に掛け替えるなど、地域の振興に大いに寄与する。」とした上で、「翌 1913 年、大統路にあった旧粥廠を拡張して閘北慈善団が開設された。(中略) 市政庁と慈善団は密接な関係の下に、それぞれに閘北の公共的機能を果たそうとしていたのである。」²³として、閘北市政庁による都市建設と、閘北慈善団による慈善事業の役割を強調している。しかし、閘北市政庁の問題点、特に共同租界からの閘北編入の圧力が閘北側に与えた影響については触れられていない。

小浜氏以前の先行研究としては、劉恵吾著『上海近代史』や、蒯世勛「上海公共租界史稿」が挙げられる。まず『上海近代史』では、清末期の共同租界側の閘北編入の動きについて、「(1901 年) 10 月、工部局は上海道台を脅迫して、租界の西側に接する土地を中国人商人や紳商から買収する許可を得て、越界築路を建設する許可を得た。(中略) ただ、工部局の主要な拡張目標は、租界の北側で日々発展していた閘北と、宝山県境であった。」とした上で、「19 世紀の 90 年代末に、閘北地方の紳商は資金を集めて市政建設を開始した。・

(1907 年)、上海では巡警の設立が始まり、上海道台瑞澄を巡警督弁とし、道台員汪瑞園を巡警総弁に任じ、閘北工巡総局(上海北市馬路工巡総局とも言う、筆者註。)を改名して上海巡警総局(閘北巡警総局とも言う、筆者註。)として、閘北の市政を継続して当たさせた²⁴。」とし、共同租界側の閘北編入への動きと、閘北における市政の展開を関連付けている。また、「当時、米貨ボイコット運動と大鬧公堂問題が起きてから日が浅く、人民の反帝国主義感情が高潮し、植民地当局の蛮行は広大な群集の強烈な反抗に遭遇した²⁵。」として、閘北側の反帝国主義的な側面を強調している。ただ、『上海近代史』においても、清末期の閘北の市政の展開については表層的な指摘に留まり、租界側の閘北編入への動きについても、踏み込んだ考察はあまり見られない。民国初期における閘北市政の展開についても、『上海近代史』では清末から民国初期にかけての閘北の発展について触れた後、閘北における衛生、学校事業の進展、辛亥革命後の閘北市政庁による都市建設について述べている²⁶。ただ、これもやはり表層的な指摘に留まる部分が多く、各問題に対して踏み込んだ考察については薄いという印象を受ける。租界側の動きについても、二次革命等と関連させて閘北の編入を強硬に図ったとされるが²⁷、「上海人民の強い反対の下、租界側の今回の拡張計画は達成されなかった。しかし植民者側の閘北への野心は消えず、租界拡張とそれに反対する争

²³ 同上、p. 73.

²⁴ 劉恵吾主編『上海近代史 上巻』華東師範大学出版社、1985 年、pp. 324-325.

²⁵ 同上、p. 326.

²⁶ 『上海近代史 上巻』 pp. 394-395.

²⁷ 『上海近代史 上巻』 pp. 396.

いは継続した²⁸。」とされ、当時の閘北の情勢について、植民地対反帝国主義という、二項対立の図式を取るに留まっている。

蒯世勛「上海公共租界史稿」においては、閘北問題について、外交的な遣り取りを詳述している²⁹。ただ、閘北の市政の展開と、閘北の共同租界編入への動きについて、踏み込んで関連付ける観点は薄いという点では、前二者とあまり変わらないと言える。

上海県、閘北地域の地方行政機関

ここでは、清末期以降に進展した閘北地域における市政運動について、共同租界からの影響や、地方官側の思惑といった点を踏まえて簡述する。華界の中でも、南市側は1905年に上海城廂内外総工程局が、1909年に上海城自治公所が成立し、これらが地域エリート層の主導による自治的な市政機関として活動をしていくのであるが、閘北側はどうであっただろうか。

閘北地域では閘北の地域エリート層により、先ず1900年に閘北工程総局が設立された。『上海県続志』は、閘北工程総局についてこう紹介する。

「光緒三十年二月、両江総督周馥が徐乃斌を派遣して弁理させた。以前から閘北地方は租界に近く日に発展していて、沈鏞、錢康榮らが費用を集めて道路橋梁を建設していた。しかし民間の力不足により官弁とすることが請われた³⁰。」

清末期の閘北地域における市政機関については記録が少ないのだが、閘北工程総局は現地において民間の力量不足からやがて市街開発に行き詰まり、官弁の組織に改組されることになったと考えられる。

そうして新たに誕生したのが1906年に設立された上海北市馬路工巡総局である。この機関は上述の通り官辦であり、主な業務は道路建設整備や警察業務とされた。

「上海道台の瑞澄は、上海北市馬路工巡総局を開局する事について南洋大臣両江総督に報告し、それを南洋大臣が批した文章を奉じた。曰く、「上海北市の開発は既に、当地の紳商等が官弁に帰する様にと請願している事から、自ずから速やかに措置を取り、道台瑞澄を督弁とし、徐乃斌を総弁とし、日を選んで開局すべきである。また、急いで董事を選んで章程を議し開弁すべきである。工巡総局の公印は工巡総局より発してその事は詳しく知らせよ。」と。局から発せられた文章によると、「上海北市馬路工巡総局の公印によって以下の事を実行します。工巡総局等の事については章程を適切に議し、道路建設や捕房の

²⁸ 『上海近代史 上巻』 pp. 396.

²⁹ 「上海公共租界史稿」 pp. 478-496.

³⁰ 呉馨修『上海県続志』巻二、成文出版社、1974年、pp. 202-203.

設置は事実を調べた上で計画し裁定します。こうした事の許可を求めます。」と³¹。」

また、上海北市馬路工巡総局の設立は、当時の共同租界側による閘北華界への主権越境行為を強く意識したのもでもあった。

「上海道台瑞澄は最近共同租界工部局が宝山県との境で越境して住所札を付けている事を受けて、工部局側に、閘北華界の問題の処理について交渉したのに基づいて、こうした行為を禁止する様に文書で要請した。前江西候補道の徐孝餘は、華界の商場を開発する事で主権を挽回する事を検討し、昨日また道台に対して、章呈を議して上海北市馬路工程局を開き、そこから早期に巡警を募集して巡回に派遣し、当該地域で工部局が住所札を設置するのを禁止して、この地域の住民が自ら所属を調べて華界側の住所札を設置する様に要請した³²。」

上海北市馬路工巡総局は翌1907年に上海巡警総局に改められ、両江総督に属する警察機関となった。閘北地域は、市政管理については1910年（宣統二年）に、南市側の自治的市政機関であった上海城廂内外総工程局の後継機関である、上海城自治公所の管理下に入った³³。

こうして閘北地域における市政機関が変遷していくなか、上海の市政機関による閘北地方の開発はいかほどのものであったのだろうか。

『上海市自治志』、上海市区域北市図によると、

「北市閘北の一隅は以前、工巡総局の駐在地となっていた。上海城自治公所はかつて、同善堂粥廠内に北区小学を設置し、普育堂、果育堂は毎年冬春に粥を貧民に提供した。民国になると、工巡総局を閘北市政庁とし、南市市政庁と分立させた。」

とあり、上海北市馬路工巡総局と、南市の自治的市政機関として上海城自治公所の連続性が示されている。それでは、上海城自治公所の時期において、自治機関による閘北地域の

³¹ 「江督批上海北市馬路工程辦法」『申報』1906年6月7日

「滬道瑞觀察稟開辦上海北市馬路工巡事宜奉南洋大臣批云上海北市關界既據該商等請歸官辦自宜速為布置應派上海道瑞道為督辦徐道乃斌為總辦擇日開局，一面趕緊舉董議章開辦，所需閘防即由局自刊詳報，啓用其文曰，上海北市馬路工巡總局閘防仰即遵照將工巡等事妥議章程及將築路設捕各款核實估計稟候核奪。」

³² 「滬道催請自開華界商場」『申報』1906年6月5日

「滬道瑞觀察近因租界工部局擅在寶邑境內越釘門牌，當即照會禁止一面，照講辦理閘北華界事宜之，徐孝餘觀察妥議自開華界商場以挽主權，昨又照會觀察請速議章開辦以便早日招募巡警分派巡緝並將該處禁阻工部局編釘門牌，各戶自行分別查明列号趕釘。」

³³ 熊月之主編『上海通史 第五卷』上海人民出版社、1999年、p.463.

開発はいかほどのものであったのだろうか。以下に、上海城自治公所時期における上海市各区の開発実績を表にした。

	上海城自治公所期の各区工事、小学設立数					備考
	中区	東区	南区	西区	北区	
道路工事件数	37	7	6	13	0	
橋梁工事件数	6	5	9	1	1	
市政施設建設件数	2	2	2	3	0	
護岸工事件数	0	4	0	1	0	
埠頭工事件数	0	2	1	0	0	
	中区	東区	南区	西区	北区	備考
小学設立件数	1	0	1	2	1	

『上海市自治志』 pp. 61-64、pp. 73-102.による。

以上からも分かるように、上海華界の中心地であった中区に開発が集中している様子が見え、一方、閘北地域を含む北区の開発は上海城自治公所によってもほとんど為されていないのが実態であった。この時期において租界によって南市とは分断され、また未だに発展が進んでいなかった閘北地域の開発に当たったのは、沈聯芳や、王曉籟、王彬彦といった紳商層であった。沈聯芳や王曉籟は製糸業を閘北にもたらし、王彬彦は私財を投じて閘北地域の道路建設に当たったことが伝えられている³⁴。

上記表に唯一記載されている閘北都市開発のケースは、蘇州河にかかる新閘橋の改築である³⁵。この橋は北側が華界の閘北地域にかかり、南側が共同租界にかかることから、橋の管理権、改築費用の分担で華界、共同租界の協議が必要とされた。共同租界工部局側では、1906年の時点でこの橋の改築について、予算負担を中国側にも求めることと、橋の管理権を租界側が握るという方針を確認していた³⁶。

³⁴ 王彬彦（1874－1948）は江蘇武進人、清末民初期に私財を投じて閘北の道路開発などを行い、閘北市政庁工程員などを務める。1914年の地方自治停止後は沈聯芳らと私財を投じて閘北慈善団を設立。その後も閘北工巡捐分局科長、滬北工巡捐局工程処主任、閘北保衛团团総などを務めた。『閘北区志』 p. 1169。

³⁵ p. 101.の資料 11、12も参照。

³⁶ 閘北華界側では、こうした共同租界側の態度を、租界の閘北方面への拡張運動と関連して捉え、閘北地域の主権侵害を警戒する見方があった。「海上月談」『申報』1910年11月26日。

清末民初期上海の警察

清末期の上海華界に近代的警察機構が導入されたのは1895年に南市馬路工程局が開設されたときが最初となる。従来の上海では、太平天国の乱の最中であった1860年に設立された保甲局が治安維持を担当していたが、南市馬路工程局は新たに巡捕房を設立し、30歳前後の身体剛健、生活習慣に問題のないものを撫標營から選抜して60名ほどを巡士とし、南市において巡邏や道路清掃、照明整備、徴税任務に当たさせた。その後、1898年に当時の上海道台蔡鈞が日本の警視庁から教官を招き、巡士の教育を行わせた。

1901年、清朝は各省に巡警營の設立を命じ、これにより袁世凱が天津に設立した天津巡警總局が成果を挙げたことを受け、1905年に清朝は改めて巡警部を設立して全国に警察組織の設立を推進する。この中で、上海華界の警察組織も一段の整備が行われることとなる³⁷。

「光緒三十一年、道台袁樹勛は督撫から文章を受け取り、警察を開設して、日本警察学校の高等生を卒業した劉景沂を招き、求志書院に警察学堂を開いて学生を募集した。また、九畝地に駐屯していた滬軍營親兵の内、弱兵は淘汰し強兵を一律に学堂に入学させ、警察学を学ばせた。彼らを3ヶ月で速成して卒業させ、この年の冬に城内にて巡回に当たさせた。知県を総弁に、紳董を会弁として、城内の各保甲局を廃止して保甲總巡を警察總巡とし、總巡總局を城内の常平倉に置き、4つの分局も置いた。(中略) 巡長、巡記、巡士など260名を配置した。光緒三十二年に閘北工巡總局を閘北に設けて城内の各警局をこれに属させた。三十三年には両江總督端方が上海に於いて巡警を拡張する様に上奏し、上海道台瑞澂を督弁とし、候補道汪瑞闈を総弁として、閘北工巡總局を上海巡警總局に改組した。また、これに警察学堂を設け、これを求志書院に置き、学生を招いて訓練を行い、卒業生を警察業務に当たさせた。警区を4路に分けて設置し、城内を1路とし、(中略) 浦東に2路を設置し、(中略) 虹口に3路を設置し、閘北に4路を設置した³⁸。」

上述の道台蔡鈞の試みや、清朝中央も日本の警察機構を手本として警察の整備を図っていたなかで、1905年以降における両江總督・上海道台による上海華界の警察整備も日本の

³⁷ Frederic Wakeman, Jr. (魏斐德) 著、章紅、陳雁、金燕、張曉陽訳『上海警察 1927-1937』上海古籍出版社、2001年、pp. 14-17.

³⁸ 『上海縣統志』卷十三、警察 pp. 779-781.

「光緒三十一年、巡道台袁樹勛詳准督撫舉弁警察延聘畢業日本警察学之高等生劉景沂就求志書院設警察学堂招考学生，並將駐九畝地之滬軍營親兵汰弱留強一律入堂訓練警学統，以三箇月速成畢業，是年冬先於城内解放站崗，以知縣為總弁紳董會弁，撤城内各保甲局，以保甲總巡為警察總巡設總局於常平倉，分局四(中略)，巡長巡記巡士等二百六十名，三十二年設工巡總局於閘北以城内各局隸焉，三十三年總督端方奏上海推廣巡警委巡道瑞澂為督辦候補道汪瑞闈為總辦，改閘北工巡總局為上海巡警總局，設警察学堂，亦在求志書院，招生訓練畢業開放，編設警区分為四路、城内一路(中略)，推放浦東二路(中略)，虹口三路(中略)，閘北四路(中略)。」

影響を受けるものであった。また民弁の市政建設期間であった閘北工程総局を官弁に改めた上海市馬路工巡総局が華界のうち、城内と浦東、閘北地域の警察を管理するようになり、それが1907年設立の上海巡警総局³⁹へと引き継がれた。

一方南市側では、1905年に開設された上海城廂内外総工程局と、それを引き継いだ上海城自治公所が、县城以外の南市の華界についても、巡警の運営を官側から託されていた。

「南市では光緒三十一年に、上海城廂内外総工程局が開弁した際に、前の上海市馬路工程局が有していた巡丁を接收し、また十六鋪の3つの保甲局がもともと有していた壮丁から優秀なものを選抜して、新たに招聘した者とも合わせて80名を用いて、東区十六鋪の巡警を拡充した。三十二年には警察学堂を設けて学生を招き訓練した。学堂は初め求志書院にあったが後に南区の積穀倉に移り、学生を受け入れて卒業者を警察任務に当たさせた。また、西区と南区に警務長を置いた。宣統二年には上海城廂内外総工程局は上海城自治公所に改組され、自治公所議事会の議決により、城鎮郷自治章程第五条第八款に照らして、本地方には基より弊害は無いと言う事から、各区に巡警を設ける事は継続して進めるべきだとされた⁴⁰。」

こうして清朝最末期の数年間、両江総督が管理する上海巡警総局と、上海城廂内外総工程局・上海城自治公所による警察が両立することとなった。

辛亥革命後、上海華界の警察機構は自治的市政機関たる上海市、閘北市の管轄となるが、1913年の第二革命を機に袁世凱は中央政府の警察権の拡大を図り、上海華界の警察は江蘇省に直属する淞滬警察庁の管轄となった。淞滬警察庁は北洋軍閥の影響を強く受けていた⁴¹。

民国初期の上海地方行政機関

以下では、辛亥革命直後から、北洋政府期における上海の行政機関、またその上級機関について、上海に隣接する行政機関との関連も含めて簡述する。

辛亥革命の際、上海の地域エリート層は民間の自衛団的組織である商団を動員して上海

³⁹ p. 99.の資料8も参照。

⁴⁰ 『上海県統志』卷十三、警察 pp.781-782.

「南市光緒三十一年總工程局開辦時接收前馬路工程局旧有巡丁，並十六鋪三保甲局原有壮丁汰弱留強，兼行招選八十名推廣東区十六鋪裏街巡警，三十二年設警察学堂招生訓練，初在求志書院後在南區積穀倉，畢業開放，西區、南區置警務長。宣統二年總工程局改為城自治公所，由議事會議決查照城鎮郷自治章程第五条第八款，因本地方習慣素無弊端之各事各區向設巡警仍應繼續辦理。」

⁴¹ 『上海警察 1927-1937』pp. 18-19.

光復を行った⁴²。1912年に上海県では上海市、蒲淞市、洋涇市、閘北市、そして15の郷が設置された。こうした行政単位では議事会が置かれ、1914年の地方自治停止に至るまで董事による運営が為されていた。こうした行政単位の直接の由来は、1909年に設置された上海城自治公所や、辛亥革命直前の1911年に各鎮に設置された自治公所であった⁴³。

上海市と閘北市については、辛亥革命後、それぞれに上海市政庁（1911年11月—1914年）、閘北民政総局（1911年11月—1912年3月）、閘北市政庁（1912年3月—1914年）が成立した。前者は県城地域を含む南市の行政を、後者は閘北地域の行政を担当した。だが、閘北市の方は辛亥革命後、隣接する宝山県との境界範囲をめぐって問題が発生した。以下に、その混乱について示す。

「拝啓。江蘇民政長の第125号訓令。江蘇都督からの文章について。内務司を通過済み。閘北市政庁の銭允利市長等からの上程があった。すなわち、

「閘北地方は上海県と宝山県が交差しており共同租界にも隣接している。去年の上海光復の際、清朝期の閘北工巡総局の制度に沿って閘北に市区と正、副市長を設定した。今、上海県議会は議案を提出し、その中で、閘北地域の内で上海県の領内に属する所は上海城自治区域の北区として編入させるか、閘北地域の内で宝山県に属する所は江湾鎮に編入させる様に望んでいる。しかし、宝山県の江湾郷は、閘北地方の各区画は江湾郷に属させ、或いは江湾郷公所が閘北市公所を併合するという案を提議した。上海、宝山両県の議会は意見が一致せず、また両県の住民と県議会の間でも意見が一致しない。これでは閘北市公所を成立させる事が出来ない。ただ都督に対して、閘北市公所の名称を変更する事で両県の紛争から離脱する事か、或いは前の閘北工巡総局の所轄に沿って市区を特設する事を請願するのみである。」と。

都督の方で調べた所、閘北の地は上海、宝山両県に属し、租界にも近い。前清の工巡捐局は基より都市開発を行い租界と競争するために設けられたが、革命後は市区を旧来通りに改設し、上海宝山両県はこの地を争って、閘北市公所を取り消そうとした。しかし閘北市長銭允利等が再び単独で上程してきた。すなわち、

「上海、宝山両県が各節を上呈した所によると、部分部分では見るべき点がない訳ではないが、しかしこの地がどの様に分割されるのかについて、都督は判断がつかない。しかも省制は未公布なので、行政や自治の各区域は共に暫くは旧制に沿うことになり、これらの名を改めて区を設けるのは、一時も根拠がない。貴都督に請願するのは、こうした状況を鑑みて、暫くの間、（1）現状の方法を維持して当市政庁と上海、宝山両県議会との衝突を防ぎ、内政外交で障害が起きない様に請い願う。（2）省制の公布後に再び分画を計画する、といった点である。そうすれば妥当であり、互いに長続きする。当市政庁長等に批

⁴² この時、閘北の地域エリート層も閘北商団を動員し、上海巡警総局や上海駅を占拠した。p. 100. の資料9、10も参照。

⁴³ 『民国上海県志』 pp. 170-187.

する点以外では、原呈通りにする。貴都督に対して調査と処理を行うことを請願し、願わくは再び紛争が起きないことを。」と。

この文章に基づいて、都督はしばしば指令を閩北市政庁長錢允利らに出した。すなわち、「市郷制に照らして選挙の事務を処理し、正式な市議事会、董事会を組織せよ。」また、閩北警務公所の前所長であった蔣国祥が上程した通りに復し、閩北に対しては、自治を行う際には、交渉と警務を同時に行い、また上海、宝山両県のそれぞれの広さが違うのは良いが、閩北自治の事務が同時に進行して両県と背反しない様にせよ、と指令した。

都督は以上の経緯を鑑みて命令した。「上海県知事はすぐに、宝山区知事や閩北巡警局長及び閩北市政庁正副長と共に、上海、宝山両県の境界線と租界の境界線を書いた図、上海城市地方自治区域図、上海巡警区域図、宝山巡警区域図、閩北警務公所所管巡警区域図を一枚ずつ、総図を一枚提出せよ。本城では各区の境界線が複雑で、総図とすり合わせるのが未だに出来ていない。出来るだけ総図内で染色して一緒に説明するべきだ。以上を提出して裁決を待て。」と。

閩北自治区域を調査した所、何度も区域確定が計画されたものの今まで未解決であるという事を奉じた。ここに上述の来信に基づいて、それ以外の事についても貴庁に手紙を送る。貴庁には上海城自治を調べ、地方自治区域図を迅速に描いてこの図を三枚送り、分別して保存できる様にする事を要請する。何卒遅延は避けられたし⁴⁴。」

44 『上海市自治志』公牘丙編、閩北區界案 pp. 811-812.

「縣知事吳來函奉省令閩北區跨上寶兩縣爭隸其地飭即詳繪地圖呈候核奪文」 民国二年一月十五日

「逕啓者、案奉江蘇民政長第一百二十五號訓令內開、案查都督移交案內、准內務咨開、據呈上海閩北市政庁市長錢允利等呈稱、閩北地方上寶交錯●（田+比）連租界、於上年光復時沿前清工巡總局之舊設立市區及正副市長。現上海縣議會議案欲以閩北之在上海境者隸入城自治北區、在閩北之寶山者隸入江灣鄉。寶山縣江灣鄉議案議將各區画歸本鄉、或江灣鄉公所併入閩北市政公所。兩縣議會意見不同二縣公民又與議會意見不合致、使閩北市政公所不能成立。惟有請大部更其名稱脫離兩縣之紛争、抑或沿前總局所轄之處特設市區等因。到部查閩北地屬上寶兩縣接近租界、前清之工巡捐局原為建築商場與租界競争而設、光復後改設市區一切、仍舊刻下、上寶爭隸其地、擬將市政公所取消。而該市長錢允利等復呈請特立、據所呈各節雖亦不為無見、但該地究應如何画分本部無從懸揣。且省制尚未公布、所有行政及自治各區域俱暫沿舊制、更名立區、一時亦無根據。應請貴都督勘酌情形暫定一維持現狀辦法以免該市政庁與上寶兩議會互相衝突、庶於內政外交均無妨碍、一俟省制頒行後、再行籌画至當、俾相久遠、除批該市政庁長等外、相應抄粘原呈、請貴都督查核辦理、并祈迅速見復不勝盼切等因准此。查此案迭經都督程指令該市政庁錢允利等、查照市郷制、辦理選舉、組成正式市議事会董事会、復於閩北警務公所前所長蔣国祥呈內、指令閩北自治為一事交涉、為一事警務、又為一事是以彼此範圍広狹可以不同、而辦事自可并行不背各等因、在案。茲准部咨前因。合亟訓令。上海縣知事、仰即会同寶山縣知事、閩北巡警局長、暨閩北市政庁正副長、繪具上寶兩縣界線及租界線圖、上海城市地方自治区域圖、上海巡警区域圖、寶山巡警区域圖、閩北警務公所所管巡警区域圖各一紙、并繪總圖一紙、本城如各圖界線複雜未能與總圖湊合、儘可於總圖內染色說明一并、呈候核奪此令等因、奉查閩北自治區域前經屢次籌画迄未解決、茲奉前因亟應遵照、除分知外相應函達貴庁。請煩查照上海城自治地方自治区域圖迅速繪送三份、以便分別存照。幸勿稽延是。為盼要此致。」

こうして、閘北市政庁は開設直後から上海県、宝山県間の境界線問題に巻き込まれ、閘北市の存続すら危ぶまれる状況となった。こうした状況は少なくとも 1913 年後半まで続いた。

「閘北の自治区域については、上海光復によって変更されて以来、何度も会議を行ったが解決できない。上海県知事は県議会と検討をしたが議決する手掛かりが無い。県知事の市郷制を参照するのに依って、調査し發文すべきである。以前、宝山県知事と共同で、江蘇省長から人員を派遣して区域問題を調査する様に求めたが、今回また同じ要請をした。今回、内務司から文章での指令を奉じた。それによると、「文書内の上呈書について調べた所、「閘北の自治区域を立ち入り調査し、意見を陳述し、上からの意見を請いそれに従う云々」とあった。意見書一通につき必ず地図を一枚付け、閘北地方が租界に接している事について悉く調査せよ。今回の区域調査では、自ずから外国に対して閘北を分割することは無く、また、他の自治区域内の行政区画が主体となるのに抵触しない様にする。調査の委任を受けた者が述べた甲乙丙三説を見ると、その中で、「宝山県との境界を滬寧鉄路に置いてこれを天然の境界とし、鉄路の東側を閘北に帰し、その範囲は靶子場馬路の終点を北側の境にする。鉄路の西側については、閘北の現在境界を定めている路線から、上海宝山両県が交わる場所については、長生北公所に至ってさらに海家橋に至り、宝山路口を通過して鉄路を終点とし、これを與龔家宅馬路に接続させるのに便を図り、この線より北側で、鉄路より西側を江湾側に属させる。」といった言があった。既に北四川路の両側と靶子場の一帯の、華洋が入り混じり比較的繁栄している地域は、一律に閘北に帰属させ、対外的な揉め事が無い様にする。上海駅の東西にある道路は相通じていて絶えることが無く、だから江湾郷の自治区域の両端は極めて整然と定まっているので、その通りに境界を処理して良い。上海県の境界にある杉板廠と新閘路の両所については、旧時の工巡總局が所轄した第八、第一巡警区域が閘北の管理に属していたのに照らして処理するべきだ。胡家木橋と北新涇の両区については、閘北からは比較的離れているので、敢えてこれを論じる必要は無い。今回の区域決定以後は、上海県、宝山県知事は今回公布された江蘇省議会の修正暫行市郷制に基づいて、共同して閘北に正式の自治機関を組織してこの進行を督促し、遅延があってはならない。状況については命令通りに処理し、報告し、この命令に対する意見書と地図を備えよ。」という内容であった。この命令を奉じ、各々が分けて提出する分以外は抄録を合わせて提出せよ。上海市経董に訓令し、また県議事会も同じく承知せよ⁴⁵。」

⁴⁵ 『上海市自治志』公牘丙編、閘北區界案 pp. 812—813.

「縣知事吳令奉文劃定閘北區域界址文」民国二年十一月四日

「案查閘北自治區域，自從光復變更以來屢次籌議未能解決，經本知事交縣議會核議亦以無從議決，應由縣知事按照市郷制核辦移復，前來即經會同寶山縣知事呈省長派委勘劃，會同呈復在案，茲奉指令開內務司案呈，查接管卷內據呈會勘閘北自治區域，陳述意見請示遵行

こうして、中央政府内務司の判断により、閘北と宝山県はおおむね滬寧鐵路を境界とすることで着したものの、上海市政庁、閘北市政庁の両者とも、1914年の地方自治停止令により廃止された。

その後、南市では南市工巡捐局が、閘北では閘北工巡捐分局、滬北工巡捐局が行政機関として成立した。これらはいずれも官弁とされていたが、少なくとも南市、閘北や各郷ではそれまで地方行政を担ってきた地方エリートが経董に任命され、公的資産の管理や公益事業の担当を担当した⁴⁶。上海南市では市経董が「維持款産接辦公益事宜」を委任され⁴⁷、これは閘北や他の市、郷でも同様であったようである。

「本邑の市郷の自治機関は命令を報じて官弁に回収された後、県公署より人員を派遣して接收されているのは今まで報じた。ここで、上海の四市十五郷の経董が洪知事によって現地に選ばれ委任されることに既になり、一方、県公署からは人員が派遣され、赴いて監督することで交代を明らかにする。ここに委任されることが分かった各市郷の経董の姓名を紹介する。上海市正経董姚文（木+丹：筆者註）、副経董朱志堯、陸文麓。閘北市正経董錢允利、副経董周以藩。・・・⁴⁸」

そして官側によって部分的にせよ地域行政の役を与えられた地方エリート層は、閘北においては1914年の、共同租界側による閘北地域の租界編入運動に対し拒絶反応を示すことになる。

「閘北の租界への開放地点について聞くところは昨日報じた。また聞くところでは滬海道尹楊小川が前日外交団と会合し、外交団からの文書、すなわち開放地点は叉袋角までとす

等情，並附意見書一件圖一紙，均悉查閘北地方街接租界，此次勘定区域自以對外不至紛岐，而又無碍于其他自治區域內行政規畫為主。察閱該印委等陳述甲乙丙三說，其內說從寶境起以滬寧鐵路為天然界線，鐵路以東画歸閘北，迤北至靶子場馬路極端止，鐵路以西則擬自閘北現画路線上寶交界之處，起迤遷至長生北公所折至海家橋貫寶山路口至鐵路止，以便與龔家宅馬路接通，自此線以北，鐵路以西画歸江湾等語，既將北四川路兩旁及靶子場一段華洋交界較繁地方一律歸入閘北，自于對外不至紛岐，車站東西有路可通亦不至絕然兩，概而于江湾郷自治区域亦極整齊，應即准照辦理，至上境之杉板廠新閘路兩處地方，並應照旧時工巡局所轄第八第一兩巡警区域歸閘北管理，其胡家木橋北新涇兩區既與距離閘北較遠自應無庸置議，自經此次定案以後，該知事等即便查照本屆公布省議會修正暫行市郷制，會同組織閘北正式自治機關督促進行，毋任延誤，仍將遵辦情形具報，查此令意見書及圖存等因，奉此除分行外，合行抄錄原呈，訓令上海市總董，並轉議事會一体知照此令。」

⁴⁶ 『民国上海県志』 pp. 170-187.

⁴⁷ 同上、p. 172.

⁴⁸ 「委任市郷経董」『申報』1914年3月20日

「本邑市郷自治機関自奉文收歸官辦後，即由縣公署派人接收經紀前報，茲悉上海四市十五郷経董已由洪知事就地取材選委並由縣公署派人前往監督以清交代，茲探得委定各市郷経董姓名錄後 上海市正姚文（木+丹：筆者註）、副朱志堯、陸文麓 閘北市正錢允利、副周以藩・・・」

ることを受けた。楊道尹は既に閘北の各経董に書簡を送り、既に建造された道路が合計いくつあるのか、道路建設費がいくらかかるかの調査について対応を任せるとした⁴⁹。」

「閘北地方を共同租界に併合する問題については未だ解決していない。今回、閘北の各公民は外交部が調査員を上海に派遣して調査を行った結果と、外国側が要求している併合地点について知った事から、特に前日の午後に、閘北慈善団が会議を開いて討議を行い・・・（中略）会議を経て以下の数点について議決した。（一）公式にそれぞれの意見を当局に上程し、この問題の利害について詳細に述べる・・・（二）公式に上程する中で付属して提出する地図は、閘北の原地図を、工部局側の地図を参照した上で両者を合わせて作成する。（三）閘北慈善団全体から銭貴三を推挙し、彼に任を託して上程させる。（四）閘北工巡捐分局に対して、道路清掃や道路管理等について全力で整頓して実行するように要請する。（五）保衛団を組織して、警察力の不足を補う。以上の各項を、会議参加者全体の賛成を得た上で即日実行に移すことにした⁵⁰。」

「租界外の租界」、上海越界築路地域

越界築路とは、上海の共同租界やフランス租界が、租界の境界を越えて建設した道路のことである。上海共同租界における越界築路の始まりは、太平天国期に租界側が太平天国軍との戦闘に備えて、租界外に軍用道路を建設したことが始まりと言われる。その後、1866年に共同租界工部局が、もともと私道であった疾駆路（租界から西へ延びる、後の静安寺路）を管理下に置いたことが嚆矢となったようである。

1899年（光緒二十五年）の上海共同租界の大幅な拡張と、その前年に行われた上海土地章程の改定は、共同租界による越界築路の建設を加速させるものであった。共同租界側は租界区域自体のさらなる拡張を目指しており、租界の北側に位置する閘北の北四川路周辺（滬北越界築路）や、租界西部の静安寺地区、虹橋地区（滬西越界築路）を中心に越界築路の建設を推し進め、同時に上海土地章程の修正事項を理由として、越界築路一帯の行政、

⁴⁹ 「推放租界続聞」 『申報』1914年9月12日

「閘北推廣租界地点已據所聞登載昨報，茲又聞滬海道尹楊小川君日前會接外交團照會其推廣地段直至叉袋角為止，現楊道尹已函至閘北各經董調查已築馬路共有若干及築路經費若干以憑對付云。」

⁵⁰ 「關於推放租界問題之會議」 『申報』1914年11月10日

「閘北推放租界問題久未解決，茲閘北各公民因悉外交部派員來滬調查之結果及外人要求推廣之地點，特於前日下午假閘北慈善團開會集議・・・於是經衆議決數事，（一）公稟各當道詳陳利害・・・、（一）公稟中所附之圖以閘北原圖參照工部局圖會合繪成、（一）由全体公推錢貴三領銜具稟、（一）函致工巡捐局將清道路政各項竭力整頓、（一）組織保衛團以輔警力之不及，以上各節經到會者全体贊成即日進行。」

徴税、警察権を主張し、水道や電気といったインフラ整備や、警察の配置を共同租界側が推し進めていった⁵¹。こうした地域の一部は外国人や中国人の富裕層による、高級住宅街へと変貌した⁵²。但しその一方で、共同租界側のこうした行為は華界側の中国人住民からは主権の侵害と受け止められることもあり、例えば閘北地域では 1906 年頃から共同租界からの水道給水と、工部局による課税が中国人住民との軋轢を引き起こし、後に中国人経営による閘北水電廠の設立にも繋がっている。特に閘北地域では、共同租界側の越界築路建設と、それに伴う越界築路地域の管理権の掌握は、清末から民国期にかけて閘北を共同租界側に編入する目論見の一環であったとも考えられる。越界築路地域は、近代上海における華界と租界の主権、都市建設志向が交差する地域であった。こうした点は、本稿にてこの後に考察する⁵³。

清末期の上海では従来からの行政区分にのっとり形で、自治的な市政機関が誕生したが、上海県華界の中心であった南市と、そこから外れていた閘北地域では、自治的市政の性質や、市政への地方官の介入の強さと言った点で、異なる点が見られた。閘北地域では清末期から、隣接する共同租界との交渉を抱えており、特に滬北越界築路地域は、日中戦争に至るまで、華界と共同租界との間の懸案となる。

⁵¹ 『百年上海城』 p.174. また上海租界志編纂委員会編『上海租界志』上海社会科学院出版社、2001年。p. 383.

⁵² 『上海警察 1927-1937』 p. 65.

⁵³ 本稿で取り扱うのは上海共同租界についてである。フランス租界の越界築路問題については、1914年のフランス租界拡張の際、それまで存在した越界築路が全て正式にフランス租界に編入されたため、「解決した」とされる。『支那に於ける外国行政地域の慣行調査報告書』東亜研究所、1942年、p. 65.

1章 清末民初期における上海、閩北地域の衛生問題と共同租界拡張

19世紀末から20世紀初頭にかけては、世界的にコレラやペストといった伝染病が流行し、中国もそれから免れることは出来なかった。上海においても防疫は重要な課題となり、そして当時の上海では衛生防疫問題と租界拡張問題が直結して話されていたのである。当時の上海における防疫問題については飯島渉の研究の中で取り上げられている。飯島氏は主に1910年（宣統二年）のペスト流行と1919年のコレラ流行について取り上げており、ここでは1910年のペスト流行についてまず参照したい。

飯島によると、1910年のペスト流行の際、工部局は鼠の駆除、患者の隔離といった対策を強硬に進め²、その中で中国人との対立が生じ、工部局と上海商務總會、広東幫等の交渉により中国側も鼠の駆除や患者の隔離、さらに中国側による病院設立といった対策を取るということで対立はひとまず収まった。この背景には防疫対策を通じて工部局の行政が華界にも及ぶことへの中国側の反発があったと、飯島は指摘する。特に問題は閩北であった。ペストの主な発生源は閩北であると見なされており、工部局の防疫対策は租界を越えて閩北にも行なわれようとしていた。1911年には工部局と上海道台、寧波幫は交渉をし、中国側の防疫対策を強化する点で落ち着いた。

飯島はこの問題を通じて「外国側がペスト対策を理由として中国の内政、就中、衛生事業に介入しようとしたことに対して、中国側はこれに反発したのである。」と締めくくっている。ただ、閩北への共同租界拡張問題と衛生防疫問題は宣統二年に限らず、清末民初を通じて両者は直結していたのである。

1895年度の *Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance China Trade and Commerce of Shanghai*.によると、工部局の行政と密接な関係があるイギリス総領事側は、1899年の共同租界拡張の前から衛生問題と租界拡張問題を直結させていたことが分かる。

「この地域はもともと外国の租界として位置づけられており、警察や電燈、下水道等は工部局によって管理されているのだが、現在この地域では急速に人口が増大し、それどころかこの人口が隣接地域にまで溢れようとしている。こうして我々は膨大な数の中国人に囲まれるという脅威に直面しており、もし彼らが中国都市の一般的な生活様式で集住するのを許されるのなら、租界住民の欧米人向けの設備は重大な危機に晒されるだろう。租界内では道路はよく舗装され、下水や電燈も整備され、中国人の家屋だろうが外国人の家屋だろうが秩序と清潔が行き渡っている。もし中国人が租界を囲む全体の地域で、彼らにとっては普通でも不潔な生活様式をもって溢れ返ることが許されるのなら、それが租界の衛生

¹ 飯島渉『ペストと近代中国』研文出版、2000年、pp. 162-165.

² p. 105. の資料18も参照。

にとって重大な損失になることは明かだ。必然的に、租界拡張の要求が今まで言及され、そして今、この要求が北京における好意的な接見に会していることが期待される。この地域の土地の大半が外国人の所有になっていると考えられ、工部局の管理地域の拡大は外国人にとっても現地人にとっても有益である³。」

当時、世界的に伝染病が頻発していた中で、共同租界側は租界の内外で中国人住民の人口が増えるにつれて、租界の衛生状況が悪化する事に対して神経質になっていた事がうかがえる。そしてそこから、租界の管理地域そのものを拡大することで、すなわち租界の隣接区域を租界に編入することで、衛生問題の解決を図ろうとしたのである。

この翌年度の領事報告でも、租界における防疫の必要性が強調される一方で、防疫への中国側の一般的な意識の低さや、工部局主導で防疫を行なう旨の記述がある。

「中国南部におけるペストの発生により、工部局は租界における疫病の流行を防ぐ必要性を喚起させられた。衛生の警戒は強力かつ冷静な力で実行されてきており、そして領事と警察には、彼らが中国の強情や偏見と戦う際に見せた機転と忍耐のために、大きな信頼が与えられている。アジア人は秩序と清潔に関する概念を全く無視することから、干渉に対しては激しく憤るのだが、この干渉は有益なものであり、憤りは彼らの伝統的な習慣、癖により行なわれる。彼らはほんのした衛生上の違反に対する処罰を全く理解していない。まず、違反者は注意や警告を与えられた上で、最大でも小額の罰金を科せられて釈放されたが、常習犯に対してはこれを阻止しようとする観点から、数日間の投獄と、違反者の中国人に対して、租界内では工部局の規制に従わなければならないと通知する必要があった。中国当局に対しては承認が与えられる必要があり、特に会審公廨⁴の判事に対しては、彼らが領事の仕事において、疫病の流行を防ぐ衛生対策に関する敏速な協力を行なう上で、承認が必要となる。同時に、富裕な中国人の多くは、疑いもなく彼らの財産や不動産への関心から、この状況をすんなりと認識し、領事の努力と取決めを応援した。会審公廨の判事自身はとりわけ最初である。彼は領事の指示を受けて、自分の職場や調度品を徹底的に点検し、衛生局員によって消毒させた⁵。」

また、1908年度の *Diplomatic and Consular Reports China Trade of Shanghai* の中でも、租界拡張と衛生問題が関連して話されている。

「上海—南京鉄道の駅から租界の北界に近接する地域、すなわち上海—南京鉄道と租界に

³ 京セラ文庫『イギリス議会資料』*Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance China Trade and Commerce of Shanghai, 1895*. p. 22.

⁴ 1867年に設けられた、租界における中国人と西洋人の間の事件を審理する機関。

⁵ *Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance China Report for the Year 1896 Trade of Shanghai, 1897*. p. 24.

挟まれた地域では、得体の知れない人々が住みつき、犯罪層にとって安全地帯となりつつある。この地域が租界の衛生や秩序にもたらす脅威は、租界当局の一部が打ち出す、鉄道と租界の間の地域を租界に併合する要求に繋がっており、そして納税者がその要求を支持している。この問題は中国の行政側にも伝えられているが、中国側とは未だに議論が続いている⁶。」

ここで話されている地域とは、すなわち共同租界の北部にあたる虹口地域に隣接し⁷、当時から租界への編入問題が持ち上がっていた閘北に他ならない。こうして租界への編入交渉の動機の一つとして衛生問題が挙げられることの背景としては、前述した世界的な伝染病の流行と、上海の共同租界にとって衛生防疫問題が重大な課題になっていたことは看過出来ないだろう。

こうした流れが、宣統二年の際の工部局と中国側との対立に結びついていく。工部局側は防疫対策について、中国側と一定の協力はしつつも距離を取り、特に租界内での中国側の活動を制限する方向を取る。

「会議内で衛生官からの報告が為された。この中で新設された中国公立医院との協力の進行と、このことを通知すべきという提案が為された。警備委員会はおおまかにおいてこの提案に同意したが、ただ天津路の病院にペストの患者を隔離することには反対した。De Gray 氏は、最近の董事会特別委員会と商務總會の何回かの協議のなかで、中国の医院は新たに租界内には設けないと重ねて規定していると指摘し、もしこの事について何らかの変更が為されるのなら、それは時期に合わないとは彼は考えた。この件は次回の警備委員会で継続審議することになった⁸。」

工部局側のこうした態度に対して上海の中国人側、特に閘北ではどのような衛生防疫対策をとったのだろうか。1910年秋のペスト流行の際には、前述の通り華界側独自の防疫対策が、工部局の防疫対策に対抗、呼応する形で進んだ。当時、工部局側は自前の軍事組織であった義勇隊をも動員してネズミの駆除や、ペスト患者の隔離にあたり、こうした施策は強引であるとして中国側の反発を生んだ。同年の11月18日、工部局と上海商務總會とがペスト対策について会合を行い、その中で、中国側が自ら医院を設けること、中国人内でのペスト感染の有無は中国側で調査すること、ペスト調査の地域を限定すること、ペスト死者の埋葬はその家族に任せ、工部局はこれに干渉しないこと、といった項目で合意した⁹。

⁶ *Diplomatic and Consular Reports China Trade of Shanghai, 1908* p. 13

⁷ pp. 105-106. の資料 19-20 も参照。

⁸ 上海市档案馆編『工部局董事会會議録 第18冊』上海古籍出版社、2001年、1911年1月11日

⁹ 『ペストと近代中国』 pp. 162-163.

この合意に合わせ、華界側での伝染病対策医院の設立が進められることとなる。

中国公立医院は、1910年に閩北の地域エリート層が中心となって、ペスト等の伝染病対策のために設立された病院である¹⁰。この中国公立医院の設立に際しての事情については、以下のように緊迫した、急なものであったという。その直接のきっかけは、共同租界側の中国住民に対する、強引な防疫対策への嫌悪感であった。

「中国公立医院は宝山区との境にある補蘿園に設立された。宣統2年10月（旧暦、筆者註）、共同租界にてペストが発生し、共同租界工部局は医者に命じて居戸ごとに検査を行わせた為、住民はこれに苦しめられた。時に死者6人が発生し、防疫対策が断行されるとの噂が流れ、人心はますます恐慌に至った。沈敦和などは医院を自ら設立することを謀って工部局と争い、設立許可を得たものの設立期限を4日間とされた。沈敦和は設立大会を開き、参加した士民は憤慨し、言葉を述べるのに涙をふるって続けた。粵人の張子標は補蘿園を譲って医院の用地とすることを願い出た。設立費用は銀4万両とされたが、結局3万3000両しか集まらなかった。補蘿園内の不要物を撤去した時は10月22日で、未だに4日間の期限を過ぎてはいなかった。宣統3年正月、工部局は防疫永久辦法5条を規定し、その中で凡そ中国人でペストに感染したものは、その検査は隔離して行い、治療は中国人の医院の管轄として処理する、また種痘やコレラ治療、こうした患者の人身に関することからの一切は中国人側で処理するように、とされた。このため租界内の中国人住民は防疫を受けられない可能性に見舞われた。医院の開局後、ペストは遂に終息したものの、今度は東三省で急にペストが流行した。中国側と西欧側の官・商は北方から来る患者に備え、再び会議を開いて防御法を協議した。フランス総領事はフランス租界内に医院を別に設立することを請願し、沈敦和は巡道に、督撫に対して設立経費を支出してもらうよう上奏を願い出て欲しいと請願し、電旨により許可が知らされた¹¹。」

こうして急仕立てで誕生した中国公立医院であったが、中国人住民への検査を積極的にを行い、工部局による対応とは違って住民からの反応も悪くはなかったようである。

「ペストの検査問題について、中国公立医院の成立後、毎日中医三人と、女性西洋医が派遣されており、道路ごとの検査は極めて真剣に行われている。昨日も、寧波同郷の施帽青、応李審、徐其相の三名に要請して、中医や女性西医を帯同して北福建路や北山西路、開封路、アラ伯司脱路などを検査させた。住民はこれを歓迎し、医師がペストの精査を行うのに任せ、質問などは出なかった。1、2箇所では検査をためらうものがあり、その一人である経施君は教え諭されて、検査を良いものと受け止めた。これにより租界の住民は均し

¹⁰ 薛理勇主編『上海掌故辞典』上海辞書出版社、1999年、p. 346.

¹¹ 『上海県統志』巻二、pp. 239-240.

く安堵し、住民は再び不安に陥ることはない¹²。」

1910年の12月にはペスト流行は小康状態になったと見られ、この時に蘇州河北岸の閘北地域を検査していた中国公立医院は、2000戸を検査したが患者は見つからなかったとし、工部局による共同租界内での調査でも、ペスト感染したネズミが3匹見つかったのみであるとされ、「上海ではペストの脅威は去った。」と一旦は言われた¹³。

こうした経緯から、閘北に設立された中国公立医院は一定の成果を収めたと上海道台からも認識され、南市にも中国公立医院に続く中国側の伝染病対策病院の設立が進められた。

「上海城自治公所は最近、上海道台劉燕翼からの文書を奉じた。すなわち、「北方でのペスト流行は甚だしく、上海での流行が懸念される。北市では既に中国公立医院が疫病の治療に専念しているが、南市ではこれが無いのを考え、自ら急いで疫病院を建て治療の便にし、生命を救うべきである。」と。聞く所によるとこの事は、既に各商董が衆議する所となり、西門の外斜橋、西園を選んでそこに上海伝染院を設立する。既に訂章を決めその次に開業する。また、聞く所によると、何という老婦人が銀一千両を寄付するという。誠に「善を楽しみ施しを好くする。」と言うべきである¹⁴。」

上海の華界における防疫対策は、伝染病の被害が深刻であった閘北地域が牽引する形で、地域エリート層と彼らが運営する市政機関、医院が中心となって進められた。しかし、翌1911年になってから、ペスト感染が未だに散発する状況が続き、防疫対策が租界側主導で行なわれる中、閘北における華界と租界の境界未確定部分に、租界側による強引な分割も行なわれた。

「閘北四路二区の境、天保里等の所では、最近ペストが発生し、連日、中国公立医院から医者が派遣されて施療を行なっている。英米工部局はこの地が租界に接していることからペストの流行を深く恐れている。また、工部局は昨日の午後四時に設計の西洋人を派遣し、この地に到着して観察させた。そして海寧路馬路の只中でアスファルトを注いで道路を分割させた。続いて小工事により鉄板を非常に多く建てた。また、工部局は錫金公所より西に真直ぐ進んで南川虹路に至るまで、全て鉄板で遮断して、ペスト菌を持つネズミが越境するのを防ぐ事を計画している。巡士が検査した後、巡官に直ちに報告し、華界側の土を

¹² 「中国公立医院検査鼠疫情形」『申報』1910年11月26日

¹³ 「中国公立医院查疫報告」『申報』1910年12月3日

¹⁴ 「組織上海伝染医院」『申報』1911年3月10日

「城自治公所近奉滬道劉觀察照會謂、北方鼠疫發現流行甚烈、誠恐滬地亦有伝染之患、查北市已經設中国公立医院專治疫症、南市尚付缺如自應趕緊籌設治疫医院、以便療治、而救生命等語、茲聞所董已與各商董集議決定西門外斜橋西園地方設立上海伝染医院業已擬訂章程將次開辦、並聞有何老太者創捐經費銀一千兩亦可謂之樂善好施矣。」

租界側に越界させるのを許さない。且つ、この地は華界と洋界が交差して道路は未だに境界が決まっていない¹⁵。」

共同租界工部局側の対策は、租界側と華界側、特に閘北とを鉄板等で物理的に遮断するという徹底ぶりであったが、こうして遮断された地域が、双方の境界が曖昧な地域であった事は問題であった。衛生対策を口実として、共同租界側に有利な境界線がそのまま既成事実化されてしまう恐れがあったのである。

この状況は、ペストの終焉後に一応解決する。

「昨年秋に共同租界内でペストが発生した時に、英米工部局は海寧路の中間に鉛壁を建て、ネズミの侵入を防いだ。この時より、車馬や人が通行する際や、この地の住民の往来に多くの支障が出た。かつて中国側の官は領事団に文書を提出して、この鉛壁を排除してこれを無効にする事を請願した。そして度々租界の越界交渉が起きる事については、閘北市政庁はこの区の区員に対し、川字一号の門前に標識石を設置してこれを境界線とすると命じ、巡警全体に対してこの範囲を遵守するように命じた。工部局は中国側の官が既に境界石を設置してこれを以って境界を明確に分け、また、ペストが既に収束したことから、昨日、捕房と検討して職人を派遣し、堅固な鉛壁を全て排除して交通の便を回復することを始めた¹⁶。」

こうして、辛亥革命をはさんで問題は一応の決着を見たが、共同租界と閘北との境界問題自体については、警察権との関連でくすぶり続ける事になる。

辛亥革命後、上海の華界では城壁の撤去、壕の埋め立てといった、大掛かりな都市改造が行なわれたが、その中で衛生対策も平行して進められた。

「民政部計会総部の諸宛明君は昨日、上海市政庁長の莫錫綸君に書簡を送り、曰く「文明

¹⁵ 「鼠疫牽涉界務」『申報』1911年8月12日

「閘北四路二区轄境天保里等处因發現鼠疫，連日由中国公立医院選派醫生調查施教，英美工部局以是處與租界接壤深恐蔓延，亦於昨日午後四時先派打樣西人至彼處察看，即於海寧路馬路正中澆洒栢油劃分路線，繼由小工事來鐵皮甚多，擬自錫金公所施西直至南川虹路遍豎鐵皮以防疫鼠越境為害，該區巡士查見後立即回稟巡官以其不應越界動土，且彼處華洋交界路線亦未劃准。」

¹⁶ 「劃清界限之効力」『申報』1912年9月12日

「去秋公共租界內發現鼠疫時，曾經英美工部局在海寧路馬路中間豎立鉛皮以防疫鼠竄入，自此車馬行人及該處各舖戶往來諸多不便，曾由華官照會領事團請即拆除並無効力，以致屢起越界交涉之事，茲經閘北市政庁飭令該區區員於川字一號門前砌一石綫通諭全體巡警遵守範圍，工部局始以華官已砌石線界限分明且鼠疫亦已消滅，於昨日咨捕房派匠前往將所豎鉛皮一律拆除以便交通。」

各国は先ず衛生を重んじる。このため、清末に於いてはフランス人が華界との境界の不潔さを口実に租界を西南へと拡張し、英米は租界の隣接区域の不潔を理由に閘北へと権勢を拡大しようとしている。これは要求の態度に近いと言えるが、しかし華界の住民の自治の不善と政治の取締りの甘さは言い逃れが出来ない。今は正に民国初年で、あらゆることを建設する必要がある。諸君は正に時代を整頓するに値する。・・私の同僚はこの用に鑑み、かつて庁長に対し、議紳を招集して公抗所（公衆便所）を多く作り、私設便所を除去し、また警務長に命じて屋外で用を足すことや、ごみを散らかすことへの罰則を厳しくすることを敢えて請願した。そうすれば即ち、住民に対して公衆道徳の重さや、自暴自棄は有益ではないことを示し、そうして外交上でも付け込まれることは無くなる。これは地方にとって幸いである¹⁷。」

「上海の城壁撤去や壕の埋め立て、道路建設の工程は城の北半分より先行して着工して以来、既に半分が過ぎた。今では南半分が着工されようとしている。ただ、城壁や壕の撤去後は衛生と道路清掃が共に整理されねばならない¹⁸。」

華界においても、公衆衛生の観念に基づく市街の清潔化の必要性は、租界側の干渉を排するという点とも結びついて認識されていた。特に便所の適切な処理は重要な問題の一つとして進められることになる。その中で汲取り人と市当局の対立といった事態も生じる。清末の1911年には、県城において巡警と汲取り人との間で激しい衝突が起きている。

「城内の巡士と汲取り郷民の間で大きな衝突が起きたことは既に本誌が二回報じている。各郷民は前日、一日罷業をし、本県の知県田宝榮の慰撫を受けた後、昨日既にいつも通り入城して人糞を輸送した。各所の站の巡士は彼らを再び足止めはしなかったが、ただ無業の流氓は郷人を唆して罷業を続行し、暴力を振った巡士を厳罰に処す様に要求している。昨日、県令は既に役人を派遣して探索させ、こうした流氓や郷人を重ねて罰しようとしている。上海道台劉燕翼は郷民がこうした傾向を長期化しようとするとの報告を受け、これを批して曰く、「郷民が城に入って人糞を運ぶなら、時刻の制限を守り、警局の清潔章程を遵守しなければならない。拘束されて処罰を議論される者は、自ずから警章に違反

¹⁷ 「衛生問題之關係」『申報』1912年7月16日

「民生国計会総部諸宛明君昨致市政庁長莫君函云、文明各国首重衛生、是以前清末造法人藉口華境之汚穢推開租界於西南、英美借言隣界之不潔拉權勢於閘北、此雖跡近要求、而居民自治之不善政界取締之不嚴亦難辭其咎、今當民国初建凡百待理、諸君值整頓時代・・曾同人有鑑於此用敢率請貴庁長召集議紳提議多數公坑所、而祛去私廁並轉咨警務長嚴行取締隨處便溺傾倒圾垃之罰則、然後曉示居民重於公德弗自暴棄不特有益衛生、即外交上亦無所藉口、誠地方之幸也。」

¹⁸ 「華界衛生之進步」『申報』1912年11月18日

「上海折城填壕築路工程、自就北半城先行動工以來已將及半、現擬將南半城接續接卸、惟城壕折去之後、所有衛生清道兩事均須整理。」

している者である。これを県に赴き提訴するのを経る事の是非は明らかである。」と述べた。・・本県の知県田宝榮は、述べて「地方自治が衛生に注意するのに照らすと、街道の不潔は疫病の流行を容易にする。これが汲取り人は一定の時刻を守らねばならない理由である。上海の近郊では、例えばイギリス租界では汲取り人の規則の取締りは極めて厳しい。そのため、租界では午前十時になると路上には既に人糞は無く、道路の清潔が保たれて通行人は汚物を見ない。唯、内地の城の内外のみが旧慣に従っている。去年、自治公所が議論して清潔所を設け、人を招いてその事業を取らせるように請願したのを承諾した。」と¹⁹。」

これは、自治公所や県が設けた清潔所への、汲取り人側の反発が背景にあると考えられる。清潔所については、民国初期の史料から引くと、

「通告を為す。清潔所の設立は衛生を重視する視点のため、先年に上海城内の議事会の議決を経て董事会の執行を得、將に沈昌記に対して運営に当たるよう命が下される。・・沈昌記は民国元年陰曆 12 月 1 日に始める。城の内外に有る所の各汲取り人は速やかに新埠頭浦灘の清潔所に赴き、自らを登録して名を報じなければならない。そうすれば各々は一定の地域に基づき汲取りが認められ、即ち生計を失わない²⁰。」

とあり、汲取り人の活動を管理し、規制するものであることが分かる。さらに、この時期に上海の各区で清潔章程が制定されており、その内容は、

「定章六章 第一条 各区は公正に代表を選び責任を負わせる。 第二条 汲取り人は午前十時の鐘を限度に汲取りを止め、以後は汲取りをしてはならない。 第三条 汲取り人は必ず銅牌を身に着けること。 第四条 汲取り人は民家や店舗に対して代金を重ねて要求してはならない。洗淨するものは民家、店舗が出すのに任せなければならない。 第五

¹⁹ 「巡士與挑糞鄉人衝突三誌」『申報』1911 年 7 月 16 日

「城内巡士與挑糞鄉民大起衝突已兩誌本報茲悉，各鄉民前日罷工一天自奉本県田大令安慰後，昨已照常入城倒糞，各處站崗巡士不再留難喝阻，惟有無業流氓仍在唆使鄉人統行罷工要求嚴辦毆人各巡士，昨大令已密派差役投探緝務獲重辦矣。滬道劉觀察批鄉民計長根等稟云，鄉民進城挑糞應有限制時刻本應遵守警局清潔章程，至被拘議罰自係有違警章，既經赴県呈訴是非曲直自有・・本県田大令出示云，照得地方自治注重衛生街道穢氣最易致病，此挑糞所以有一定時刻也，滬土附郭如英租界於挑糞規則取締極嚴故上午至十點時馬路上即無糞担，道路清淨行人不致穢，獨內地城廂內外相沿旧習，上年准城自治公所議章請設清潔所招人承辦。」

²⁰ 『上海市自治志』公牘丙編、各種通告文、p. 997.

「為通告事照得清潔所之設為鄭重衛生起見，上年經城議事會議決交董事會執行當經論飭沈昌記。・・沈昌記承辦於陰曆十二月初一日開辦，所有城內外各糞夫速向新碼頭浦灘清潔所掛号報名，各按地段承挑，仍不失其生計。」

条 桶は必ず蓋を備えなければならない。以後改良を加えること。 第六条 第二—第六条に違反するものは巡警の干渉を受け、本処に銅牌を没収され処罰される²¹。」

とある。上海の下水道は既存の河川やクリークを利用したもので、屎尿処理には対応しきれなかったことが上海における汲取り業の繁栄をもたらしたとされる²²。清末民初にかけての汲取り業規制は困難が伴った様である。

一方、閘北では防疫対策が再認識されることとなる。

「閘北防疫所は上海光復以後活動を停止しており、今まで建物は未整頓である。そのため工部局は閘北に接する一帯で鼠の捕獲を行い消毒に従事している。そのため工部局は近いうちに再び華界に侵入して（租界拡張等の）交渉を起こす恐れがある。そこで李部長は前の防疫所翻訳員の包成鑿君を宝山四区にて防疫事業に専ら従事させることにした。閘北民政総局自治公所は後に、四間の建物を防疫所に譲渡して設備一切を先月に整えた。また防疫所を西洋式医院として開き、総局の医生に従事の義務を負わせる事でペスト予防を行い、これを永久に消滅させ、再び外人の干渉を受けないようにする²³。」

閘北でも、衛生問題と、共同租界への編入問題が関連付けられて語られ、辛亥革命後の混乱で停滞した衛生事業を立て直す動きが見られた。一方で閘北では、民国期において地域エリート層が運営する慈善団を中心とする衛生事業の進展も見られるが、この事については、本論ではあまり触れず、先行研究の紹介のみに留めておく。

「閘北慈善団は、租界から運んできてうち捨てられていた屍棺を埋葬するために多くの義塚を設け、また冬季に施粥廠を開き、1919年には育嬰堂を開設した。さらに婦孺寄養所、恵児院、小学校、施医局、種痘処、工藝廠などの各種の事業を展開し、閘北地区の慈善事業の核となってゆく²⁴。」

²¹ 『上海市自治志』公牘丙編、各種通告文、p. 1002.

「定章六章 第一条 各區各举公正代表出面以擔責任 第二条 挑糞限定上午十點鐘為止過時不得再挑 第三条 糞夫必須身掛銅牌為憑 第四条 挑糞夫不能向居戶店舖需索重費其代為洗淨者須隨舖戶酌給 第五条 糞桶必須有合縫之蓋以後仍逐漸改良 第六条 如違二、三、四、五条定章由巡警干渉由本庁將銅牌吊回議罰」

²² 菊池敏夫・日本上海史研究会編『上海職業さまざま』勉誠出版、2002年、p. 130.

²³ 「閘北防疫所之整頓」『申報』1912年3月5日

「閘北防疫所自滬地光復後停止辦事迄未整嗣，因工部局於閘北接壤一帯竭力捕鼠從事薰洗，不久恐復侵入華界致起交涉，當由李部長派委前該所繙訳包成鑿君專辦防疫事宜業將寶山路四區，局後而房屋四間讓出裝修一切於月前，開辦該所西醫由總局醫生擔任義務從此竭力整頓鼠疫永久消滅，當不復受外人之干渉矣。」

²⁴ 『近代上海の公共性と国家』p. 73.

上海においては、19世紀の末から、共同租界側は衛生問題と租界拡張問題を合わせて論じ、華界側、特に閘北に対して、衛生問題を通じて租界編入の圧力をかけた。これは特に1910年のペスト流行の際に顕在化し、ペスト事態が終息した後も、両者間の軋轢の解消には時間を要した。ただその一方で、こうした軋轢が逆に華界、閘北における衛生事業の進展を促したとも言えるであろう。

2章 清末民初期における上海閘北地域の水道事業について—共同租界との関係において

1843年（道光二十三年）の上海開港以降の、上海の中国側地域における道路や水道、衛生事業といった都市整備については、従来の研究では帝国主義的な租界側と民族主義的な中国側との対立を強調したものが多し。しかし、確かに両者間に対立はあったものの、中国側の都市整備は租界側からの肯定的、または否定的な双方の影響の下に進められ、両者は互いに複雑な影響を与えていたと見ることが出来る。本章はその一例として、清末民初期における上海閘北地域の水道事業の事例を挙げながら論じたい。

開港から清末民初期に至るまでの上海における水道事業

開港後の上海における水道事業は、1880年（光緒六年）にイギリス資本の上海自来水会社が共同租界の水道会社として設立されたことに始まる¹。租界での水道事業は元々衛生対策と関連していた。長江や黄浦江の水は衛生的でないとして租界側では認識され、上水道の整備が望まれたのである。こうした租界側の水道事業の背景として、19世紀のヨーロッパではコレラの発生が深刻な都市問題となっており、その解決策として良質な水道水の供給が求められたことが考えられる²。こうした衛生、水道事業は租界内の上流階層の中国人住民から歓迎された面もあったが、一方では衛生関係の規制をめぐる租界側と中国人住民側との衝突や、中国側の既存の同業団体が水道事業に反対するといった面も見られた。租界側と中国人住民側との衛生事業をめぐる対立は、中国人住民側が租界の影響を受けて欧米的な衛生感覚を次第に受容していくなかで、租界内では次第に見られなくなるのだが、その一方で、前述した19世紀末からの共同租界拡張問題が生じる中、上海の中国側地域では衛生、水道事業をめぐる租界側との主導権のせめぎ合いが起きる。これは上海の中国側地域の指導者層である地域エリート層が、租界で発達した欧米的な衛生、水道事業とその観念を受容した結果でもあった³。

¹ 浄水場は1883年（光緒九年）に黄浦江下流の楊樹浦に作られた。これは中国側地域を避けて水道管を浄水場から租界に通す為の措置であったという。『上海職業さまざま』p. 130。

² 19世紀ヨーロッパのコレラ問題と水道については、鯖田豊之『水道の思想 都市と水の文化誌』中央公論社、1996年、第一章を参照。

³ 以上の上海租界の19世紀における給水事業の性質に関しては、Bryna Goodman.1989, "The Politics of Public Health: Sanitation in Shanghai in the Late Nineteenth Century: A Wilderness of Marshes: The Origins of Public Health in Shanghai, 1843-1893," by Kerrie L. MacPherson. Oxford University Press: Hong Kong, 1987, Pp. ix, 346. "Modern Asian Studies, 23 (4), pp. 816-820. を参照。

上海閘北水電廠の設立と、共同租界側に与えた影響

こうした租界側の給水事業に対して、中国側地域（華界）にも 1897 年（光緒二十三年）に上海内地自来水会社が⁴、1910 年（宣統二年）に閘北水電廠が設立され、上海における水道事業において上海自来水会社と競うことになる⁵。1905 年からは、共同租界外でも共同租界工部局が管理する道路、すなわち越界築路に面する地域に対して共同租界側から上海自来水会社によって給水事業が始まり、1908 年からは閘北地域に対しても、租界側からの給水事業が開始されていた。当時の閘北地域は軽工業が発展を始めており、店舗も増大していたことから、水道の需要が強く生じていたのである⁶。しかし、こうした租界側の、租界外への給水事業の背後には、共同租界拡張を図る共同租界工部局（以下、工部局）側の思惑があった。

1899 年の共同租界拡張により租界の北側、西側への大幅拡張を得た共同租界は、さらなる拡張を志向しており、拡張後の境界をさらに越えて越界築路の建設を進めていった。その際に問題となったのは、越界築路の維持拡大の費用をいかに賄うかである。越界築路地域は法的には租界外であるため、共同租界側の課税権が及ばない地域である。こうした地域から徴税するための糊塗的な手段として、1905 年、共同租界工部局董事会は越界築路地域への公共サービス提供を利用することを決定した。すなわち、当時共同租界内にて給水事業を行っていた上海自来水会社に越界築路地域での給水を認める代わりに、上海自来水会社は「居住者が市参事会（董事会）との契約によりその土地家屋に関し特別税を納付すべく引き続き義務を負える期間」に限って租界外居住民に対して給水を行えるものとした。共同租界側の水道会社と、越界築路地域の利用者との間の契約事項に納税義務を挿入することで、越界築路地域住民からの徴税を図ったのである⁷。後に共同租界側はや電話事業や電力供給に際しても同様の手法を採り、租界側の電話会社や電力会社の公共サービスを通じて越界築路地域から徴税を行った。

工部局側は、租界外への給水の際に、給水地域に対して独自の住所札を設置し、また、給水を受ける越界築路地域とその周辺の住民に対して、税を課した⁸。閘北への給水事業が

⁴ この際に、上海内地自来水会社は工部局の許可も受けて営業を開始したようである。「当局は中国現地側の会社に対し、水道事業を興し、ヨーロッパ的計画に基づいて上海市街に水道を供給する事を許可した。」 *Diplomatic and Consular Reports China Report for the Year 1897 on the Trade of Shanghai, with Soochow and Hangcow. 1898.* p. 16.

⁵ p. 99. の資料 7 も参照。

⁶ 「近代閘北的興衰」 p. 107.

⁷ 植田捷雄『支那に於ける租界の研究』巖松堂書店、1941 年、p. 160. また、共同租界側はこの特別税を次第に値上げしていった。1905 年には家賃の 5 パーセントだったのが、1921 年には 12 パーセントまで上昇した。共同租界内におけるこの税は、家賃の 14 パーセント相当であった。上原蕃『上海共同租界誌』丸善、1942 年、pp. 240-242.

⁸ 『上海租界志』 p. 383.

始まる際もこの傾向は変わらず、租界側と中国側との間で問題となる。先行研究の指摘するところによると、

「工部局の規定に基き、およそ華界の住民で（共同）租界の水道を利用するものは必ず租界の住所札を校訂しなければならず、租界の巡捕捐を納めなければならなかった。1906年（光緒三十二年）、新疆路の南林里と天宝里が租界の水道に接続してこれを用いるようになると、工部局はこれを理由に租界の住所札を校訂した。これは地方人士の反対に遭い、上海道の交渉を経て正式な租界の住所札は取り消され、代わりに水電の住所札が置かれた。しかしその水電の住所札もまた工部局捐務処が校訂したもので、自来水会社の校訂したものではなかった。1908年（光緒三十四年）、宝山路と宝興路が華界の境界に面していた事から、租界の水道に接する為、工部局はこの地の水道顧客も房租の6%分を界外巡捕捐として納める様に強く主張した。閘北の人民は自来水会社を組織することについて討論し、イギリス資本の上海自来水会社に毎日12万ガロンの水を供給することで、巡捕捐を免れようとした。上海自来水会社はこれに賛同する返事をしたが、工部局はなお巡捕捐の納付を主張した。なぜなら巡捕捐の額は毎年28万両の巨額に達し、越界築路の警察費用の支出を維持するのに当てられていたからである。上海自来水会社は工部局のこの主張は会社と工部局の合同章程に違反するのみならず、会社の営業発展を妨害するものだと認識し、1911年（宣統三年）にイギリス領事法廷に訴えて勝訴を得た⁹。」

とある。ここからうかがえるのは、工部局側にとって、租界外、特に閘北への給水と、越界築路地域の維持管理、そして租界拡張の三つは互いに結びついていた、という点である。越界築路はそもそも、租界拡張の前段階として行われたものである。租界外の閘北地域への給水事業は、一方では住所札の設置を通じて租界拡張の準備を進め、また一方では、越界築路地域を維持管理するための貴重な資金源となっているのである。こうした工部局側の動きに対して、閘北の地域エリート側は独自に水道事業を興して対抗する事になる。それは一方では、前掲の通り、共同租界側からの納税要求を防ぐためであり、一方では、水道事業を通じた租界側の主権侵害、閘北を共同租界へ編入しようとする目論見に対抗するためであった¹⁰。

⁹ 上海市政協文史資料委員会編『上海文史資料存稿彙編 8巻』、上海古籍出版社、2001年、pp. 61-62.

¹⁰ 『上海県統志』巻二、水電、p. 242.

「閘北水電廠在舢舨廠新橋北潭子灣，英商水電營業恆侵入租界之外，總督張人俊以地方人士有保守主權之請，檄行巡道蔡乃煌撥借官款照會邑人李鍾珏創辦，是廠經始於宣統二年三月，落成於三年九月。」

「閘北水電廠は舢舨廠の新橋の北、潭子灣に在る。イギリスの水電会社（上海自来水会社）の營業が租界の外を侵食し、両江總督張人俊は地方人士の主權保守の請願を出していることから、蘇松太道（上海道台）蔡乃煌に命じて官款を發させ、上海県人李鍾珏（平書）に

こうして、1910年から閘北水電廠が水道事業を始め、閘北地方への給水を開始した。閘北水電廠は開業当初は、毎日約9000立方メートル分の水を給水したという¹¹。しかし、清末から民国初期にかけての閘北水電廠の事業は2つの困難に直面していた。一つは、越界築路地域とその周辺への給水をめぐっての、共同租界工部局側との対立であり、もう一つは、資金難の問題であった。ただ、後者の資金難の問題については、今回は詳述はしない¹²。

越界築路地域における閘北水電廠と工部局側の対立であるが、そもそも19世紀末から共同租界側には、隣接する閘北地域を租界に編入しようという動きがあり、越界築路地域においては水道の他にも警察権や行政区画をめぐっての、中国側と租界側との衝突が清末から民国初期には発生していた。閘北をめぐるといった状況と、閘北水電廠の事業、特に今まで共同租界側から行われていた越界築路地域とその周辺への給水事業は密接に結びついていた。

閘北水電廠からの給水では、工部局から課せられる水道関連の税がかからないという点は、実際に北四川路を中心とする滬北越界築路地域と、その周辺の住民に少なからぬ影響を与えた様である。そのことは共同租界工部局の、越界築路政策にも影響を与えた。

「Sir Havilland de Sausmarez についての審判が、最近の調停の進行についての逐語的な写しと共に提出された。それから、越界築路地域における工部局の徴税に対して、不利な決定が下される事の影響について、また租界外の住民から過去五年間に徴収された税金の払い戻しについての要求が出る可能性について、いくつかの議論が為された。董事会議長は、工部局は現在の問題に関しては上海自來水公司側を支持していると述べ、また、会社側の同意があれば、現在の住民との協議も有効となるであろうと述べた。今回の審判の広報については全体的に賢明な考慮が為される¹³。」

工部局側の対応の変化

前述の通り、越界築路における工部局の徴税については法廷闘争となり、徴税を中止す

創弁を文書で命じた。この水電廠は宣統二年に始まり、同三年に落成した。」

¹¹ 『上海文史資料存稿彙編 8巻』 p. 63.

¹² 閘北水電廠の設立の際、日本の大倉組から融資を受けたが、辛亥革命後の政治的な混乱の中で閘北水電廠の財務が悪化し、大倉組による水電廠の接收の話が一時持ち上がった。閘北水電廠の借金については、江蘇省が借金を肩代わりする代わりに、閘北水電廠を江蘇省弁とする事で、一応の解決を見た。(『商弁閘北水電股份有限公司建設概況(民国十八年五月)』 pp. 2-3.) ただし、これに伴い、閘北水電廠内での汚職が悪化するという新たな問題が生じる事にもなった。(『上海文史資料存稿彙編 8巻』 p. 64.)

¹³ 『工部局董事會會議錄』 1911年5月31日

るようにとの判決が下っている。この判決を受けて工部局側も対応に迫られるのだが、工部局はすぐに越界築路における徴税をあきらめたわけではなく、むしろそのことへのこだわりを見せていた。

「会議で上海自来水公司からの書簡が読まれた。そこでは租界外での三つの越界道路について、譲歩協定の範囲外であるとほのめかしている。その道路の内、一つは老呉淞路であり、この地の所有権については40年来不明確となっている。あと二つの道路については、工部局は工部局に属する道路の支路であると認識している。この二つの道路には水道の本管の支管が敷設されている。

会議では、閘北水電廠の諸施設は、すなわち中国側は租界外において、上海自来水公司与水道供給の競争を決心していることを示していると指摘され、このため、租界の拡張は上海自来水公司の利益をただ保証すると指摘された。会議ではこの点について述べた書簡を送ることを決め、上海自来水公司に対してはこの地区における、6パーセント税の徴収における工部局との協力の義務から後退しないよう、強く希望すると表明した¹⁴。」

「董事会議長は、上海自来水公司の事務官から電話を受け、その中で事務官は、公司与工部局との間の友好関係が続くことを期待すると述べた事を明らかにした。議長は彼にこの点について保証し、さらに工部局からの手紙についての理由として、会社が今も、そして今までもある越界築路における徴税の停止に寄与する対策を図っているからであるとし、こうした考えの方向性は工部局董事会の了解できる物ではないとした¹⁵。」

しかしながら、経済性の問題から、徴税が上海自来水公司に不利に働くことを工部局側も無視することは出来ず、結局工部局は北四川路の越界築路地域とその西側での徴税を断念せざるを得なくなった。

「董事会議長は上海自来水公司の技術長の訪問を受けたと述べ、その中で技術長は、北蘇州路と、鉄道隣接地域の幾つかの大口顧客が閘北水電廠から、4パーセントの水道料金を閘北水電廠に付加し、給水を受ければ、工部局への水道税納付を免れられると、供給元の乗り換えを持ちかけられている、と指摘した。Wood氏はこれに対抗して、水道への付加額を3パーセントにすることを望み、また、工部局が上海自来水公司に協力して、工部局の徴税について、これと同じ条件とする様にして欲しいと要請してきた。議長は、徴税はいかなる場合でも忌避されるとほのめかした上で、工部局のあらゆる能力をもって閘北水電廠の売上を減らす事は、工部局の利益となるだろうと述べ、さらに、将来的には、この

¹⁴ 『工部局董事会會議録』1911年8月9日

¹⁵ 『工部局董事会會議録』1911年8月23日

ことはより良い条件の下に置かれるかも知れないと述べた。この報告の後の討論で Figge 氏は、中国側は彼らの民族的な事業を維持する為の強力な努力をしてくるだろうと述べた。同時に工部局は全員一致で Wood 氏の要請を許可することにした。また、Wood 氏からの、水道水の供給競争による意見を受け、越界築路地域と、北四川路の西側地域の中国人家屋に対しても、工部局の水道税を免除することが指示された¹⁶。」

工部局側の妨害と閘北水電廠の限界

その一方で工部局側は、閘北水電廠は主に租界の北に接する滬北越界築路において、上海自来水公司与水道事業を争う存在であると認識しており、租界が閘北に拡張されれば、この争いは上海自来水公司の勝利に終わるとして、租界拡張と水道事業を直接結び付けて認識していた。そして北四川路の東側にある、工部局が実効支配をする滬北越界築路地域に対する閘北水電廠からの給水については、越界築路地域に対する工部局の管理権を盾に、あくまでこれを妨害する態度を取った。

「董事会の Gray 議長は以前、租界領事裁判所の成員と会見し、そこで彼らにある申請書について話した。その主な内容は、閘北水電廠の水道管に接続する事を望んでいる家屋はオーストリア人の Vizeninovich 氏の所有である、という事である。議長は出席者から、申請書に対して以下の様に返答すべきだと提案を受けた。すなわち、「もし、閘北水電廠の主水道管が呉淞路と北四川路の交差点地下を通過する問題が解決しないのなら、工部局はこの申請について考慮しない。」と。(中略)議長は、「工部局がこの事において持つ主要な目的は、閘北水電廠が北四川路より東の地域において水道管を敷設するのを阻止する事にあり、Fraser 氏が行っている努力は正にこの目的を達成する為の物である。Fraser 氏の交渉がうまく運ばなければ、それは工部局董事会の責任となる。」と表明した¹⁷。」

閘北水電廠は、水道事業を軸に閘北地域への影響力の拡大を図る共同租界側の政策に対抗する形で始められた。(もっともその前提には、租界地域における水道事業の成功に中国側が倣った面がある。)越界築路地域における給水権の「奪還」を目指す閘北水電廠は、主に料金面から共同租界側に水道事業を巡って対抗し、そのため工部局は越界築路地域の管理の軸であった水道税を手放さざるを得なくなった。しかしその一方で、工部局側は将来の閘北地域の共同租界への編入を見越して、閘北水電廠の業務拡大を妨害する立場を崩さず、閘北水電廠は越界築路地域における水道事業を思う様に伸ばす事が出来なかった。

¹⁶ 『工部局董事会会議録』1912年1月5日

¹⁷ 『工部局董事会会議録』1912年7月24日

閘北水電廠から見る清末民初期の閘北地域、上海の都市整備の特徴

閘北地域における水道事業の開始と発展は、閘北地域の発展と水道需要の増加のみならず、共同租界側の水道政策が、閘北の共同租界への編入の動きと連携して行われた事が契機となっている。閘北水電廠は単に中国人の手による水道事業の運営を目指したのみならず、水道事業にかこつけた租界外での税徴収といった「主権の侵害」や、さらにその延長上にある共同租界拡張への目論見に対抗することを意識していたと考えられる。そして共同租界側の影響を免れ得なかった閘北水電廠は、共同租界側の政策にも影響を与えつつも、共同租界側の規制の下でのいびつな成長を余儀なくされた。

その一方で、閘北側と共同租界側で、閘北地域への給水事業において協調をする動きもあった。閘北水電廠の設立当初から、共同租界側の上海自来水公司与閘北水電廠の間には、給水について協力を模索する動きもあったのは前述した。その後、両者の間に協力関係があったのかについては、1924年以降については「商辦閘北水電股份有限公司第八屆業務報告 民国20年度」よりうかがうことが出来る。この中の表によると、1924年には閘北水電廠から供給された年間約300万立方メートルの水の内、約半分が上海自来水公司から購入して給水に充てたものであるという。1925年以降は閘北水電廠自身の浄水場から給水する水量が大幅に増え、1931年には年間約1400万立方メートルに達した。一方で上海自来水公司から購入する水量は1926年の300万立方メートル弱が最大のもので、1927年以降は上海自来水公司から購入する水量は急減していき、1931年には殆ど無くなっている。1920年代におけるこうした両者の関係は、主にこの時期における閘北地域の工業化と密接な関係があると推測されるが、こうした1920年代における、閘北地域での給水事業については次章にて検討を続ける。

閘北にとって共同租界とは、租界内での公共事業や、公共事業を通じて租界を拡張する動きを通じて、清末以前から綿々と続いてきた、地域エリート層による地域管理の役割を刺激し¹⁸、これを衛生事業や水道事業、道路整備といった新たな段階へと導く役割を果たした。しかし、一方では共同租界は、権益の維持や租界拡張への動きを盾にして、閘北の自治的な市政、都市建設を阻害する役割をも果たした。閘北地域以外の上海の中国側地域に

¹⁸ 上海を含む江南地帯における、地域エリート層の地域管理については、在地の有力者による地域管理と言う面では清代以前から続いている。清代の上海県について言えば、同治年間には地域エリート層による地域管理の一端を示す記事がある。（『上海県統志』巻五、水道下の、「同治十年二月、塘橋鎮商民濬張家浜。」や、「(同治十年、筆者註)十月、二十二保民濬莊家溝。」)

また、道光年間以降の江南地方における郷董制、董事制の発達や、また江南において清中期以降に、同郷・同業団体である会館・公所の「董事」が水利事業などの公共事業に組み込まれていく事については、大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、1991年、pp. 231-239.を参照。

においても、租界側は中国側地域の都市整備に際して、促進と抑制を伴う一種の二律背反的な役割を果たしたと考えられるが、共同租界側と主権を巡っての摩擦が大きかった閘北地域では、特にそうした傾向が顕著であったと考えられる。都市としての閘北の新たな特徴が形作られていく際には、常に共同租界の存在が背後にあったのである。

3章 1920年代の上海閘北水電廠、閘北水電公司について—給水事業を中心に

民国期の上海閘北地域におけるインフラ整備事業としては、この地域の水道電気供給を担った閘北水電廠、後の閘北水電公司が挙げられる。1920年代以降の閘北水電廠、閘北水電公司についての先行研究としては、王樹槐「上海閘北水電公司的電気事業(1910—1937)」(『中華民国史專題論文集 第二屆討論會』国史館、1993年。)が、特に経営面から詳細な研究を行っている。(但し論文題にもあるように、電力事業についての検討が主である。)また、政協上海市閘北区委員会、政協上海市委員会文史資料委員会編『上海文史資料選輯閘北卷』、2004年では1920年代までの閘北水電廠、閘北水電公司の状況についての概論が述べられている。但し、特に1924年における閘北水電廠の閘北水電公司への改編以前の状況については、史料の不足から研究があまり進んでいないという現状がある。

本章ではこうした研究状況の上に、国民革命を挟んだ1920年代の閘北水電廠、閘北水電公司の発展と、当時の閘北地域における、共同租界側への対抗という面を含んでいた地域開発との関連について、水道事業を主な軸として考察することを目的とする。国民革命以前の閘北地域では、いわゆる上海南市と比べて自治的な都市運営が阻害された面が強いと指摘されるが¹、民間により主導された閘北水電公司に焦点を当てることにより、当時の閘北地域の住民による開発について、新たな観点を提示できる可能性があるのではないかと考える。また、時期区分の便宜上、本章で取り上げる範囲が1930年代初頭、第一次上海事変直前まで及ぶことをあらかじめ述べておく。

閘北水電廠の由来

当時上海共同租界の北側に位置していた閘北地方において、共同租界側の上海自来水公司からの給水事業に対抗するために、上海当地の地域指導者層が中心となって閘北水電廠を設立したという点は、前章にて論じた。こうした共同租界側と閘北地域側の水道事業をめぐる対立の背景には、共同租界側による滬北越界築路の建設と、閘北地域を共同租界に編入しようとする租界側の動きがあった。しかし、閘北水電廠は辛亥革命後の政治混乱などで経営が安定せず、日本企業の大倉組による買収計画の失敗を経て、1914年4月に江蘇省に接收され、官弁となった。

官弁化されてからの、1910年代における閘北水電廠の状況は余り良く判明していない。しかし1920年代初には経営に再び行き詰まりが生じ、水道電気供給を受ける閘北現地の住民の不満が高まった。後述するが、住民の不満としては、「水道電気供給サービスの質の低

¹ 『上海地方自治研究(1905—1927)』7章を参照。

さ」「共同租界側からの水道電気供給による、閘北地域の失利失権を防げない」といった点が挙げられる。しかも閘北水電廠の水道水からは、共同租界衛生処の検査によりコレラ菌も検出されており、衛生面の水道品質には問題があった²。このため閘北現地の住民勢力が1920年頃から、江蘇省に対し官弁を止め商弁とするように請願を始めた。

江蘇省と閘北地域側との対立を経た上で、1923年末に江蘇省議会により閘北水電廠の商弁化が認められた。さらに翌1924年3月に閘北で発生した大火事事件に際し、閘北水電廠の能力不足から水圧が不足し、消火活動に支障をきたして多数の犠牲者を出したことも影響して、同年4月に江蘇省も正式に商弁化を許可した。同年8月から閘北水電廠は商弁の閘北水電公司として活動を始め、水道電気供給事業の建て直しに努めた³。本章では先ず、閘北水電廠が商弁として認められるまでの経緯を追いたい。

閘北水電廠の商弁化まで

1921年1月13日、江蘇省長から江蘇省議会へと提出された閘北水電廠の官商合弁案によると、「水電廠の拡充費用は160万元の巨額にのぼり、江蘇省の予算だけでは賄えないため、官商合弁とするべきである。官側の資本額がいくらになるのかは、先ず資金の項目を指定して予算に入れ、依拠する所を執行する。また水電廠業務の拡大や、変更に関する事項については省が営業し、また省議会の認可を経て行われなければならない⁴。」とあり、江蘇省の予算を補うものとして「商」資本が定義され、また営業の決定権はあくまで江蘇省側にあるとする、江蘇省側の見解が窺える。閘北水電廠を官商合弁とする江蘇省の案が進む中で、閘北現地の住民からは、閘北水電廠の不適切な営業についての不満が噴出していった。

「閘北地方自治研究会が閘北水電廠に書簡を送った。曰く「水道と電気は地方人民の日々の需要となっており、関係は最も密接である。自ずから顧客にとって便利であることを前提とするべきであり、強要したり暴利を得るに近いことはあってはならない。しかしながら、閘北水電廠については何年も官弁が続き、事業整理の声が聞こえても、事業整理の実は見えてこない。(略) 閘北の電気水道が租界に比べて高価であることは、言を待たない。水電廠が顧客から設備の設置を求められても迅速に設置することが出来ず、日を重ねてしまつて不便を感じる事となり、結局租界から電力を買うこととなる。こうした失利失権は計り知れない。水道の方面に話を転ずると、各道路の水道管は全く設置が進んでいない。現在の閘北地方は市街が拡大し、新造の家屋が多い。顧客のために水道供給を図るには、

² 熊月之主編『上海通史 第九卷 民国社会』上海人民出版社、1999年、p. 35.

³ こうした閘北水電廠の概論については、『上海文史資料選輯 閘北卷』pp. 36-37.を参照。

⁴ 「閘北水電廠官商合弁議案」『申報』1921年1月15日

水道管を敷設して給水を図る必要がある。それなのに貴水電廠は水道料金の時価を顧みずに料金を値上げし、水道管の敷設をいつまでも行わず、もし家屋主が自分で水道管を設置すると、貴水電廠がその設備の価格に応じて別に「五成三成」の費用を徴収するという話（例えば家屋主が 1000 元の水道管を購入すると、500 元或いは 300 元の費用を徴収する。）は、費用徴集の名目で巨額の金を徴収するものである。こうした挙動は一体いかなる理由によるものか。（略）」と⁵。」

一方で、官商合弁ではなくあくまで民間における電力、水道事業の展開についても、閘北の住民側では模索がなされていたようである。

「江蘇省長が江蘇省議会に送った、閘北水電廠と淞濱公司の営業区域分割方法及び経営移行の条件についての案の中で、「閘北の商民である錢允利や錢淦が上程したところによると、「閘北地方の人口は日増しに増え、工場も日に盛んになり、地域内の電気水道の需要は官弁の閘北水電廠による引き受けがあるものの、これは経済的困難に面し、規模も小さく、水電廠の電力は租界から供給されており、主権が次第に外国人の手に移っていく不安がある。加えて租界の電力は早くも供給が限界に来ており、租界側の需要も満たせなくなれば官弁の閘北水電廠への電力転売は制限を受けるであろう。錢允利らは地方の為に、かつての閘北界外、鉄路橋の北、宝山県との境界の区域に電力有限公司を設立することを計画している。資本金は 30 万元と仮定し、先ず電力業を分けて興業し、資本が充実したら電話や水道事業を兼営する。中国人の手によって自ら操業し、他人の侵略に任せない。（略）」と⁶。」

閘北の住民のこうした動向の背景には、共同租界側と長年にわたり主権を争ってきたにも関わらず、特に電力の供給を租界側へ依存せざるを得ない現状への不満と危機感があつたことも、上記の史料からは覗える。

しかし、官商合弁計画は、閘北水電廠の価格見積もりの段階で大きく躓くことになる。この見積もりは江蘇省と上海総商會が招聘した、共同租界工部局電気処、シーメンス、通和洋行からの技術者により査定が行われたが、この査定は容易に結論が出なかった⁷。こうした中で、閘北の住民側の、閘北水電廠への不満は一層高まり、1923 年 7 月には、閘北住民が閘北水電廠長を職務怠慢や汚職の疑いで弾劾する声明を發表した⁸。更には同月、閘北水電廠の前廠長であった単毓斌らを、淞濱公司なる会社を利用して閘北水電廠の営業利益

5 「閘北自治研究会与水電廠来往函」『申報』1921 年 1 月 31 日

6 「關於閘北水電之省長交議案」『申報』1921 年 4 月 28 日

7 「閘北水電廠估價近訊」『申報』1923 年 6 月 2 日

8 「張景良等呈控閘北水電廠長」『申報』1923 年 7 月 15 日

を侵害し、その利益を横領しようとしたとして刑事告訴した⁹。こうした中、江蘇省議会議員の中には、閘北側の動向を疑問視する声も挙がった。省議員の顔作賓らは以下のような声明を發した。

「閘北水電廠は、江蘇省の予算で購ったものであり、即ち省全体の財産である。果たして閘北一箇所の少数の人民によって処理されるべきものなのかどうか。(略)官商合弁問題については、現在水電廠の価値について査定中であり、査定が終わるのを待って、省議会在が審査と認可を行うべきである。商側の資本が足りるか否かも、また査定の確定を待って証明されるべきである¹⁰。」

この声明に対して、閘北側は「水道電気は日々に欠かせないものであり、省財産だからという理由で人民の苦痛を放置してよいということにはならない。閘北人民は合弁を催促しており、自らの生命を救うのには正当な理由がある。我々は査定の公表を要求するが、江蘇省議会の議決案を尊重しており、省財産を破壊する意図は全く無い。¹¹」と反発するが、事態が進展しない中、同年12月に江蘇省議会在で急進展が起きた。すなわち、12月8日に省議会在が閘北水電廠の商弁化を認可したのであるが、この議決に際しては大きな混乱があった。『申報』の記事を引くと、

「以前から、正社が人を雇って暴力で解決する準備をしているとの風聞があった。傍聴席には人が多く、上海語で閘北水電廠のことについて密談している人間も数人いた。記者は早くも、今日は必ず暴力事件が議場で発生するに違いないと知った。(略)張福増が報告のために議壇に登り、発言しようとしたところ、両派の議員が突然周りを囲み、掴み合っで大声で殴りあい始めた。張福増は「皆さん、私に発言させて下さい。暴力は止しなさい。」と何度も連呼したが、誰も言うことを聞かず、張は激怒して「江蘇省の財産はこうして盗買されてしまうのか。私は江蘇省の財産を守るために殴られるのだ。」と罵った。(略)¹²」

この時議長を務めていた徐果人は、一旦議場を閉会した後に急に議会在を再開し、張福増らに咎められた。しかし徐は結局、閘北水電廠の商弁化案を強引に決議してしまったという¹³。こうした異常事態に対し、江蘇省長韓国鈞はこの決議を違法であるとして認めなかつ

⁹ 「閘北水電案檢庁訊理之情形」『申報』1923年8月17日、「閘北水電案告發之理由書」『申報』1923年8月19日

¹⁰ 「省議員關於閘北水電之通電」『申報』1923年8月20日

¹¹ 「閘北公団辯証之通電」『申報』1923年8月22日

¹² 「蘇議会在紀事」『申報』1923年12月10日

¹³ 同上。

た¹⁴。また『申報』もこの決議を「偽造されたもの」と報じ、当時非常に問題視されていた。

限られた史料の上からではあるが、当時、閘北水電廠の処理をめぐるのは、商弁化を志向する閘北現地側と、閘北水電廠は江蘇省の財産であるとの立場から、閘北現地側の態度に疑問を持つ江蘇省議会内の一部勢力との対立が生じていたことは窺える。こうした対立は官商合弁計画すら進行が滞り、閘北水電廠の経営改善の見通しが立たない中で先鋭化し、前述の江蘇省議会における暴力事件として噴出したのではないだろうか。結局、閘北水電廠の処理は翌 1924 年 3 月 10 日に閘北で起きた、100 人近い死者を出した大火事が最終的なきっかけとなり¹⁵、同年 4 月に江蘇省長により商弁化が認可されるという決着となった。

閘北水電公司の成立と新浄水場計画

1924 年 8 月 4 日、商弁化された閘北水電公司は閘北慈善団にて創立会を開会した。資本金総額は 400 万元とされ¹⁶、同月 7 日には江蘇省から水電廠施設と営業権を合計額約 186 万元で買い取ることが決定した¹⁷。この後、閘北水電公司は民間企業として営業改良に取り組むことになる。

その中でも特筆すべき事業が、黄浦江沿いに新しい浄水場を建設する計画である。この計画は 1926 年 7 月に、当時孫伝芳の影響下にあった上海の統治機関である淞滬商埠督弁公署に提出された。新浄水場建設の理由として、当時蘇州河沿いにあった浄水場の給水能力不足と、蘇州河の水質の悪さが挙げられていた。

「閘北の人口約 30 万人が、毎日平均約 20 ガロンの水道水を使用するとすると、一日に約 600 万ガロンの水が必要となる。しかし旧浄水場は毎日 400 万ガロンの能力しかなく、租界から毎日 150 万ガロンを購入していて、合計は 550 万ガロンとなる。水不足の所は未だに多い。これに井戸水の 60—70 万ガロンを加えているのだが、旧浄水場の水源は水質が劣悪であり、旧浄水場の敷地も狭く、拡充の余地がない。そのため軍工路剪淞橋において新浄水場を建設することを計画している。ここでの建築では最新の機器を導入し、翌年夏の完成を予定している。日夜問わず出水する量は 1000 万ガロンに達し、今後市街の発達と顧客の増大に伴い、毎日 5000 万ガロンまで給水量を増やす¹⁸。」

¹⁴ 「蘇議会紀事」『申報』1923 年 12 月 14 日

¹⁵ 当時、閘北水電廠の給水能力不足が、消火活動の不振の原因となったと指摘され、このことから、閘北では閘北水電廠の商弁を求める罷市が行われた。「川公路織綢廠失火慘劇四誌」『申報』1924 年 3 月 14 日、「閘北因要求商弁水電而罷市」『申報』1924 年 3 月 15 日

¹⁶ 「閘北水電公司創立会紀」『申報』1924 年 8 月 5 日

¹⁷ 『上海文史資料選輯 閘北卷』p. 37.

¹⁸ 上海市档案馆档案 Q208-1-69、「淞滬商埠督弁公署關於閘北水電公司補送工程概算計畫書等件呈請備案卷」pp. 23-24.

この浄水場の工事費は 400 万元を予定されており、また、この用地の近辺は工場や家屋が少ない為、水質は租界や南市の水道以上を見込めるとされた¹⁹。

上海特別市の閘北水道政策

上海特別市²⁰が成立した翌年の 1928 年 5 月に閘北水電廠の新浄水場は出水を開始した。これに対し上海特別市公用局が検査を行い、指導を行った。これに伴い新浄水場では改良が施され、給水を開始した²¹。

「閘北水電公司の新浄水場は、公用局の督促を経て 1927 年末に落成した。しかし調査を詳細に行ったところ、新浄水場には欠点が多かった。そのため公用局の指示により改良が進められた。(略)

1928 年 5 月 23 日に至って正式に出水したが、惜しむらくは猶、全ての顧客の需要を満たすには至っていない。そのため需要の一部に対しては旧浄水場から給水している。然るに共同租界の上海自来水公司から購入する水道水量は減少し、同年 5 月における購買量は 3409 万 7000 ガロンだったものが、6 月には 2730 万 2000 ガロンにまで減少した。このように減少が顕著に表れている。閘北水電公司の新浄水場の落成、出水後、水道供給の章程もまた修正が加えられ、公用局経由で市政府に呈上されて批准された。また当公司は投資の奨励や営業拡張の観点から、株主への給水を優待する条項 7 項目の制定を計画しており、これは公用局の認可を経て準備されている²²。」

こうして始まった新浄水場からの豊富な給水を背景として、上海特別市公用局は閘北水電公司に命じて、先ず滬北越界築路地域に面した華界²³における給水権回収を行わせていった。

「閘北水電公司の新浄水場は 1928 年 5 月 23 日に正式出水したが、なお顧客の需要を満たすに足りない部分は旧浄水場から給水していた。8 月 1 日からは完全に新浄水場からの給水へと切り替わり、旧浄水場は給水を停止し、僅かに予備として用意されている。当公司は以前、旧浄水場の出水量不足のため、共同租界の附近にある東新民路、十慶路、江湾路、鴻興路、虬江路、吉祥路の各戸、さらには滬寧鐵路局や張潮記などが使う水道水は、

¹⁹ 同上、pp. 22-24.

²⁰ p. 98. の資料 6 も参照。

²¹ pp. 107-108. の資料 21-24 も参照。

²² 上海市档案馆档案 Q5-3-958、「上海市公用局 1928 年 1 月至 6 月業務報告」p. 22.

²³ p. 102. p. 104. の資料 13、16、17 も参照。

上海自来水公司から転売して補充していた。新浄水場の出水後は、上海自来水公司からの購入量は次第に減っていった。(略)

閘北水電公司の旧浄水場は以前は毎日平均で僅かに 450 万ガロンを出水する能力しかなく、これに対して顧客側の需要は毎日 650 万ガロンに達していた。不足分は均しく租界側から購入していた。然るに閘北水電公司の水道価格は租界側に比べて安く、そのため当公司是差額を埋め合わせるのに巨額の費用を要していた。今日、新浄水場の毎日の出水量は 600 万ガロンに達し、故に新旧両浄水場が同時に出水するにあたり、租界側から供給される水道水量は 80—90 万ガロンにまで減少した。新浄水場が完全に稼動すれば、30—40 万ガロンにまで減少するだろう。但し吉祥路は越界築路（北四川路と狄思威爾路）に囲まれており、また滬寧鐵路局は一方で越界築路に面し、もう一方は鉄道線路に面しているため、閘北水電公司の水道管は接続できず、租界からの給水を得るのみである。

閘北の新浄水場からの出水は既に営業区域内にて、租界の水道供給を受けているあらゆる顧客の需要を満たすものである。そのため公用局は命令を下してこの地域の給水権を回収した。回収した地域は、宝山路義品里、三德里、徳康里、及び新疆路更新舞台である。東宝興路鴻興坊などの地点は、上海自来水公司との契約がまだ 2 年残っているために、今は給水権を回収できない。よって既に回収した給水量について言えば、1928 年 9 月から 12 月までに、計 893 万 1341 ガロン分の給水権を回収した。この水道料金は 3190 元強となり、年間会計として利益を回収すれば、決して小さくない数字である²⁴。」

さらに上海特別市側は、滬北越界築路地域の中心であった北四川路を横断する形で水道管の敷設を進め、滬北越界築路地域における給水権回収にも乗り出していった²⁵。

「閘北水電公司の新浄水場が完成したことにより、給水量の不安は無くなり、給水の拡大を専らにするようになった。江湾鎮の道路と潭子湾の道路では、1929 年前半に分別して水道を敷設する計画が端緒についたところである。同年後半には引翔区における敷設事業が行われる。こうした地域は租界に隣接し、以前は閘北水電公司の給水能力が無力であった為、共同租界のイギリス資本である上海自来水公司が租界の境界を越えて代わりに給水することを謀っており、既に少なからぬ地点で給水を行っていた。公用局は主権と利権を回収するために閘北公司に対しこうした区域における給水を命じ、閘北公司は命に従って計画し、二つの事業を為した。ひとつは宝山路から東宝興路、邢家宅路を経由して狄思威路と天同路の交差点に至るもので、直径 304.8 ミリの水道管を 10 月に敷設した。もうひとつは江湾区において直径 508 ミリの水道管に接続し、引翔区までこれを延ばして天同路交差点の水道管と接続するもので、この配管の詳細は未確定である。ただこれに必要な 3000 メートル余の水道管は既に外商から予約しており、1930 年 4—5 月には完成予定で

²⁴ 上海市答案館档案 Q5—3—957、「上海市公用局 1928 年 7 月至 12 月業務報告」pp. 49-50.

²⁵ p. 109. の資料 25 も参照。

ある。1929 年を通して閘北水電会社が新たに敷設した水道管は、主管が計 6846 メートル、支管が 7611 メートルである²⁶。」

「これ以外にも閘北区内では、租界の水道による給水を回収し、華界と租界の交差する地域の新家屋に給水し、更に給水量を増加させるために、敷設した水道管は少なくない。例えば（一）全家庵路と楊家浜路の交差点より宝安路へ（二）東横浜路より宝樂安路へ（三）虬江路より華盛頓里へ（四）同嘉路より狄思威路へ（五）長春路より北四川路へ（六）土慶路より北四川路を跨って邢家宅路の水道管と接続させる、といったものであり、総計は 1000 メートル以上である。ここにおいて宝安路にて租界側の上海自来水公司より給水を受けていたものは、即ち閘北水電公司から直接給水を受けることとなった。そして従来は租界側が越界して給水を行っていたが、公用局の督促、或いは給水を受ける者が自主的に華界側から給水を受けるように改めたものとして、以下がある。（略）²⁷」

こうした閘北地域、滬北越界築路地域における中国側の給水権回収の総仕上げとして、共同租界側の上海自来水公司がこの地域に持つ水道施設の買収と、滬北越界築路地域における給水権回収が上海特別市により志向されていった。また、その際には公用局の指導のみならず、公安局が警察力をもって滬北越界築路地域の顧客に介入し、水道の契約先を租界側から閘北水電公司に変えさせるといった事態も見られた²⁸。

「上海自来水公司が本市滬北区域内で越界給水を欲しいままにしてきたことは 30 年続き、その範囲は閘北から引翔²⁹まで及び、利益の損失は莫大であった。公用局の成立後、一面では上海自来水公司の水道管延長を制止し、一面では閘北水電公司に設備の拡充を促し、上海自来水公司に代わることを促した。今までの交渉で給水の回収は既に多くに涉っている。今年になって全体的な解決を図り、閘北水電公司に華界における上海自来水公司の全ての水道管を買収させ、かつ越界築路の両側で、上海自来水公司が原来給水してきた顧客については閘北水電公司の名義で給水することについて、双方が契約をした。（略）

上海自来水公司は滬北における営業保障の不可を感じ、市政府に対し解決を要求してきた。公用局は閘北水電公司の営業権を尊重し、越界給水を移転させる方法を協議した。1930 年 8 月、滬北区域内の上海自来水公司の水道管全てを閘北水電公司に売却するという草案を両者で合意し、公用局はこれを審査修正した。上海自来水公司は外国籍の顧客についての給水を要求し、これが認められれば契約をすると述べたが、公用局はこれを拒否した。1931 年 5 月、問題はなお未解決であり、閘北水電公司に対して期限を設けて完全

²⁶ 上海市档案馆档案 Q5-3-956、「上海市公用局 1929 年 7 月至 12 月業務報告」p. 78.

²⁷ 上海市档案馆档案 Q5-3-952、「上海市公用局 1930 年 1 月至 6 月業務報告」p. 45.

²⁸ 「北四川路水電権回収」『民国日報』（上海）1930 年 3 月 29 日

²⁹ 滬北越界築路地域の東側にあたる。

に給水を回収するよう再び厳命し、さもなくば断固たる措置を取るとした。上海自来水公司は社員を公用局に派遣し、従来の態度を堅持できないことを伝え、遂に7月8日に正式に契約した。その要点は以下の通りである。(一) 共同租界以北の本市政府の管轄する道路上の水道管は全て閘北水電公司に売却する。その価格は25067両9銭8分、銀元3万元とする。この道路に面した顧客については、買収金支払い後に閘北水電公司からの給水に移行する。(二) 共同租界が修築した道路に面する、上海自来水公司が原有する顧客については閘北水電公司の名義で給水し、閘北水電公司の代理という名義で水道費を徴収する。上海自来水公司は水道費総収入の1割を閘北水電公司に交付する。こうした顧客で、水道契約が有効期限内のうちに取り壊され、新たに建てられる家屋については閘北水電公司が自ら給水する。給水実行時には上海自来水公司に一次補償金を払う。補償額は家屋が取り壊される以前の12ヶ月に徴集された水道費の4割とする(三) 上海市政府は越界築路における全ての管轄権を手にした際には、越界築路に面した家屋で上海自来水公司から閘北水電公司の名義で給水を受けるものについては、閘北水電公司からの給水に切り替える。閘北水電公司から上海自来水公司に支払う一次補償金は、この項目で残っている家屋から一年間徴集した水道費の4割とする³⁰。」

こうした閘北水電公司側による、滬北越界築路に対する給水拡大について、「商辦閘北水電股份有限公司第八屆業務報告 民国20年度」ではこうまとめられている。

「本公司(閘北水電公司)が給水を始める以前は、閘北と引翔の両区内、及び滬東の越界築路一帯では、共同租界から越界して給水を受ける所がとても多かつた。民国十七年より、本公司は東宝路(東宝興路のことか、筆者註)に12インチの幹線水道管を一条設置し、それは北四川路を通過して狄思威路と天同路に達した。十八年には水道管は天同路から延長して引翔路に至った。十九年には再び翔殷路から東体育路と欧陽路を経由して天同路に達し、また20インチの水道管を設置したことにより、水道の水力が管の両端で充分になった。ここにおいてこれらの地域の、共同租界から給水を受けていた住戸は次第に、自ずから本公司の給水を受けるようになった。そして租界水公司(上海自来水公司)はまた、越界築路に名を借りて給水していた非を悟り、越界築路における給水を全て本公司に移交し、本公司がこの地域で給水を継続するという、本公司からの提議を受諾した。ただ、この地域の水道の原有設備については、上海自来水公司は相応の代価を求めている。そして、越界築路の両側で給水する者は、該路の道路管理権に基づいて行うという、本来の問題はなお未解決である。暫くは上海自来水公司が本公司の代理人の名義にて給水を継続し、本公司が直接給水できるようになった時点でこれを止めることにする。並びに、この代理給水の収入中、10パーセントを本公司の収入に帰す³¹。」

³⁰ 上海市档案馆档案 Q5-3-954、「上海市公用局 1931年7月至12月業務報告」pp. 91-93.

³¹ 「商辦閘北水電股份有限公司第八屆業務報告 民国20年度」より

しかしながら、閘北水電会社の給水地域の範囲拡大に伴い、給水量の需給逼迫が懸念されるようになり、また、滬北越界築路地域でも共同租界に隣接している地域は閘北水電公司からの直接給水が未だ困難であったことから、1932年1月15日に上海特別市と上海自来水公司との間で、毎月850万ガロンの給水を上海自来水公司から行い、その費用は2210銀元とする契約が結ばれた³²。閘北地域、滬北越界築路における給水事業は、なお共同租界側からの支えを完全に排除するには至らなかった。また一方では、閘北現地の諸団体側や国民党上海六区支部から、閘北水電公司の水道電気料金が未だ高く、値下げをするべきだという不満が出されており³³、閘北水電公司の供給体制が、必ずしも現地住民の要求を満たす水準にあったわけではないこともうかがえる。

閘北水電公司の経営陣

1924年8月の、閘北水電公司創立時点での董事は以下の通りであった³⁴。

主な経営陣（董事）

施省之（董事 1925. 8-）	前隴海鐵路督弁、浙江杭县人
朱壽丞（董事 1925. 8-）	前浙江菸酒事務局局長、江蘇呉县人
樂振葆（董事 1925. 8-）	泰昌木器公司經理、浙江鄞县人
徐春榮（董事 1925. 8-）	前閘北市議会議長、浙江紹興人
朱孔嘉（董事 1925. 8-）	至中銀行常務董事、上海人
陸伯鴻（董事 1925. 8-）	華商電気公司總理、上海人
陳炳謙（董事 1925. 8-）	商業、広東中山人
施丙之（董事 1925. 8-）	裕津製革公司總經理、浙江杭县人
沈聯芳（董事 1925. 8-）	前上海總商会副会長、浙江呉興人

「本公司接辦以前，閘北與引翔兩区内及滬東越界築路一帶，向租界水公司越界給水之處甚多。自十七年本公司於東寶路添設十二吋幹管一條，通過北四川路以達狄思威路天同路。十八年自天同路延長至引翔路。十九年復自翔殷路經東體育路歐陽路以達天同路，添設二十吋幹管，俾兩端得以溝通水力充暢。於是該處住戶向用租界水者逐漸自動改用本公司之水。而租界水公司亦覺悟其往日憑藉越界築路給水之非，乃接受本公司提議願將越界給水全部移交本公司繼續供給。惟於原有設備要求給以相當代價。其在越界築路兩旁給水者則以該路路權本身問題尚未解決，暫由該公司以本公司代理人名義繼續供給，至本公司能直接給水時為止。並於此項毛收入中提取百分之十畫歸本公司所有。」

³² 上海市档案馆档案 Q5-3-959、「上海市公用局 1932 年 1 月至 6 月業務報告」p. 81.

³³ 「閘北团体呈政府」『民国日報』（上海）1929 年 4 月 10 日、「六区党部請減閘北電費」同左、1929 年 4 月 14 日

³⁴ 「閘北水電公司創立会紀」『申報』1924 年 8 月 5 日

王顯華（董事 1925. 8—） 浙江鄞縣人
徐乾麟（董事 1925. 8—）

この董事構成は 1931 年まで、徐乾麟と施丙之が董事から監察になったこと、馮炳南（商業、広東高要人）、何樸軒（商業、浙江鄞縣人）が加入したことを除いて変わっていない。また、1933 年以降になると以下の人物が董事陣に加わっている³⁵。

王子崧 交通銀行經理、浙江杭縣人
錢永銘 中興公司總經理、浙江吳興人
鍾秉峯 前交通部電政司長、江蘇人（1933 年のみ。）

こうした董事構成で目を引くのは、やはり浙江、江蘇出身者の多さである。辛亥革命期から閩北地方自治の中心的な役割を果たしてきた沈聯芳、1925 年に閩北市議会議長となった徐春榮といった閩北地域指導者に加え、江浙出身の企業家が多くを占めていたことは、閩北地域の発展に関わる閩北水電公司の事業がどのような層によって支えられていたかを示している。また、董事達は同時に閩北水電公司の株主でもあり、董事ごとの持ち株数を見ると、

施省之	2625 株
朱壽丞	600 株
樂振葆	1054 株
徐春榮	526 株
馮炳南	1753 株
王子崧	500 株
陸伯鴻	1580 株
陳炳謙	1323 株
施丙之	1313 株
沈聯芳	735 株
王顯華	645 株
錢永銘	555 株
何樸軒	3596 株
朱孔嘉	1238 株
鍾秉峯	500 株

³⁵ 王樹槐「上海閩北水電公司的電氣事業（1910—1937）」（『中華民國史專題論文集第二屆討論會』國史館、1993 年。） p. 400.

となっている³⁶。この中では何棟軒の持ち株数が多く、また政府の元高官である施省之といった人物の持ち株が多い一方で、後述する沈聯芳や徐春榮といった、当時の閘北地域の地域指導者の持ち株は意外に少ない。持ち株の多さは資本家としての利益の大きさにも結びつき、閘北水電会社の資本は閘北地域のみならず、上海の経済界から広く集められていたことを窺わせる。

1920年代における閘北地域の状況と閘北水電公司

周松青の研究を引用すると、1920年代、特に1927年の国民革命に至るまでの上海においては、「上海士紳層の多方面にわたる努力を経て、1923年に上海市公所が成立した。1923年から1927年の期間は上海地方の自治回復期である。」とされている³⁷。周は軍閥の圧力のために成果は限定的であったとはいえ、上海地方の自治は一定の進展を見せたとしている。その一方で、同時代の上海でも閘北地域については、「閘北地域の自治は上海南市と比べて基礎が薄弱であり、影響力も低いという特徴があった。」と指摘されており、当時の閘北地域の自治機関であった閘北市公所は基盤が薄弱なまま軍閥支配によって事実上停止させられたとされている³⁸。1920年代半ばにあつては、当時上海を支配していた軍閥孫伝芳が、上海を支配する機関として淞滬商埠督弁公所を設立し、その中で上海華界の有力者を参議会参議として招集し、諮問機関として「集思広益」を図るとした。この中には、当時の閘北地方自治運動の中心人物であった、沈聯芳や陳炳謙の名がある³⁹。しかしその一方で、孫伝芳の支配する淞滬商埠督弁公所は南市と閘北にあった、地域の武装自警団であった上海保衛団を強制的に解散させている⁴⁰。

国民革命期以前の閘北地域においては、1913年に設立された閘北慈善団をはじめとして、様々な社団が設立されて閘北地域の発展を迫っていた。閘北地方自治への住民の志向も高く、1921年には閘北地方自治籌備会が成立し、1925年6月には住民によって閘北市議会が設立され、この時に中心的な役割を果たしたのが閘北水電会社の董事にも名を連ねていた徐春榮や沈聯芳、陳炳謙らであった⁴¹。

一方、閘北水電会社の商弁化、事業拡大が進んだ時期は、上海における製糸業などの工業が発達した時期でもあった。第一次世界大戦による絹糸輸出の不振や、1920年前後における絹糸国際価格の乱高下を経て、1923年から1929年にかけて、世界経済の安定、特にアメリカ市場の活況を背景に、上海の製糸工場は74から107に増え、また対米輸出量は

³⁶ 上海市档案馆档案 Q5-3-1866、「閘北水電公司營業報告及年報案」p. 92.

³⁷ 『上海地方自治研究（1905-1927）』p. 243.

³⁸ 同上、pp. 276-279.

³⁹ 「淞滬商埠制愈々実施さる」『上海』1926年5月10日

⁴⁰ 「上海保衛団解散さる」『上海』1926年9月6日

⁴¹ 『閘北区志』pp. 24-25.

1920年の約17900担から、1929年には約40600担まで増加していた⁴²。序論でも述べたが、当時の閘北地域は上海華界における軽工業、製糸業の中心地であり、工業の発展やそれに伴う人口の増大といった点が、製糸業で活躍していた沈聯芳といった、当時の閘北水電公司への地域エリート層の介入、また給水事業の拡大の背景として考えられる。もっとも、1929年以降になると世界恐慌の影響により、上海の工業も打撃を受けており、そうした点も含めた、上海、閘北の工業発展と水道事業の関連については、検討の余地が多いのだが、本論ではそこに至るまでの検討は出来なかった。

閘北における公的な自治行政機関は結局国民革命に至るまで実現を見なかったが、閘北地域の住民による都市開発活動は、経済面で発揮された。その代表例として閘北水電公司の発展が挙げられるのではなかろうか。閘北水電公司成立における資本金の集中や、巨額な費用を投じての新浄水場の建設からは、閘北地域の発展を背景として、民間において閘北地域の都市開発を一層推進しようとする意図が窺える⁴³。都市開発と共同租界の影響力排除を目指して設立された閘北水電廠は、一旦は経済難から経営が悪化したが、再び商弁化されてからは閘北地方の給水充実を積極的に志向した。こうした動きが、国民革命後になって国民党、上海特別市政府により更に加速される⁴⁴。上海特別市政府は国民党の主権回復政策を背景に、閘北地域において中国資本の閘北水電公司による給水拡大と共同租界側からの給水排除を志向するが、これは国民革命期以前からの、民間による閘北水電公司の経営拡大を前提にして為されたものであった。そして水道事業に至っては、1932年の第一次上海事変以前には、閘北地域の給水はほぼ閘北水電公司によって賄われることとなったのである⁴⁵。

閘北地域の地方自治については、1914年の地方自治停止以後は進展が進まなかったとされるが、閘北地域の住民による都市開発志向は、単なる利便性の追及のみならず、共同租界による主権侵害を排除しようとする意図にも支えられて、一貫した傾向性があったとも言えるのではないだろうか。そうした傾向は、国民革命後も上海特別市政府の開発政策と

⁴² 「近代上海地区繅絲工業研究」 pp. 171-173.

⁴³ 1910年代から20年代にかけて、上海において電力を使う絹織物業、製糸業が急速に発展していた。「上海に於ける絹織物工業の概観」『上海』1933年6月5日。上海におけるこうした産業の中心地は閘北地域であり、前述の沈聯芳らが活躍する業界であった。

⁴⁴ 1929年には、鎮江のイギリス租界において、租界の水電廠が中国側に買収された。「鎮江收回英租界水電權」『民国日報』（上海）1929年4月23日

⁴⁵ 一方で、この時期における閘北水電公司の水道事業での収支は悪化していた。「上海市公用局1929年7月至12月業務報告」の「上海特別市内各水廠十八年份調査票」によると、1929年における閘北水電公司の水道事業の収入は約58万元、支出は約85万元とある。ただし、これは当時閘北水電公司が行っていた水道拡張事業の影響が大きいのではないかと推測される。また、「上海閘北水電公司的電氣事業（1910—1937）」、p. 423によると、1929年の閘北水電公司の総収入、総支出では前者が約272万元、後者が約199万元とあり、水道事業の赤字は十分に吸収出来ていたことが分かる。

も一致していたのではないだろうか。

4章 南京国民政府時代における上海租界越界築路地域の主権問題について —警察権問題を中心に

租界消滅以前の上海における越界築路とは、租界側が租界の範囲外において建造した道路の事を指すが、実際には租界側は単に道路を建造するのみならず、道路一帯の地域には外国人が居住し、水道や電気といった公共サービスが租界側から提供され、さらには租界側警察の管理下に置かれており、「租界外の租界」と言うべき存在であった。こうした地域の存在は、租界とそれに付随する各種権利を、本来の租界の外に対してなし崩し的に拡大するものであり、中国側からは主権の侵害と受け止められる問題であった。

本章では主に南京国民政府期の1930年代に行われた、越界築路地域の警察権問題についての上海共同租界側と中国側の交渉を振り返る事で、1930年代の上海における共同租界側の立場が従来からどう変化したのかと、越界築路地域問題を通じて法権の回収を推し進めようとした中国側の限界について簡単な考察を試みるものである。従来の研究ではこの時期に中国側は越界築路地域の主権を回収したとする見解があるが¹、本章ではこうした見解にささやかな問題提起を行う。

1920年代の共同租界拡大と危機

清末期から本格的な建設が始められた越界築路は民国期になっても、共同租界側による建設が続けられた。その一方で、越界築路地域における中国側当局の衝突も発生したのだが、工部局側は強硬な姿勢をとり続けた。以下は、工部局の内閣というべき董事会²の議事録で、1921年に共同租界側と中国側で、越界築路地域の管理権、警察権をめぐる発生した紛議（同年11月14日に、北四川路越界築路に近い地域で、共同租界側による下水道修理をめぐる租界側と華界側で衝突が発生した³。）の顛末を示す史料である。

「董事会の代理総辦が目下争論になっている問題について説明した。閘北の滬北工巡捐局

¹ 例えば、熊月之編『上海通史』第七卷、上海人民出版社、1999年、p. 311.

「1932年6月に基本的な協議が達成され、7月に、共同租界工部局董事会は越界築路を返還するという原則を決議した。越界築路地域の行政権と、これに関連する警察権はみな中国政府に返還するというものである。」

² 共同租界の高額納税者による選挙によって選出された外国人董事により運営される、共同租界の意思決定機関。通常は外国人董事は9人で、イギリス人が最大派を占めていた。1926年以降は中国人董事も9人枠とは別に董事会に参加した。

³ 「工部局界線之交渉」『申報』1921年11月15日

局長⁴は明らかに租界の歴史と、工部局が租界外で土地を購入して道路建設をしている状況を理解しておらず、そのため釜山路⁵の下水道改修に反対している。会議では特に、この地区と他の租界外の無数の道路はいかなる区別もないことが提出された。イギリス領事館について言えば、この地区はイギリスの所有する不動産を抱えており、しかしながら閘北当局は現在明らかにこうした不動産に対して職権を乱用しており、彼らはこうした行為が果たして条約上の規定に準じているかどうかは考慮していない。

(中略) 相当の長時間の争論を経て、またこの時、陳氏⁶もこれに参加した上で、双方は以下の各条項に同意した。あとは董事会の認可を待つのみである。

- 1、該当のイギリス企業は工部局から委託され、土地章程に基づき道路を修理し下水道を修理している。
- 2、閘北の中国側警察⁷は無法にこれに侵入し、工部局の作業を妨害した。
- 3、その結果工部局は警官を該路に派遣せざるを得ず、こうした事件の再発を防いだ。
- 4、閘北警察はこれにより威信を失い、そのため以下に同意する。
- 5、閘北警察は該路から完全に撤退する。
- 6、工部局は工事を継続し再び妨害を受けない。
- 7、工部局警察も該路から撤退する。
- 8、臨時措置として工部局警察は該路上で任務を執行しない。これにより困難を談判で和平解決する。
- 9、中国側は工部局が当該地域の管理権を決して手放さず、中国側に侵犯する権利がないことを了解する⁸。」

工部局側は、越界築路地域における中国側の警察権の介入を認めようとしなかった。中国側当局には強硬な姿勢を取ることで、越界築路地域の管理権をあくまで独占することを選んだのである。併せて共同租界側は租界そのものの拡張も志向し続けており、例えば閘北地域については共同租界への編入について北京政府と交渉を続けていた⁹。

こうした状況に大きな変化が訪れるのは、1925年の5.30事件からである。この時の上海ゼネストにおいて、越界築路地域の主権回収が要求の一つに掲げられた。これを期に、中国側当局、中国輿論の越界築路に対する反発が強まった¹⁰。1926年3月には当時上海を

⁴ 当時の上海閘北地域の市政を行う行政組織。

⁵ 当時の中国側では東新民路と呼ばれ、当時の上海駅の南東にあり、華界と共同租界、越界築路地域との境界に位置していた。

⁶ 江蘇省交渉署科長の陳世光のことか。陳は当時、共同租界側と交渉を行っていたが、陳の詳細は不明。

⁷ 当時は松滬警察庁という名称であった。

⁸ 『工部局董事会会議録』1921年11月16日

⁹ 『工部局董事会会議録』1920年6月2日、1925年2月4日

¹⁰ 『フィータム報告』下編、南満洲鉄道株式会社調査課編、1932年。pp. 217-218. この

支配していた軍閥孫伝芳により、越界築路地域に中国側警察が派遣された。また 5 月には孫伝芳は演説中で「これ以上の越界築路の拡大を望まない。」と延べ、共同租界側に圧力をかける姿勢もみせた。もともとこのときの双方の対立は、同年 12 月には中国側が越界築路地域における共同租界側の管理権を認めるという方向で妥協がなされた¹¹。

それでも尚、5・30 事件以降は共同租界側にとって、越界築路の拡張、修理には大きな困難が生じた様である。1926 年に越界築路である北四川路の道路幅拡張に際しては、以下の問題が発生した。

「董事会の総董が述べた所、今回の会議は工部局が北四川路の道路幅拡大問題についてどの程度の措置を取るべきかについて討論する必要がある。(略) 工務处处长は会議上で一つの計画を提出し、また該路を拡張するために進んでいる交渉の概要を述べた。特に靶子場から虬江路¹²に至る地域についてである。もともとの道路は中国人業主の土地に関わっており、計画の当初では、土地取得には困難はないはずであった。しかし最近、彼らは明らかに中国当局を恐れており、土地を工部局側に売ることは出来ないと暗に述べてきた。そのため、道路の路線を変更して彼らの土地に関わらないようにする必要がある¹³。」

工部局が越界築路建設の為に土地を中国人から買収する際に、中国側当局からの強い干渉が予期される様になって来ており、5・30 事件以降は越界築路の新規建設は事実上行われなくなった。

国民政府の租界主権回収運動と上海

1927 年 7 月、国民政府により上海特別市が新たに成立した。先に漢口、九江の租界を実力で回収した国民政府は不平等条約の撤廃や各地の租界の回収を政策として掲げており、新たな上海市政府も共同租界に対し、北洋政府期よりさらに強い圧力をかけた¹⁴。

まず、1927 年 10 月に、上海市公安局は虹橋地区の警察権回収を図り、警官隊をこの地域に駐留させた。1928 年からは上海市は江蘇省交渉公署と共同で、租界外の土地の管理権

原文は Feetham. *Report of The Hon. Mr. Justice Feetham, C.M.G., to the Shanghai Municipal Council*, North-China daily News and Herald, 1931.

¹¹ 『上海警察 1927-1937』 p. 66.

¹² 共に北四川路の周辺の地名。

¹³ 『工部局董事会会議録』1926 年 6 月 26 日

¹⁴ 上海特別市成立以前の 1927 年 5 月には既に、「共同租界によって越界築路建設用地を安く買い叩かれた」と主張する滬西越界築路地域の住民からの訴えを受ける形で、上海県が越界築路地域の土地回収に向けた動きを取り始めている。「県委調査滬西越界築路案」『民国日報』(上海) 1927 年 5 月 4 日

の回収について駐上海領事団と交渉に入った。また、当時は上海市街の中心地を取り巻く外環道路として、中山路が建設中であったが、上海駐屯の国民党軍責任者であった淞滬警備司令の熊式輝は、中山路を建設する意義について、「租界により上海南北の軍事交通が遮断されている現状を打破する。」「不平等条約や租界を廃止するだけの実力が未だ中国にない中で、中山路で租界を包囲することで、租界側の越界築路拡大を阻止する。」などと説明した¹⁵。こうして国民党政権による、上海租界への圧力が増す中で、上海の地域有力者層からも、越界築路反対を訴える声が増しており、共同租界納税華人会や上海各路商会総連合会といった商工業者を主とする団体が越界築路の修理維持に至っても反対し、また閘北では、治安対策から滬北越界築路地域住民に、華界に接する家屋の門を閉めるようにとの工部局側の指導への反発などが発生した¹⁶。

こうして、上海の中国人社会側からの、官民にわたる対租界、対越界築路地域への主権回収圧力が高まる中、共同租界側はなお、上海市側が越界築路地域の人口調査をするのに際し、この地域の人口統計を提供するのと引き換えに、上海市側がこの地域で人口調査をしないよう要請するなど¹⁷、越界築路地域に中国側行政権が浸透するのを回避しようと試みていた。1929年3月には江蘇省交渉公署は上海市市長辦公室への通知の中で、工部局による越界築路の拡大を防ぐには強硬手段を採るしかないと述べ、これを受けて6月、上海市市長辦公室は会議にて、越界築路の拡大を防ぐためにあらゆる手段を採ることを決定した¹⁸。同6月になっても、越界築路地域行政権の交渉が進展せず、駐上海領事団の領袖領事が土地章呈を盾に、越界築路地域の正当性を主張し続ける中で¹⁹、同年9月には上海市土地局は中国人が工部局に土地を売ることを禁止し、併せて上海市公安局への予算配分も増額され、公安局長袁良のもと、越界築路地域への警察力増強が図られた。越界築路地域に配置された中国側警察は、工部局による越界築路建設や修理をも実力で妨害する様になり、越界築路建設、修理を現地にて行う工部局側職員の逮捕や、共同租界側の警察との衝突が頻発するようになった²⁰。中国側のこうした動きに対し、共同租界側では両者の衝突を避けるために、越界築路地域での徴税では妥協は可能だが、この地域の外国人の財産を守るため、警察権では妥協するべきではないという意見が出るなど²¹、問題解決の糸口が見えない状況であった。

こうして共同租界側と中国側の対立が激化する中、工部局は事態打開を図る為、南アフ

¹⁵ 「熊式輝昨勸中山路防止越界築路実行兵工政策」『民国日報』（上海）1928年11月1日

¹⁶ 「市民一致反対越界築路」『民国日報』（上海）1928年3月20日、「閘北民衆維持国権」同左、1928年3月8日

¹⁷ 「工部局越界築路市府調査戸口問題」『民国日報』（上海）1928年9月15日

¹⁸ 1927年以降の、ここまでの警察権問題の概要については『上海警察 1927-1937』p. 66-67. を参照。

¹⁹ 「会勘華租界線之交渉」『民国日報』（上海）1929年6月19日

²⁰ 『上海警察 1927-1937』pp. 66-67.

²¹ 『上海警察 1927-1937』pp. 69-70.

リカ連邦の判事であったリチャード・フィータムを招聘し、共同租界をめぐる諸問題の調査と解決策の提出を依頼した。1930年から1931年に渡る調査の末、フィータムから工部局に提出されたものが『フィータム報告』である。この報告書の中で、越界築路地域の問題については、越界築路は本来の租界では狭すぎて満たせない諸需要を満たすために必要であるとし、中国側も越界築路地域で共同租界側の公共サービスを受けられる利点があるとしながらも、一方では越界築路は上海特別市と利害が衝突することも認めている²²。

フィータムは越界築路地域の発展の為には中国側と共同で市街建設計画を進める必要があるとした上で、将来への提言として以下の点を挙げた。すなわち、越界築路地域における工部局側と中国当局側の衝突を回避するための方策として、

- 1、共同租界側、中国側の両当局が越界築路地域を共同管理とするための一種の形式を採用する、すなわち上海市政府と共同租界工部局とが共同で行政に当る。
- 2、越界築路地域の行政を為すため、この地域に新警察を創設する。

その上で、フィータムはこうした計画を二段階に分けて実行すべきと提案した。すなわち、

第一段階、上海市が工部局側に、越界築路地域の土地財産に対し有効な行政執行を執り行う権限を委任する。上海市側は越界築路地域の間にある、未開発地域の行政を執り行う。工部局には家屋税を徴収する権利を与え、そのうちの一定の割合を上海市に交付し、前述の未開発地域の開発費用に充てる。

第二段階、越界築路地域を担当する新警察組織を、上海特別市、共同租界、及び関係区域の住人、財産所有者からの人員を以って構成する。この組織は上海市、共同租界からは独立したものとし、且つ国民政府から法律を以って職務執行に必要な権限を認可される必要がある。警官隊の構成については、中国人隊長の指揮下に置く上で、当該地域に居住する外国人の為に若干の外国人警官を配置する必要がある²³。

フィータムは今後の越界築路地域の管理については、中国側と共同して行わなければこの地域の発展は望めないと考えた。警察権問題の観点から言えば、当然重要になるのは越界築路地域に新たに設立されるべきであるとされる新警察組織である。フィータムは上海特別市、国民政府の影響力を重視し、新組織にはこれらからの十分な裏づけが為されることを期待したのである。

この『フィータム報告』に対しては、当時の中国側世論の反応は必ずしも芳しいものとは言えなかった様である。閘北地域、上海華界の有力者であった王曉籟は、上海租界は政

²² 『フィータム報告』下巻、p. 216. pp. 232-233.

²³ 『フィータム報告』下巻、pp. 243-255.

府が回収を一旦決意すればいつでも回収できるものである、とした上で、外国人の干渉を招く恐れのある共同統治の特別区設置に反対した。また、当時の共同租界工部局の新顧問となっていた呉経熊は、『フィータム報告』について、工部局にとって参考に供せられるだけのものであり、報告内容には疎漏があるとした²⁴。国民党の京滬滬杭兩鐵路党部や、上海の中国側の各工会も前後して、『フィータム報告』は共同租界の統治を賛美し、列強の特権を温存しようとするものだ、という批判を浴びせた²⁵。その一方で共同租界に大きな発言力を持つイギリス側では、『フィータム報告』はフィータムの人格と経歴に照らすと信用性があり、この報告は共同租界の前途に大きな影響をもたらすであろう、というタイムズ紙の見解も出た²⁶。後述するように、結果としては、1930年代における越界地域警察権をめぐる共同租界側と中国側の交渉に対し、このフィータムの提言は一定の影響力を及ぼしたと考えられる。

1930年代における越界築路地域共同管理案

越界築路地域の警察権をめぐる共同租界側と中国側の対立が深まる中²⁷、1931年に入ってから、越界築路地域を共同租界側と中国側の共同で管理する為の交渉が始まった²⁸。第一次上海事変による混乱を挟んで、翌1932年6月には越界築路問題について、南京国民政府と共同租界側で草案の合意が為された²⁹。7月に合意が確認された事項は、越界築路地域における警察権、公共サービスに関するものである。特に警察権についての合意は以下のものであった。

上海市政府は新たに警務管理処を設立して越界築路地域で任務に当らせる。この組織は上海市公安局の管理下とし、併せて以下の約束を付す。

- 1、上海市政府は一名の高級警官をこの組織に配置し、処長とする。
- 2、工部局は一名の副処長を派遣して任務に当らせる。副処長は上海市市長の認可を経て

²⁴ 「王曉籟吳経熊両氏対費唐報告之批評」『民国日報』（上海）1931年6月19日

²⁵ 「反対費唐報告書」『申報』1931年7月2日、「駁斥費唐報告」同左、1931年7月24日

²⁶ 「英報批評費唐報告」『申報』1931年4月26日

²⁷ 1930年以降も、越界築路地域をめぐる共同租界側と中国側の警察の対立は続き、中国側警察が工部局から施設修理を委託された職員を逮捕したり、双方の警察が衝突する事件が発生していた。『工部局董事会會議録』1930年9月3日、1931年4月1日

²⁸ 『工部局董事会會議録』1931年7月22日

²⁹ 『工部局董事会會議録』1932年6月15日、また「越界築路交渉」『申報』1932年6月5日。『申報』の記事では、越界築路の主権は完全に中国側にある事が合意され、またこの地域に上海特別市が外国人を雇って特別警察を設置すると述べられているが、この特別警察組織の詳細は述べられていない。

市長から任命される。

3、(略)

4、処長と副処長は越界築路地域での同じではない地域の巡回、交通及びその他の任務に就き、行政管理とコントロールのために最も適した方策を採る。

5、越界築路地域での警察管理について、治外法権を有する外国人に関するあらゆる事柄については副処長に処理を行わせ、中国人及び治外法権を有さない外国人については処長に処理を行わせる。但しいかなる処理も上海特区法院の協定に符号しなければならない。

6、治外法権を有する外国人に関する、この組織が発するいかなる命令も副処長の連署、或いは他の方法にて副処長が署名、許可があつて初めて有効となる。この条件を満たさない命令は無効となる。

7、特殊な案件や事件を正当に処理する際に疑問が発生し、処長と副処長の間に意見の不一致が発生した場合は、各自直ちに書面で上海市公安局及び工部局警務処に報告し、審査による解決を求めなければならない。もし解決が不可能な場合は、上海市公安局及び工部局警務処に上級機関への上申を求めなければならない³⁰。

越界地域に中国側、共同租界側の共同による新警察組織を設立すると言う案は、先に紹介したフィータムの提言を踏襲したものと考えられる³¹。当時の報道や先行研究では、この時点で共同租界側と中国側が、越界築路地域の行政権と警察権を中国側に返還する原則を合意したとされている³²。但し、上記の条項を見る限りでは、こうした見解に少し疑問が残る。先ず、この同意に至るまでの共同租界側と中国側のやりとりを見てみると、

「中国側代表は、「出来るだけ実際の需要に按じて遵守し、且つ中国の治安法を施行すべきである。」との文言を入れるべきと主張した。しかし外国人と外国人警官は皆中国の治安法に通じていないことから、外国人董事達はこの文言の削除を主張した。将来どの国の法律に従うべきかの問題は、警務処長と副処長が実際の経験に基づいて解決を図るべきである。(略) この項の修正案は通過しなかった³³。」

交渉の中で、中国側は新警察組織が、可能な限り中国法に基づいて任務を執行する事を求めていた。この要求は、当時南京国民政府が推し進めていた治外法権撤廃政策と合致している。しかし、共同租界側はあくまでこれに抵抗した。その結果、新警察組織では形式上は上海特別市の管轄下に置かれるとされながらも、実際には共同租界側から派遣される

³⁰ 『工部局董事会会議録』1932年7月6日

³¹ 植田捷雄「上海越界築路問題(下)」『上海週報』1933年1月20日でも、租界研究者であった植田は中国と共同租界側との交渉に際し、『フィータム報告』が共同租界の政策に影響を与えたことを指摘している。

³² 『上海通史』第七巻 p. 311. 『上海 一座現代化都市的編年史』 p. 252.

³³ 『工部局董事会会議録』1932年7月6日

副処長が中国側から派遣される処長とほぼ同等の権限を持ち、特に治外法権を有する国の外国人に関する案件については副処長が独断で処置出来る様にされた。この事は、当時イギリス、アメリカ、日本といった治外法権を有する国が、中国側の治外法権撤廃政策に抵抗していた事と密接な関係があると思われる³⁴。もしこの合意に基づき新警察組織が設立されていれば、越界築路地域において治外法権を有する外国人の案件は、事実上ほぼ完全に外国側の警察権の管理下に置かれ、中国側の警察権が干渉できる余地は殆ど無く、中国人警察官による該当国外国人の逮捕も当然不可能であっただろう。

しかしこの合意もすぐに公表される事はなかった。上海市市政府秘書長の俞鴻鈞は共同租界側とのやり取りの中で、もし上海特別市側が越界築路地域の警察権を含む管理権を共同租界側に委託する事が正式批准の前に公表されれば、租界回収を訴える強硬派を大いに刺激し、結果としてこの同意そのものが危うくなるとの危惧を示した³⁵。国民政府側にしても、越界築路の管理権、警察権を一部なりとも共同租界側に正式に委託する事は、当時の輿論に照らして微妙な案件であった。そして正式な批准が延びる中で、別の方面からもこの合意を覆す問題が生じていた。同年 9 月に上海市長呉鉄城から国民政府外交部長羅文幹に送られた手紙によると、

「南京外交部羅部長宛 本日午後イギリス総領事と面談しましたが、その際、「工部局董事会の日本人代辦と日本総領事が均しく、工部局と我方が越界築路に関する合意に調印する事に強く反対している。理由は、この条約は日本に与えられた権利を損なうというものである。かつ彼らは、もし工部局が日本側の意見を蔑視するのなら、重大な紛糾が引き起こされるだろうとも声明を發した。等等とありました。(略) イギリス領事は、「工部局と日本との間で衝突が発生することは望んでおらず、情勢は容易に収拾しないだろう。」とも述べました³⁶。」

草案の合意から程なくして、当時共同租界にて発言力を増していた日本側から、横槍が入る形となったのである。そもそも 6 月に草案の合意が報じられた直後から、越界築路地域の警察権、行政権が全て中国側に返還されるという情報に対し、上海日本人居留民社会は大きく反対を唱え、これに駐上海日本領事館や、日本本国の外務省も同調して、共同租界の安全を損ねたり、越界築路地域の警察権、行政権を中国側に返還する方案には強く反

³⁴ 1930 年に入ると南京国民政府は列強各国と治外法権撤廃について協議を行ったが難航し、特にイギリスは租界を治外法権撤廃から除外するよう求めていた。1931 年には交渉は停滞し、特に満州事変以降は南京国民政府側の姿勢も鈍化した。副島圓照「中国における治外法権撤廃問題」『和歌山大学教育学部紀要（人文科学）』第 29 集、1980 年、pp. 34-38.

³⁵ 『工部局董事会會議録』1932 年 8 月 24 日

³⁶ 上海市档案馆档案 Q1-5-527、「呉鉄城から羅文幹への書簡」p.43. 1932 年 9 月 13 日

対するという姿勢を示していた³⁷。こうした事から、上海市政府と工部局の交渉内容は、交渉途中では公表しないようになったという経緯がある³⁸。上海市と工部局は草案の合意はしたものの、越界築路問題の具体的解決交渉については、1932年9月には既に行き詰まりを呈してしまっていた³⁹。更に日本側は駐上海総領事や工部局董事会の日本人董事を通じて、以下の様な要求を工部局、中国側双方に行った。

「工部局総裁の報告によると、前回の会議後、総裁は日本総領事の機密備忘録を受け取った。(略)しかしこの備忘録に挙げられている条件は、近く協議が達成されるであろうという人々の希望を泡沫と化すものである。主要な障害は、日本総領事が越界築路地域にて任務に就く警官隊の組織についての態度である。石射総領事は副処長に次ぐ地位に三名の日本人警官を任命するように要求している。総裁は中国当局がこの提案を考慮する可能性は低いと考えている。(中略)日本総領事はまた、協定内に一条を追加するよう要求した。即ち、工部局はなるべく日本人警官に日本人居留地区及び日本の工場が存在する地域の安全保障を担当させる、というものである。(略)石射氏はまた一つの声明を發した。即ち、起草されている協定は越界築路地域に駐屯している外国軍隊の地位に一切不利な影響を及ぼしてはならない、というものである⁴⁰。」

閘北地域に隣接した虹口地区は越界築路地域にあたり、当時特に日本人が多く居留しており、海軍陸戦隊も駐屯していた。そして1932年の第一次上海事変の際は、閘北地域が正に主戦場となっていたのである。日本側はこの地域の利権の保持に固執し、共同租界を通じて、滬北越界築路地域における日本側の警察権確保といった要求を中国側に押し付けようとしたのである⁴¹。当然中国側にとって、この要求は受け入れ難いものであった⁴²。交渉はこのために難航し、一旦は交渉の議題から警察権問題が外された⁴³。その後共同租界側では日本側の主張と中国側の主張に折り合いをつける努力が為されたが、新警察組織における日本人警官問題は結局、中国側の容れる所とはならなかった⁴⁴。その後、新警察組織の交渉は目立った進展が得られないまま日中戦争に至るのである。

37 「越界築路交渉」『申報』1932年6月6日

38 「越界築路懸案」『申報』1932年6月25日

39 「越界築路案下月初継続討論」『申報』1932年9月27日

40 『工部局董事会會議録』1933年3月29日

41 「越界築路案將有新發展」『申報』1933年6月1日

42 『工部局董事会會議録』1933年4月12日

43 『工部局董事会會議録』1933年4月12日

44 『工部局董事会會議録』1933年11月29日、1934年1月24日

越界築路「ジョイント・ポリス」構想の挫折

1920年代初頭、共同租界側はあくまで越界築路地域の拡大を推し進め、この地域への中国側の警察権の介入を極力排除してきた。共同租界側による警察権の保持は越界築路地域の拡大と密接な関係を持ち、将来の共同租界拡大の為の措置の一環でもあった。しかし、5・30事件以降は越界築路地域拡大政策に対する中国側の輿論が厳しさを増し、軍閥支配下にあった中国側警察も越界築路拡大に対し次第に厳しい姿勢を見せるようになった。南京国民政府期になると、上海市側は、当時の国民政府の不平等条約撤廃、租界回収政策を背景に一層厳しい姿勢を見せるようになり、警察力を以って実力で越界築路の拡大を阻止する姿勢が明白となった。ここに至り、共同租界側も従来の政策を見直さざるを得なくなり、『フィータム報告』に見られるような、上海市や南京国民政府と共同で越界築路地域を管理し、この地域の開発を保持する方向の模索を始めた。高揚する中国のナショナリズムの前に、共同租界側は孤高な実力を以って越界築路地域の拡大を図る事がもはや不可能となっていたのである。

しかし、共同租界側は越界築路地域の警察権、主権を放棄する選択はあくまで選ばなかった。むしろ名目上は国民政府の認可、委託を受ける形にしつつ、実際は極力従来の警察権を保持し続ける方向性を模索していた事が、越界築路地域における新警察組織設立交渉から窺えるのではないだろうか。その背景には、当時の共同租界で主要な発言力を有していたイギリス、アメリカ、日本といった列強の、治外法権の恩恵に対する固執があったと考えられる。こうした事情を前に、南京国民政府による上海越界築路地域の主権回復運動は不完全なものとなり、警察権をめぐる両者の対立も続行する事となった。さらには日本の越界築路地域に対する過大な要求が、中国側と共同租界側による警察権の共同管理という、中国側にとっては不完全といえる成果をも破壊してしまったと言えるのではないだろうか⁴⁵。

⁴⁵ 但し上海租界における中国側の法権回収が全く進んでいなかった訳ではなく、1931年には中国人判事が指揮する上海特区法院が共同租界、仏租界内に設立された。翌1932年には中国側は上海租界内の中国人同士の案件についての法権を回収している。

上海共同租界越界築路地域の警察権問題に関する年表

1906年	北部越界築路に近い閘北宝山路近辺で、工部局への巡捕捐納入をめぐり工部局と中国人住民が対立。
1921年	閘北地域で越界築路の下水道修理をめぐり、工部局と滬北工巡捐局が対立し、双方の警官が衝突。滬北工巡捐局側が妥協する形で和解。
1925年	5・30事件。その後の上海ゼネストにて、越界築路地域の主権回収が要求に挙げられる。
1926年	3月 上海の中国側警察が越界築路地域で巡回、工部局側と対立。 5月 孫伝芳、上海にて「これ以上の越界築路の建設を望まない。」旨の演説。 12月 工部局側、中国側に越界築路地域での警察権を認めさせる。
1927年	7月 南京国民政府による上海特別市が成立。 10月 虹橋越界築路地域に上海市公安局が警官隊を配置。
1928年	6月 上海市市長辦公室が会議上で「越界築路には法的根拠が無く、越界築路に対し圧力をかける」事を決定。 8月 上海市公安局、虹橋路や呉淞路に保安隊を派遣。越界築路建設を実力で停止させる。 9月 上海市土地局が工部局への土地売却を禁止する。
1929年	駐上海領事団、越界築路問題について徴税面での妥協の可能性と、警察権についての従来の方針の保持を表明。
1930年	1月 南京国民政府、治外法権の撤廃を宣言。但し、イギリス等の治外法権所有国はこれを拒否。 リチャード・フィータムが上海に到着。調査を開始。 1月 工部局工務局長が北四川路における上海市側警察との衝突の危険性について報告し、「暫定的に越界築路建設、修理を停止する。」ことを提案。 4月 共同租界内に上海第一特区地方法院が設立。
1931年	4月 上海市市政府秘書長俞鴻鈞が声明、「工部局と越界築路回収について交渉中。」 『フィータム報告』が共同租界工部局に提出される。 8月 中国側が上海租界内における中国人同士の事件についての法権を回収。 8月 共同租界側が越界築路地域の協定案を中国側に提示。

1932年	1月	第一次上海事変。
	6月	中国側、共同租界側が越界築路問題について草案に合意。
	7月	工部局董事会で越界築路地域の行政権と警察権を中国側に返還する原則を可決。一方で越界築路地域における新警察組織設立の方針を中国側、共同租界側で合意。
	9月	石射駐上海日本総領事が駐上海イギリス総領事に対し、越界築路協定への反対を表明。
1933年	3月	越界築路地域に新たな警察組織を設ける問題について、日本総領事側が日本人幹部採用を要求、中国側との交渉が暗礁に。
	4月	新警察組織問題が交渉の議題から一旦外れる。
	11月	新警察組織問題問題の交渉で双方が平行線を辿る。

5章 1930年代における上海越界築路地域の画定と徴税問題について

本章は1930年代に共同租界側と中国側の間で行われた越界築路地域をめぐる交渉の中で、この地域の問題の解決がいかんにか図られようとしたのかを、越界築路地域の画定とそれに付随する当該地域の徴税問題を軸に考察するものである。中国側と共同租界側の主権が交差していたこの地域については、両者の妥協案として一種の共同管理案が持ち出されており、交渉はこの案を軸に行われていたが、中国側、共同租界側、そしてこの地域に利害を持っていた列強の思惑がどのようなものであったかが主点となる。

共同租界側の、越界築路建設を軸とした租界拡張政策は、1925年の5・30事件を機に中断され、新規の越界築路建設は為されなくなった。そして1927年に国民党政府による上海特別市が設立されると、南京国民政府と上海特別市は一転して上海における租界の回収に動きだした。その際に問題となるのが、「租界外の租界」である越界築路地域であった。中国側はグレーゾーンと言える越界築路地域の警察権、行政権の回収に動き、中国側と共同租界側の対立は尖鋭化していた。租界工部局側は租界問題を調査した『フィータム報告』を機に中国側との妥協を探り、1932年7月に、越界築路問題の解決方法についての基本合意を中国側と行った。これは越界築路地域の主権を表向きは中国側に返還するとしつつ、実際はこの地域の警察、行政を中国側と共同租界側で共同管理するというものであった。この合意以降、両者は実際の管理方法について協議を行ったが、そこには越界築路地域に利害を持つ列強、特に日本やイギリス、アメリカの意向が介入していたのである。

越界築路地域の画定をめぐる交渉

先ず、越界築路地域の共同管理交渉を進めるにあたっては、越界築路地域の地理的画定を行わなければならなかったが、これは先の1932年の基本合意以降に警察権をめぐる交渉が紛糾したこともあり直ぐには進まなかった。具体的な案が固まるのは1934年の末になってからであった¹。その際に特に問題となったのは2点あり、一つは越界築路地域は、越界築路からどれだけ離れた場所まで含まれるのかという問題、もう一つは、前記の方法で画定した場合でも、越界築路地域に含まれない場所が飛び地化したり、また政治的理由など

¹ この交渉については、当時の中国において殆ど報道が為されていなかった模様である。特に本稿で主に取り上げる1934年11月から1935年2月にかけての、重要な基本合意が形成される時期において筆者が見つけた報道は、僅かに『時報』に俞鴻鈞上海市秘書長の話として、上海越界築路地域の警察権、公用設備使用の問題が解決する可能性がある、と述べた短い記事が掲載されていた程度である。（「俞鴻鈞表示越界築路問題交渉順利」1934年11月10日）交渉の過程については当時殆ど公表されていなかった可能性がある。

でこの原則をまげて租界側、列強側（特に日本）が特定の地域を越界築路地域に編入しようと試みた問題である。

先ず、最初の問題であるが、越界築路からどれだけ離れた地域までを越界築路地域に画定するかについて、1934年11月には、原則150メートル以内とすることで交渉が進んでいたと推測される。同年11月2日に外交部から上海特別市宛に送られた書簡によると、

「所謂「界外路」範囲の一点について、貴政府が取ろうとしている方法は原則上賛成出来る。工部局方面から見ると、「界外路」の範囲は路面のみに限ることは出来ず、道路の両側にある家屋はどこでもこの問題と関係がある。さらに工部局は「界外路」両側の家屋から捐税を徴税し、門牌を据え付けていることも最早多い。こうした点から、越界築路問題を解決するには方法を設けて解決せねばならず、即ち「界外路」はある程度道路から広い範囲を定めなければならない。但し、貴政府が定めようとしている150メートル範囲は最高限度の範囲だと考えられる。もし家屋が壁に囲まれていたり、若しくは小河流、その他顕著な界線がある場合は、その位置が150メートル以内にあってもそれを「界外路」の境界と見なせるだろう。（中略）なお工部局は道路から一律の距離に含まれる場所を「界外路」と定めるように主張しているが、150メートルの範囲は、見計らって削減すべきである。普通の家屋で道路から150メートルまで離れているものは多くなく、日本側の提案は受け入れ難い。我が方がもともと「界外路」でない地域まで「界外路」に含めてしまうのは、ことさらに租界を拡充してしまう嫌いがある²。」

一方で、外交部は150メートル以内という範囲を可能な限り縮小するように上海特別市側に求めており、実際、租界側との交渉でも最終的に、100メートル以内を越界築路地域とするように定められていった。

「アーノルド議長は1934年11月3日に兪秘書長に対して提示された、越界築路地域の範囲を道路から100メートル以内とする案の写しを作成した³。」

ここで中国側と共同租界側で合意に達したことから、翌1935年1月における、越界築路地域の基本画定案の決定につながったと考えられる。

もう一つの問題として、上記のように越界築路地域の画定を行った際に元来の租界や越界築路地域に囲まれた飛び地、また政治的理由で越界築路地域に本来含まれない地域を越界築路地域に編入させるよう、列強（特に日本）が要求してきた地域、いわば特殊地域の

² 上海市档案馆档案、Q1-5-529、「外交部から上海特別市への電信」1934年11月2日、pp. 45-50.

³ 上海市档案馆档案、Q1-5-530、「工部局と上海特別市の交渉記録」1934年11月14日、p. 3.

扱いがあった。

越界築路地域における上海特別市、共同租界による共同警察組織設立の交渉が停滞する中、日本は越界築路問題の根底といえる、越界築路地域の画定問題について、北四川路を中心とする租界北側の滬北地域の画定に特にこだわっていた。これは、この地域が特に日本人居留民が多く住んでいたこと、1932年の第一次上海事変を経てこの地が中国側と日本側で警察権のせめぎあいの場所となったこと⁴、そしてそれと関連して日本側がこの地域における反日運動、テロ活動を警戒していた事が主な要因と考えられる。

「英国案タル越界路両側百米原則案ヲ認メ且特別地域乃至ハ「プレミセス」トシテ北四川路及狄威路ニ包囲セラルル三角地帯位ヲ協定区域ニ編入方交渉ニ付請訓アリ当方ヨリ今一応最小限度案（石射試案）ノ地区ヲ要求シ至難ナルニ於テハ北四川路以西ハ断念スルモ致方ナシトノ趣旨ヲ回訓セル次第ハ昭和九年重一議會調書第十章第一節第二ニ記載ノ通りナリ。

石射総領事ハ十一月下旬（1934年：筆者注）当方訓令ニ基キ工部局市参議会議長「アーノルド」ニ対シ北部地域ニ関シ（イ）三角地帯（ロ）欧陽路楊家湾以西ノ地帯（ハ）鉄道線路以東ノ地帯ヲ越界路ニ編入方申入レタル処「ア」ハ支那側ハ三角地帯ノ編入ヲ肯セストテ之ヲ工部局案トシテ支那側ニ持出スコトヲ拒ミタルモ兎モ角モ右日本側案ノ受諾ヲ支那側ニ勧告スルコトナラ引受クヘシト述ベ一方日本側ガ三角地帯ヲ主張スル代償トシテ西部区域ニ於テ「モニュメント」路、「ビヤス」路ノ全部及「ウオレン」路以西ノ「ブレナン」路ノ放棄ヲ支那側ニ申入レラレ差支エナシト示唆セリ⁵。」

日本側は特に、滬北地区において飛び地を含む三箇所の地域について、治安上の理由から、これを特別に越界築路地域に編入するよう強く要求していた⁶。

「上海越界築路案につき、11月29日に日本公使館の須磨秘書が外交部を訪れ次のことを説明した。(1)日本はこの問題の早期解決を望んでいる。但し議定の協定がもし日本の同意を得ないのなら署名をしないよう望む。さもなくば日本は協定の拘束を受けない。(2)上海界外路の滬北地域について、北四川路や狄思威路の一带には日本人居留民が約5000人おり、また日本の工場が20以上、そして海軍陸戦隊の兵営がある。日本人管理と保護に便利を為す観点から、この一大地域は界外路の範囲に入るべきである、と⁷。」

⁴ p. 103. の資料 14、15 も参照。

⁵ アジア歴史資料センター B02130158000 外務省東亜局第一課『支那関係諸問題摘要（政況、停戦協定、財務整理、租界、通信）』第八章 租界関係諸問題、1935年、pp. 248-249.

⁶ このうち一箇所は、日本の海軍陸戦隊本部に隣接し、しかも鉄道線路を挟んで華界と接していることから、軍事上の理由で候補に取り上げられたと考えられる。

⁷ 上海市档案馆档案、Q1-5-529、「外交部政務次長徐謨から呉鉄城市長への書簡」1934年12月3日、p. 25.

上記からも分かる通り、工部局は越界築路画定交渉への日本側の要望に対し、一定の協力姿勢を見せていた。三角地帯編入の代償として、租界西側の滬西越界築路地域にて中国側に大幅な譲歩をしてもよいというものである。但し、工部局側は自らが直接日本案を以って交渉することは拒んだ。こうした日本側の要求に対し、中国側は「この件の交渉主体はあくまで上海特別市政府と共同租界工部局であり、他も含めた多角的な締結は行わない。工部局内の各国代表には日本も含まれており、日本は工部局を通じて要望すべきである⁸。」として日本と中国外務省、上海特別市との交渉には応じないとの姿勢を示していた。しかし、上海の日本人居留民や駐上海日本軍の間では越界築路交渉に不満を抱いており、中には租界の他国勢力と共同してこれを妨害する動きもあったという。

「共同租界の納税外国人の中では、均しく上記の交渉決定が否認されている。イギリス人方面には越界築路を中国に返還することに不満がある。但しアメリカ人の方面では同意が示されている。現在日本人の側では、返還に反対するイギリス人を引き込んで共同でこの決定に反対しようとする動きがあり、他にも納税ドイツ人もまた反対するであろう。日本の軍人は代表を派遣し、越界築路の中国への返還がもし実現したのなら、これに積極的に反対し、該地に私設警察機関を設立して日本租界の形成を宣言するだろう、とも言った⁹。」

こうした事情もあり、日本側は石射猪太郎駐上海総領事が呉鉄城上海市長に直接交渉を試み、呉市長はこれを門前払いすることが出来なかった。先ず11月29日に石射は、滬北地域における三箇所の場所について越界築路地域に編入するよう求めたが、呉は即答しなかった¹⁰。その後駐上海日本総領事の石射はこの三箇所のうち、三角地帯を除いた二箇所について一部面積を削った修正案を同年12月に工部局を通じて呉鉄城市長に提示した。これに対し上海特別市側は、検討するとはしたものの結論は出ず、翌35年に持ち越された¹¹。

「四月四日（1935年：筆者注）石射総領事ニ対シ南京ヨリ意見ノ訓示アリタリトテ日本案を今少シ緩和スルト同時ニ西部ニ於テ三道路以外ヨリ価値アル道路ノ放棄ヲ工部局に説得方希望ノ旨申出タリ其ノ後外交部次長徐謨ヨリモ須磨総領事ニ対シ北部ニ於テ道路ニ沿ハザル部分迄越界路区域ニ含マシムルコトハ同意シ難ク又西部ニ於ケルヨリ良キ道路ノ放棄ヲ希望スル旨語レル¹²」

⁸ 同上、上海市档案馆档案、Q1-5-529、pp. 25-26.

⁹ 上海市档案馆档案、Q1-5-529、「中国軍参謀本部第二庁より上海特別市宛報告」1934年11月17日、pp. 23-24.

¹⁰ 上海市档案馆档案、Q1-5-529、「呉鉄城備忘録」pp. 30-32.

¹¹ 『支那関係諸問題摘要（政況、停戦協定、財務整理、租界、通信）』第八章 租界関係諸問題、pp. 249-251.

¹² 同上、p. 251.

上海特別市側はここで滬北に対し強硬な姿勢を見せつつ、滬西についてより多くの妥協を工部局側に要求してきた¹³。ただし、5月には上海特別市側の姿勢は南京政府の訓示を受けたとしてやや軟化し¹⁴、結果「ウオレン」路以西の越界築路地域の主権を工部局が放棄する（但し虹橋路は除く）代わりに滬北については日本の要求を認めるという、大まかな方向で三者合意した¹⁵。それでもこの交渉で中国側が仮に得た地域は広大であった。

共同租界問題に対する日本側の態度の背景、世論

日本側の共同租界問題への態度の背景として、どのような世論が日本や上海日本人社会にあったのだろうか。

当時、浄土真宗本願寺派（西本願寺）の前法主であった大谷光瑞は、法主時代だった1906年に上海にて西本願寺の出張所を開設するなど、上海における布教に以前から関わっていた。また、上海滞在中の活動を通じて中国の革命派や上海日本人社会とも交流を重ねていた人物である¹⁶。彼は第一次上海事変勃発当時、上海に滞在しており¹⁷、また、下記の大谷へのインタビュー記事からは当時の上海共同租界内のイギリス人勢力の一部とも繋がりがあったこともうかがえる。大谷は第一次上海事変の際に上海から帰国した直後に受けたインタビューの中で、

「そして蒋介石等の国民政府といふものは、まことに不都合な政府で外国人排斥をやることが国権の伸張だと考へてをる、これは大へんな間違ひで、国権を伸張するには実力を養わなければならぬので、外国人を排斥したからといって国権の伸張でも何でもない。しかし国民政府はかくのごとく無闇と外国人排斥をやる、何でも彼でも利権回収といって無法に限りがない。外国人が条約上許されてをることはやむを得ぬとしてをつてもそれでも回

¹³ 1935年1月17日の段階で、外交部は上海特別市に対し滬西地区においてより譲歩を引き出す様、指示をしていた。上海市档案馆档案、Q1-5-529、「外交部政務次長徐謨から呉鉄城市長への書簡」1935年1月17日、pp. 67-68.

¹⁴ 上海市档案馆档案、Q1-5-531、「呉市長と石射総領事の会談記録」1935年5月28日、pp. 12-14.

¹⁵ 『支那関係諸問題摘要（政況、停戦協定、財務整理、租界、通信）』第八章 租界関係諸問題、pp. 251-252.

¹⁶ 西本願寺は大谷光瑞のもと、1906年に上海出張所を開設したのを皮切りに当地にて布教や教育活動を拡充させていった。大谷光瑞自身、1921年に共同租界にて無憂園という邸宅を設け、上海に於ける活動の拠点としていた。大谷光瑞は孫文ら革命派と交流を持つ一方、1921年から1927年にかけて、当地の日本人居留民の上流階層を主な対象にして計15回の講演を行うなど、上海日本人社会とも少なからぬ繋がりがあったようである。柴田幹夫「大谷光瑞と上海」小島勝・馬洪林編著『上海の日本人社会—戦前の文化・宗教・教育—』永田文昌堂、1999年を参照。

¹⁷ 「あれだけの小勢でよく防いだ陸戦隊」『東京朝日新聞』1932年2月13日

収出来るやうなものは回収しようとする。日本の関東州の回収問題などもその一つである。まことにみなが迷惑してをる¹⁸。」

と延べ、南京国民政府の主権回収外交について不当な外国人排斥であると批判している。また、第一次上海事変の際のイギリスの対応に触れ、

「それで上海にをりますところの英国人の古くからのものはこのことをよく知つてをる。これは往年の—1927年の排英事件が今日は排日となつて出てをるのだ、といふとは古い英国人はよく知つてをる。上海にをる英国の軍隊もこのことをよく知つてをりますから日本人の保護に対しては英国の処置は極めて公明正大である。私はこの点非常に英国に感謝しています。離れたところにある日本人の紡績会社、それは警備区域が英国に属してをるからではありませんけれども、相当に多数の軍隊を出して完全にこれを保護してをります。ここらは国民は英国に対して感謝して然るべきだと思ひます。とにかく古い、われわれの知つてをるやうな英国人はぜひこの際一つ徹底的に支那軍隊を上海から退けてくれ、まことにわれわれも困つてをるのだから、どうか日本の力でやつてもらいたい、往年のときにわれわれも非常に困つたのだからまたぞろ日本が妥協的態度に終つたらまたこれを繰返す、そして日本人のみならずわれわれも同じくその禍を被らなければならぬのだから、事ここに至れば問題はない、是非やつてもらいたい、といふことは私どもの知つてをる古い英人はみな申してをる¹⁹。」

と延べ、1920年代の上海における反帝国主義運動の記憶と、共同租界の權益を中国から防衛するという観点から、日本とイギリスは利害が一致しようと述べている。

第一次上海事変の停戦交渉の中、日本は上海問題を解決する為に、上海に利害を持つ各国による円卓会議を開催する様に提案した²⁰。その目的は、

「しかして日本側としては、(一) 関係諸国に利益の共通する問題をば円卓会議の議題となし(二) 日支両国の単独交渉によつて解決すべき排日雑貨、反日教育取締問題の如きはこれを別扱ひとして、自ら区別し、第一の列国共通問題としては、特に、(イ) 上海を国際自由都市とすること(ロ) 上海を中心とする一定区域に非武装地帯を設定すること、の二点に重きを置いて解決に努力し、もつてわが国の上海派兵の根本義である上海の安全保障確保、禍乱絶滅を徹底せしめんと意図したのである²¹。」

18 「自由都市建設について(上)」『大阪毎日新聞』1932年2月21日

19 「自由都市建設について(中)」『大阪毎日新聞』1932年2月23日

20 「上海善後処理は列国会議で協議」『東京朝日新聞』1932年2月29日

21 緒方昇「自由市を上海に！—円卓会議を中心として」『上海』1934年3月5日

とあるように、上海を「国際自由都市」とすることと、上海周辺に非武装地帯を設けることが狙いであったようである。この円卓会議案自体は結局受け入れられなかったが²²、それとほぼ同時期に、「上海特別区設置実行計画案」なるものが国際連盟に提出された。

「上海に在留する日、英、米、仏、伊、独、葡、澳、支およびチェコ・スロバキア等の諸国実業団体首脳者が、上海を理想的自由市とする特別区設置実行計画案を建て、これをジュネーブの国際連盟事務局に提案したことは、先に報ぜられた通りである。該案の骨子は自由市の地域として、上海の三行政区、即ち共同租界、フランス租界、上海特別市を中心に約 20 マイルの広さを限り、ここに 30 年を第一の起源として、支那政府および列国からの委任統治の形式において自治を布かうとするものである。そしてこの区域ないの統治行政は、原則として支那はもとより、いずれの国からも政治的干渉または支配をうけず、混乱支那の渦中にあつて、そのあらゆる有象無象の影響から隔絶し、同地域の財政的基礎を確立するとともに、独立司法裁判所ならびに外支人よりなる軍警を置いて、治安を維持せんとするものである²³。」

これは前述の日本の円卓会議案に影響されたものであるという指摘もあるが²⁴、ともかくこの案は少なくとも 30 年間、上海特別市と共同租界、フランス租界の地位を固定し、列強や中国政府から委任されるという形で租界側の統治権を存続させるというものであり、前述の円卓会議案にあった「上海の国際自由都市化」の実態を示唆するものと考えられる。この案の中には「同特別区行政団体は、支那政府と協力し²⁵」という要素もあるものの、中国側の司法からは相当独立すると思われる独自の裁判所や、外国人を含む軍、警察を設置するというもので、租界の主権回収を目指す国民政府にとっては到底受け入れられない内容であっただろう。共同租界側と中国側の協力を謳った『フィータム報告』をいわば逆手に取るような形で、租界側の利権を固定化しようとする動きも日本や列国の間に見られていた。そして、その中で日本側では、第一次上海事変について、中国側の横暴から共同租界の利益を防衛する為の正当な戦いであったという見方が浮上していた。

「支那の軍隊と戦うてをるのではない、われわれの王者の軍は平和を破るものを、平和を妨げるものを追出すのだ、かう見なければならぬ。何のためにこれをせねばならぬのか？ それは日本が大国なるがゆえに列国に代つてこの平和郷を作つてやるのだ、かう考へていかなければならぬ²⁶。」

²² 同上。

²³ 「上海を国際市とする案」『大阪毎日新聞』1932年5月2日

²⁴ 「自由市を上海に！—円卓会議を中心として」

²⁵ 「上海を国際市とする案」

²⁶ 「自由都市建設について（下）」『大阪毎日新聞』1932年2月24日における大谷光瑞の

「思へば、日本のみが外敵に対して単身をもつて共同租界を保護し、多大の犠牲を払つて共同租界を防衛したのである。かくて、共同租界の不可侵性なるものは、血と鉄により一層神聖化せられ、合法化せられたのである。換言すれば、日本は上海共同租界およびその治安に対して多大の貢献をなしたのである。これは同時に今後上海における行政権その他に対して日本の発言権を一層拡大強化したものであつて、日本は単独もつて共同租界防衛の義務を完全に履行したのであるから、それに伴ふ権利もまた、今後具体的に続出するであらう²⁷。」

第一次上海事変以降、日本側では上海租界の利権の固定化を志向する政策と、その利権を「防衛」した日本が上海にてより多くの権益を得るのは当然だとする議論が発生していたのである。そして上海特別市側には、租界の利権の固定化について、日本と他の列国が協調することを警戒する見方もまた存在していた。そのことについては後述する。

1935年の越界築路試行協定の性格

こうした経緯の中で、1935年1月に越界築路地域の画定、徴税について試行協定案の合意が、中国側と共同租界側で交わされた。その内容は以下の通りである。

「越界築路の徴税について窺い考えるに、局長と公共租界工部局財務処長が会議にて方案を検討し、双方が同意したのに基づいて試行協定を起草し、署名後に分別して許可の指示を受け、よって執行する。並びに局長は将に試行協定草案を起草し、鈞秘書長のご意見を受けて、指示を得てから事を実行に移すものである。局長は本年1月30日に工部局財務処長とこの試行協定を検討し署名した。越界築路地域を考えるに、工部局の下水道及び汚水排除設備などの修理建設費、管理費が巨額になっている事は本市工務局の沈局長も認める所である。故に今回の協定第一項の規定に照らして、以後建築される家屋について、越界築路から100メートル以上離れた場所において、工部局が設立し管理する下水道、汚水除去設備に接続するものは、本市が徴収する房捐定額の2パーセント相当の額を工部局に支給し工部局側のこの貢献への報酬とし、自ずから公平とする。この項の試行協定が許可され施行した後、越界築路に隣接する新造家屋は、工部局の下水道、汚水除去設備を存分に利用出来、本市はそれによって房捐を徴収し、再び障碍は起きない。これは市区の繁栄と市庫収入の増加において、均しく小補となる。越界築路区域内の房捐徴収については、本市から、或いは工部局から徴収するのかについて、越界築路問題が解決する前は事実上

コメント。

²⁷ 「自由市を上海に！―円卓会議を中心として」

従来に照らして徴収する。妥当か否か、当然試行協定の本文を添付するべきである²⁸。」

この協定の内容を以下に記すと、

「上海特別市財政局長と上海共同租界工部局財務処長は互いにこの試行協定に署名する。

① 1935年1月4日以後に建築される家屋は、将来別に定める所の正式地域が示す越界築路から100メートル以上外れた場所にあるものは、凡そ工部局が建設し管理する下水道、汚水処理施設などを利用出来、上海特別市政府は徴収する所の房捐定額の2パーセント相当の額を工部局に支給し、工部局側のこの貢献への報酬とする。

(付注) 1935年1月4日以降、上海特別市政府と工部局双方が暫定条約、越界築路管理に同意し署名する以前に建造された家屋で越界築路から100メートル以内にあるものは、すなわち房捐を徴収することが出来、これは工部局の増加収入とする。

② 上海特別市政府と工部局双方は暫定条約に署名し越界築路地域を管理することに同意した後、凡そ将来に別に定められる地図の示すところの、越界築路から100メートル以上離れた場所でも、工部局が設立、管理する下水道、汚水処理施設を既に利用出来、またこの房捐を払う家屋に対し、工部局は房捐を徴収出来る。工部局は捐率に照らして捐の2パーセントを下水道、汚水処理設備の建築管理費に充てることが出来る。捐率から、余額の10パーセントは上海特別市政府に送られる。工部局が保留出来る修理捐は、条約第一項に照らして、上海特別市政府が工部局に送る額と合算して、第六項が規定する所の連合予算会計に入れられる。また、工部局は正式の地図が示す所の、越界築路より100メートル以内にある地域の家屋から房捐を徴収する。

③ 虹橋路を南限とし、紀念碑路を西限とし、ピアス路を北限とする地域については、均しく滬西電力会社に給電の特許を与える範囲とする。上海特別市政府と工部局双方は以下について同意する。越界築路条約が締結された時に、凡そ境界から100メートル以内にある現存、新築の家屋と、100メートル以外にある現存の家屋で上海電力会社から給電されている者は、ロイヤリティーを工部局に支払わなくてはならない。

(付注) 1935年1月4日以降、境界から100メートル以外の場所で新築された家屋はこの規定の対象とならない。

④ 1935年1月4日に上海特別市政府と滬西電力会社の間に結ばれた協定は、今回の協

²⁸ 上海市档案馆档案、Q1-5-541、「財政局長蔡增基から市秘書長俞鴻鈞への報告」1935年2月5日、p. 21.

定や、上海特別市政府と工部局が暫定条約を結んで越界築路地域を管理する以前の越界築路徴税の現有地位に対し、一切影響を与えない²⁹。」

この試行協定によると、越界路から 100 メートル以内を基本的に越界築路地域とし、100 メートル以内にある家屋からは工部局が正式に税金を徴収できるようになる。そして 100 メートル以上離れた家屋で共同租界側の公共サービスを受けるものについては、工部局が税金を徴収した上で、その一部を上海特別市側に送り、余額は上海特別市と共同租界による共同予算に組み入れるとされている。上海特別市側は越界築路地域の画定ではこの地域の縮小を推進した一方で、越界築路地域における徴税は共同租界側に大きく譲歩し、また越界築路地域外で租界側の公共サービスを受ける家屋についても徴税を共同租界側に委託し、越界築路地域外の予算管理、開発において租界側と共同で行おうとしていたことが窺える。

この試行協定に対し、上海特別市側は内部にて検討を行い、財政局長、公用局長、工務局長から意見を徴集した³⁰。その結果公用局長徐佩璜と工務局長沈怡からは試行協定への疑問が提示されたが、一方で試行協定案交渉を実際に行った財政局長蔡増基はこれを擁護した。以下に示すと、

試行協定に対する蔡財政局長の意見

「1、この協定の施行以降は、滬西越界築路問題は警察問題を除けば大部分が解決すると言える。また、上海全体の越界築路問題も大部分が解決するだろう。

2、滬西越界築路問題は英米との関係が最も深く、この協定が実施されれば英米方面の一大問題は解決される。

3、上海全体の越界築路問題は英米日三国が共同の関係を持っているが、共同の利害をもって協議しているわけではない。我等は今、滬西方面において大部分の解決を得た。英米には日本と積極的に協力する必要がない。

4、工部局の一部は英米代表であり、租界の納税者に対し越界築路問題を解決する責任がある。今年 3 月に租界納税人会議が開催される際にもし何ら進展がなければ、彼らは恥ずかしさの余り怒り出し、日本と連携して我等を脅迫するかも知れない。もしこの協定が会期前に実行されれば、彼らは納税者に対し責任の一部分を果たせるだろう。

5、日本人の越界築路問題は北区に関係している。滬西区を先ず解決すれば、滬北区については脅迫を受ける心配がなくなり、日本の無理要求を避ける事が出来る。これまで論じられた事を総合すると、この協定は表面上は房捐問題についてだが、実際は非常に重大な問題に関係している。9 1 8 事変当時を思い出すに、当時錦州を中立区として割譲するべ

²⁹ 同上、上海市档案馆档案、Q1-5-541、pp. 22-23.

³⁰ 一方工部局では 2 月 14 日に董事会にてこの試行協定が承認された。『工部局董事会會議録』1935 年 2 月 14 日

きという意見があった。我等はそれを無視し、結果として東三省を失った。今回の協定は、滬西を未侵略の土地として保全するための計である。また、越界築路問題は錦州中立区の縮影にあたる。

凡そ能力薄弱の国家は外交を行う際、軽微の犠牲損失を拒めば結果として重大な犠牲を払うこととなる。わが国はこれまで、頗る多くこの種の弱点の状況があった。外人は早くもこれを見透かしており、最近になって日本の野心家はわが国を責め、武力を以って一切の問題を解決しようとの主張がある。(中略)今回、上海特別市と共同租界の協定を検討するに、こうした理由から私は了承する。」

公用局徐局長の意見

「1、第一条の規定によると、越界築路より100メートル以上離れた家屋で1935年1月4日以降新造されたものは工部局の設備を利用出来、市政府はこれらから房捐を徴収しその内2パーセントを工部局に送付するとある。これは市政府の利益に見えるが、実際は滬西越界築路地域には縦横する支路が少なく、既存の、或いは新造の家屋の大部分は越界築路から100メートル以内に建てられている。滬西の情勢を熟知するものから見ると、市政府は利益を得られないと言える。また、第一条付注によると、越界築路から100メートル以内にある家屋は、その房捐が全て工部局に帰すとあり、事実上まだ実行されていないにせよ、工部局の立場において徴税の根拠となる明文規定が無い中で、今回殊更に条文規定を作るのは当方にとって割りに合わない。

2、第二条が規定するところ、1935年1月4日以前に越界築路から100メートル以外に建造された家屋で、既に工部局の下水道を利用するものは、工部局に房捐を納め、越界築路問題の解決の後、その2パーセントを市政府に保留する。換言すると、現在は市政府には利益がなく、この規定は必ずしも必要ではない。第二条全文と第一条を精査すると、市政府の側は書面を以って滬西越界築路の地域を承認し、工部局の側は権力を越界築路本身に有している。問題が未確定の内にこのような手法を採るのは適当ではない。

3、第4条は必ずしも必要ではない。工部局が越界築路にて権力を行使するのを検討すると、これには条約や法律の根拠が全く無い。ここに市政府が滬西給電に署名すればその後、市政府の権力は動揺するだろう。思うに、越界築路問題の解決上、書面で保障を与えて自ら引きこもるのは市政府にとって非常に利益が少ない。

4、再び越界築路について検討すると、滬西と滬北の状況は異なっている。滬北の越界築路で水道電気の供給を受けている家屋は皆閘北水電公司から供給を受けており、また上海特別市が房捐を徴収している。故に滬北越界築路捐税問題は方法を設けてこれを滬西の開発に充てるべきである。本試行協定の意見は滬西と滬北が不分別であり、協定署名後、滬西での利益は得られずに滬北で既に得ている利益は影響を受けるのではないだろうか。」

工務局沈局長の意見

「1、原草案は均しく越界築路の両側 100 メートル以外の地域の各項の問題を取り上げているが、現在その 100 メートルの範囲が未だ確定しておらず、思うらくはこの件を討論するには時期尚早と考える。

2、原案に照らすと一部の実権を回収出来ると言われているが、この一点について言うと、越界築路より 100 メートル以上離れた地域は、上海特別市が将来大挙して道路を開発しない限り、新建築の家屋が発生するのは難しいだろう。100 メートルは 330 余フィートにあたり、距離は近いとはいえない。単独で下水道を引き工部局が設立した下水管に接続するのにかかる費用は小さくない。現在、越界路より 100 メートル以上離れた場所で新築が非常に少ないことがこれを証明している。

3、また、今回の協定が政治作用をもたらすとも言われているが、局長はこれを信じる事が出来ない。現在、国際情勢及び極東の利害の立場から見ると、英日が提携する可能性は非常に低いが、英日がこの局地問題によって提携することは阻止出来ない。この協定を結ばなければ、両国の提携を促進するだろう³¹。」

公用局長と工務局長は試行協定案に対し、共同租界工部局側に対し余りに権限を保障しすぎていること、越界築路から離れた地域では開発が進んでいないため越界築路外における税収増がさほど見込めないことを挙げた。これに対し、財政局長蔡増基は越界築路問題を英米と協力して解決し、日本の介入を防ぐべきであると主張している。特に、満洲事変の例を取り上げて、越界築路問題において小さな犠牲を惜しめば、東三省が失陥したように上海においても重大な損失をもたらしかねないとして、日本の武力行使を含んだ強硬介入を警戒している。蔡は日米英間の関係も考慮しつつ、英米にとって利害の大きい滬西地区の問題を決着させて、滬北地区の問題に際して日本が英米と連携することを防いで、交渉で優位を得るべきだとしていた。

最後に、この後日中戦争に至るまでの、越界築路地域問題の経緯について簡述する。

1935 年 5 月以降、越界築路地域画定問題は一定の前進を見せたものの、なお完全な解決には至らなかった。同年 9 月には再び、上海特別市と日本側で意見の対立が発生した。9 月 14 日に石射総領事が呉市長を訪ねた際、石射は滬北越界築路地域にて以前日本側が特別に越界築路地域への編入を要求した三箇所の地域の警察権が、将来設置される越界築路共同警察の中国人警察官に委ねられることや、滬西越界築路地域のうち、日本の在華紡が存在する地域の扱いについて、上海特別市と工部局が協議した内容について抗議した³²。こうした経緯もあり、越界築路地域画定交渉は前進が困難となっていた。その間にも越界築路地

³¹ 上海市档案馆档案、Q1-5-541、「上海特別市政府内部での試行協定検討」1935 年 2 月 14 日、pp. 35-40.

³² 上海市档案馆档案、Q1-5-531、「呉市長と石射総領事の会談記録」pp. 56-58.

域住民による工部局への納税拒否運動が続き、工部局を悩ませた³³。1937年3月に滬西越界築路地域にて給水に付随する工部局への納税拒否が問題となった際、上海特別市側は工部局の徴税に協力する姿勢を見せ、また越界築路地域における徴税協議を進めることを希望した³⁴。1937年当時の越界築路地域は租界外地域として、共同租界の土地章程が及ばない地域とされており、また、中国側の法院もこの地域の徴税権について管轄権を有していないとされていた³⁵。越界築路地域についての交渉が進まなかった結果、租界側、中国側双方が徴税権を徹底できないという状況に陥っており、工部局、上海特別市双方とも、財政面から事態の打開を迫られつつあった。しかしながら、結局日中戦争の勃発に至るまで越界築路地域問題の解決は見られなかったのである。

小結

1930年代における越界築路地域の共同管理交渉において、行政、公共サービス、警察と言った諸権利の再分配が問題とされていた。こうした問題を解決するには、先ず越界築路地域とはどこを指すのか、地図上で画定することが必要不可欠であり、共同租界と上海特別市、さらには列強や中国外務省を含めた交渉が行われた。本稿で述べた画定交渉は結局日中戦争開始まで最終的な結論は出ず、日中戦争期における越界築路問題はまた別に譲らなくてはならない。

本章の結論を述べると以下のようなになる。

第一に、越界築路地域交渉の過程において、中国側は越界築路地域そのものを可能な限り縮小することに努め、相当の成果を挙げつつあった。その一方で、越界築路地域と新たに認定された地域における行政、公共サービスについては共同租界側の従来の特権を大幅に追認するという方向で、中国側と共同租界側は妥協に動いていた。

第二に、こうした情勢のなかで、特に日本は第一次上海事変後の政策や世論を背景に、日本人居留民の多い滬北地域や、在華紡のある滬西地域において、より広範囲を越界築路地域に組み入れることで利権の確保と拡大を志向しており、また共同租界政権内の他の列強勢力も一部が日本に同調する可能性があった。中国側はこれを少なからず警戒しており、これが中国側に、工部局側との妥協を急がせた背景ともなった。一方、共同租界工部局側は日本側に一定の理解を示す姿勢を見せつつ上海特別市側と交渉し、両者の挟間においていかに共同租界の利益を少しでも確保できるかを模索していたと考えられる。

第三に、上海特別市、工部局、そして日本の間での意見調整が難航したことや、越界築路地域の法的地位の不透明さが、ますますこの地における徴税、管理を難しくした。徴税

³³ 『工部局董事会会議録』1937年3月17日

³⁴ 同上。

³⁵ 同上。

の難航により財政上の問題が生じたことが、上海特別市、工部局双方に交渉、妥結を再び進ませる動機ともなっていた。

本章は1932年7月の上海特別市と共同租界の基本合意をもって越界築路地域問題に一定の解決が見られたとする先行研究の上に³⁶、それ以降も続いていた問題について微力ながら研究を加えたものである。しかし、越界築路地域問題については他にも、給水給電問題や電話問題、工場の行政管理権問題などが同時期に発生しており、本来はこうした問題をも包括的に論ずるべきではあるが、本稿ではその余裕が無かった。特に給電問題については、1932年から35年にかけて滬西越界築路地域における給電を中国側、租界側どちらの企業が行うのが問題となり、中国側が設立した滬西電力会社と、共同租界側の上海電力会社の合弁交渉が行われた³⁷。この交渉について、上海特別市政府側が余りに共同租界側の上海電力会社に対して妥協をしすぎたという見方もある³⁸。この問題では共同租界側と上海特別市側の、滬西越界築路地域の給電に伴う徴税問題も存在しており、この交渉に際して、上海特別市側に或いは本稿で論じたような、共同租界側との妥結を急ごうとする意識が働いていた可能性も考えられるが、本稿ではこの部分については詳細に検討する余裕がなかった。今後の課題としたい。

³⁶ 『上海通史』第七巻 p. 311. 『上海 一座現代化都市的編年史』 p. 252.

³⁷ この合弁交渉の顛末については王樹槐「設立滬西電力公司的談判 1932-1935」『中央研究院近代史研究所集刊』、第22届上冊、1993年に詳しい。また、この交渉を含む滬西越界築路地域給電問題について、中央研究院近代史研究所所蔵档案、経済部門：建設委員会：全国電気事業指導委員会「滬西給電問題」(23-25-00-009-01,02)や、経済部門：建設委員会：上海滬西電力公司(23-25-72-021-01,02 23-25-72-022-01,02)に詳細な記録がある。

³⁸ 「設立滬西電力公司的談判 1932-1935」を参照。

上海共同租界の越界築路地域交渉 年表

1934年 11月3日	共同租界工部局、上海特別市側に越界築路地域の範囲を越界路から100メートル以内とする案を提示。
11月下旬	日本駐上海総領事石射猪太郎、工部局に対し滬北地区において三箇所を特別に越界築路地域に含めるよう要請。
11月29日	日本公使館須磨秘書、南京政府外交部に上記地区の越界築路地域への編入を要求、外交部は上海特別市と共同租界の交渉事であるとしてこの申出を拒否。 同日、石射総領事、上海市長呉鉄城を訪問し、滬北地区の三箇所について越界築路地域への編入を要請。
12月5日	須磨秘書、外交部を訪問し滬北地区越界築路地域について要請、外交部はこれを拒否 ³⁹ 。
12月22日	石射総領事、滬北地区における妥協案を工部局に提示。
12月24日	石射総領事、呉鉄城市長を訪問し、上の妥協案を提示 ⁴⁰ 。
1935年 1月4日	滬西電力公司与上海電力公司の合弁交渉成立。
1月10日	石射総領事、呉鉄城市長を訪問し、日本国会開会前に問題解決を要請 ⁴¹ 。
1月17日、外交部、上海特別市に対し滬西地区越界築路地域の範囲について、より譲歩を引き出す様に指示。	
1月30日	上海特別市と工部局の間で越界築路地域における徴税について試行協定が交わされる。

³⁹ 上海市档案馆档案、Q1-5-529、「外交部政務次長徐謨から呉鉄城市長への書簡」1934年12月8日、pp. 33-34.

⁴⁰ 同上、Q1-5-529、「呉鉄城備忘録」p. 38.

⁴¹ 同上、Q1-5-529、「呉鉄城備忘録」pp. 66-67.

2月27日	上海特別市と工部局が越界築路地域画定について協議 ⁴² 。
4月4日	呉鉄城市長、石射総領事に対し滬北地区、滬西地区における共同租界側の妥協を要求。
5月28日	越界築路地域の画定方針について、上海特別市側が軟化姿勢を見せる。
7月	滬西、滬北越界築路地域について、上海特別市、工部局が基本同意 ⁴³ 。
9月14日	石射総領事、上記の三箇所地域の警察管轄や、在華紡のある地域の取り扱いについて呉市長に抗議。
1937年3月	滬西越界築路地域における工部局への納税拒否問題に際し、上海特別市側が工部局への協力と、越界築路地域問題協議の前進を提案する。

⁴² 同上、Q1-5-530、「上海特別市と工部局の交渉備忘録」pp. 8-10.

⁴³ 同上、Q1-5-531、「外交部から上海特別市政府への電信」1935年7月11日、pp. 33-34.

終わりに

ここでは本稿で得られた部分について、もう一度振り返ってから、本稿での結果と今後の展望について触れ、本稿の小結を出してみたい。

1章では、清末期から民国初期にかけての上海華界の衛生対策について、共同租界側の衛生問題にかこつけた圧力と、それに対する対抗といった面からの発展を論じた。清末期の閘北地方における物理的な地域分断をも含む、共同租界側の強硬な衛生防疫対策の背景には、共同租界が当時志向していた閘北地域の共同租界への編入とも関連していたと考えられた。こうした共同租界側の強硬な姿勢が閘北、ひいては上海南市といった華界側の反発を生み、衛生問題を口実とする租界側の主権侵害、租界拡張を警戒させることとなった。華界側は中国公立医院設置などによる独自の衛生対策の実行、县城壁を撤去する際の衛生面への配慮といった行動を起こした。租界拡張の意図をも背景としていた共同租界側の強硬な姿勢が、華界側における衛生事業の近代化を促進する結果となった。

2章では、清末期における、共同租界側の租界拡張運動と、共同租界側の水道事業の関連について述べた。清末期において越界築路地域の開発を進めていた共同租界は、水道事業を利用して、越界築路整備や、将来の租界拡張の費用を得ようとしていた。これに対して清末期に成立した上海閘北水電廠は、清末期からの閘北地域の発展という背景の他にも、租界から華界地域の主権を防衛するという動機を強く有して成立し、民国初期にかけて閘北地域、滬北越界築路地域において、租界側の給水事業と争った。その結果、共同租界側は閘北水電廠との給水争いのために、当初志向していた、閘北地域や滬北越界築路地域における、給水にかこつけた徴税政策を変更せざるを得なくなった。その一方で共同租界側は滬北越界築路地域における行政権を握っていたことから、閘北水電廠の滬北越界築路地域への進出を妨害する態度をとり、こうしたことなどから閘北水電廠の初期の運営は不安定なものとなった、という点を論じた。

清末民初期の閘北地域水道問題を通じて、租界側は中国側地域の都市整備に際して、促進と抑制を伴う一種の二律背反的な役割を果たしたという点を見出せる。共同租界側と主権を巡っての摩擦が大きかった閘北地域では、特にそうした傾向が顕著であったと考えられる。

3章では、閘北水電廠が官弁化した後、業務の低迷に陥り、1920年代になって閘北の地域エリート層は閘北水電廠を再び民間運営に戻すよう強力に運動を行い、江蘇省議会との衝突などを経て再び民間の手に戻したこと、また民弁化した閘北水電公司是軍閥期から独自に経営の刷新を図り、南京国民政府期になるとこうしてつけた経営上の実力を背景に、

南京国民政府の主権回収政策のもとで共同租界側からの給水権の回収を進めたこと、但しそれでもなお、部分的には共同租界側からの給水協力を得ざるを得なかったことを論じた。

闡北における公的な自治行政機関は、闡北地域側の希望にもかかわらず、結局国民革命に至るまで実現を見なかったが、一方で1920年代は上海華界の工業が発展した時期でもあり、闡北地域の住民による都市開発活動は、経済面で発揮された。その代表例として闡北水電会社の発展が挙げられるだろう。

都市開発と共同租界の影響力排除を目指して設立された闡北水電廠は、一旦は経済難から経営が悪化したが、再び商弁化されてからは闡北地方の給水充実を積極的に志向した。こうした動きが、国民革命後になって上海特別市政府により更に加速された。上海特別市政府は国民党の主権回復政策を背景に、闡北地域において中国資本の闡北水電公司による給水拡大と共同租界側からの給水排除を志向するが、これは国民革命期以前からの、民間による闡北水電公司の経営拡大を前提にして為されたものであった。

闡北地域の地方自治については、1914年の地方自治停止以後は進展が進まなかったとされるが、闡北地域の住民による都市開発志向は、単なる利便性の追及のみならず、共同租界による主権侵害を排除しようとする意図にも支えられて、一貫した傾向性があったとも言えるのではないだろうか。そうした傾向は、国民革命後も上海特別市政府の開発政策とも一致していた可能性がある、といった点を論じた。

4章、5章では、1930年代における上海越界築路地域の、中国側の主権回収運動について述べた。従来では1930年代早期に越界築路地域は回収されたとされていたが、実際には第一次上海事変、日本の影響もあって中国側の回収は不徹底なものであり、一方共同租界側も南京国民政府側の協力がなければ租界の発展は望みがたいとの認識が生じ、越界築路地域における警察、徴税などで共同する方向が中国側、共同租界側で模索された。

1920年代初頭、共同租界側はあくまで越界築路地域の拡大を推し進め、この地域への中国側の警察権の介入を極力排除してきた。共同租界側による警察権の保持は越界築路地域の拡大と密接な関係を持ち、将来の共同租界拡大の為の措置の一環でもあった。しかし、5・30事件以降は越界築路地域拡大政策に対する中国側の輿論が厳しさを増し、南京国民政府期になると、上海市側は、国民政府の政策を背景に一層厳しい姿勢を見せるようになり、警察力を以って実力で越界築路の拡大を阻止する姿勢が明白となった。ここに至り、共同租界側も従来の政策を見直さざるを得なくなり、上海市や南京国民政府と共同で越界築路地域を管理し、この地域の開発を保持する方向の模索を始めた。高揚する中国のナショナリズムの前に、共同租界側は孤高な実力を以って越界築路地域の拡大を図る事がもはや不可能となっていた。

1931年に発表された『フィータム報告』は、上海租界の利権を回収しようとしつつも決定打に欠ける中国側と、租界の秩序を維持するために中国人住民や国民政府の意向をもはや軽視出来なくなっていた共同租界側の双方を、いわば橋渡しする形で世に問われた。租

界の存続を前提とする『フィータム報告』は中国側の世論には好評とは言えなかったが、実際には共同租界側と上海市政府は、この報告案に沿う形で妥協を模索した。

しかし、共同租界側は越界築路地域の警察権、主権を放棄する選択はあくまで選ばなかった。むしろ名目上は国民政府の認可、委託を受ける形にしつつ、実際は極力従来の警察権を保持し続ける方向性を模索していた事が、越界築路地域における新警察組織設立交渉から窺える。その背景には、当時の共同租界で主要な発言力を有していたイギリス、アメリカ、日本といった列強の、治外法権の恩恵に対する固執があったと考えられる。こうした事情を前に、南京国民政府による上海越界築路地域の主権回復運動は不完全なものとなった。

1930年代半ばでの越界築路地域画定交渉の過程においては、中国側は越界築路地域そのものを可能な限り縮小することに努め、相当の成果を挙げつつあった。その一方で、越界築路地域と新たに認定された地域における行政、公共サービスについては共同租界側の従来の権利を大幅に追認するという方向で、中国側と共同租界側は妥協に動いていた。

一方こうした情勢のなかで、特に日本は第一次上海事変後の政策や世論を背景に、日本人居留民の多い滬北地域や、在華紡のある滬西地域において、日本側の警察権を留保したり、より広範囲を越界築路地域に組み入れることで利権の確保と拡大を志向しており、また共同租界政権内の他の列強勢力も一部が日本に同調する可能性があった。中国側はこれを少なからず警戒しており、これが中国側に、工部局側との妥協を急がせた背景ともなった。一方、共同租界工部局側は日本側に一定の理解を示す姿勢を見せつつ上海特別市側と交渉し、両者の挟間においていかに共同租界の利益を少しでも確保できるかを模索していたと考えられる。

上海における各勢力間での意見調整が難航したことや、越界築路地域の法的地位の不透明さによって、越界築路地域では徴税、管理の困難が生じていたことも、妥協の背景となっていた。

清末から民国期にかけての上海では、1920年代半ばまでは共同租界側が領域の拡張を志向しており、それは越界築路地域の拡大という形で、なし崩し的に行われていった。正式な租界の外に「租界」を作るという矛盾は、共同租界側の強力な権力、特に警察力によって覆いかぶさられていた。一方華界側では、租界側の拡張運動に対応する形で市政機関が登場するのと並行して、衛生、水道といった都市行政事業が進められていった。しかし、1925年を境にこの状況は大きく変化する。上海では民族主義の高揚により越界築路地域の拡大は困難になり、同時期には閘北水電会社の事業といった、民弁による華界地域の都市整備が推進されていく。そして国民革命後は、南京国民政府と上海特別市の政策に支えられる形で越界築路地域の主権回収、都市整備が図られていく。しかし華界側の実力は未だ共同租界側を押さえ込むまでには至らず、また国際状況の影響から、華界と共同租界によ

る共同行政も模索されていく。これは、主に日本が唱えた共同租界の保全に名を借りた「国際自由市」構想への対抗という面もあった。結局最終的には、日中戦争により華界の独立や共同租界の保全も潰えていくのであるが、1930年代の中では、華界側と共同租界による「国際市」という空間が発生する可能性も確かに生じていた。20世紀に入ってから上海では、租界と華界との間で、租界の拡張攻勢、華界からの回収運動、そして共同を模索する中でのせめぎ合いと、行政や領域といった面で揺れ動いたのである。そしてその中で、華界側では租界側の影響を受けながら都市整備も進められていった。

南京国民政府期になってから、上海における租界利権への中国側からの対抗運動は官民伴って進行していったのだが、一方で、この時期における南京国民政府と上海の地域エリート層との関係は、必ずしも蜜月というわけではなかった。1927年、国民党軍の上海進駐時には、共産主義勢力への対抗上、蒋介石と上海財界エリートの利害は一致して4・12クーデターに至ったものの、その後蒋介石は軍資金を得る為に、警察を利用したり、時には上海の青幫の力を背景にして上海の財界人を脅迫し、強引に軍資金を供出させた¹。この際に、閩北水電公司も25万元分の海関附課税国債を購入させられている²。こうした国民政府側からの圧力に対しては、上海の財界、地域エリート層は政治的に対抗することに失敗し³、後に上海財界の中でも急進的立憲派として、財界の政治への発言権の強化を目指した広東派の馮少山らが上海総商会や全国商聯会を舞台として、国民政府の訓政体制の変革を訴えたりもしたが、結局は上海財界の主流派たる浙江派の支持を得られずに頓挫している⁴。

南京国民政府による、上海租界回収運動の背景には、上海における自らの権力を拡大しようという志向があったとも考えられ⁵、こうした上海租界回収運動を単なる主権回復や、華界の実業振興といった点以外からも捉えることが必要なのかも知れない。しかし、本稿ではそうした点からの検討が間に合わず、今回は問題点の提起に留める。

近代上海に出現した共同租界、フランス租界は租界の消滅に至るまで絶えず中国側華界との境界問題を抱えていた。両租界はその狭さと人口の多さから、常に面積拡大を政策として志向せざるを得ず、幾度かに渡って正式な租界拡張を果たしてきた。しかし租界側の欲求はこれのみによって満たされるものではなく、結果として、租界と中国側が締結した、

¹ Parks M. Coble, Jr., *The Shanghai Capitalists and the Nationalist Government 1927-1937*. Harvard University Press, 1980. pp. 32-40.

² Coble, Jr. p. 34.

³ Coble, Jr. p. 46.

⁴ 金子肇「馮少山の「訓政」批判と「国民」形成」曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店、1997年を参照。

⁵ Coble, Jr.は1927年6月に、蒋介石が租界内中国人住民から徴税するために、共同租界の治外法権に干渉したとしている。Coble, Jr. p. 40.

租界の利用と権利を定める土地章程の条文を根拠として租界外にも独自に道路を建設し、その道路の周辺地域の行政、警察管理権を主張して事実上これを長きに渡って独占した。

「越界築路」問題である。この「租界外の租界」と言える地域の行政、警察主権をめぐつても、華界と租界は争ったのであるが、区域ごとの主権をどちらが持つのか、あるいは部分的に共同管理とするのかの運動、交渉を通じて、華界側、租界側の行政、自治の性質は揺れ動いた。

また、近代上海においては、華界側、そして上海周辺の行政区域の再編がもたらされた時期でもある。もともと上海県の下に、区や郷といった小単位に分かれていた上海の行政単位は、清末期における全国的な地方自治熱の高まりを背景に、地域エリート層が主導する自治公所へと再編される。そしてこうした中から、辛亥革命を経て上海市政庁や閘北市政庁といった、自治的な市政機関が誕生した。しかしこうした市政機関の統括範囲をめぐつても、従来の郷や、あるいは上海近隣の県との間で軋轢が生じていく。こうした中で、行政、自治の領域再編が行われていくのである。

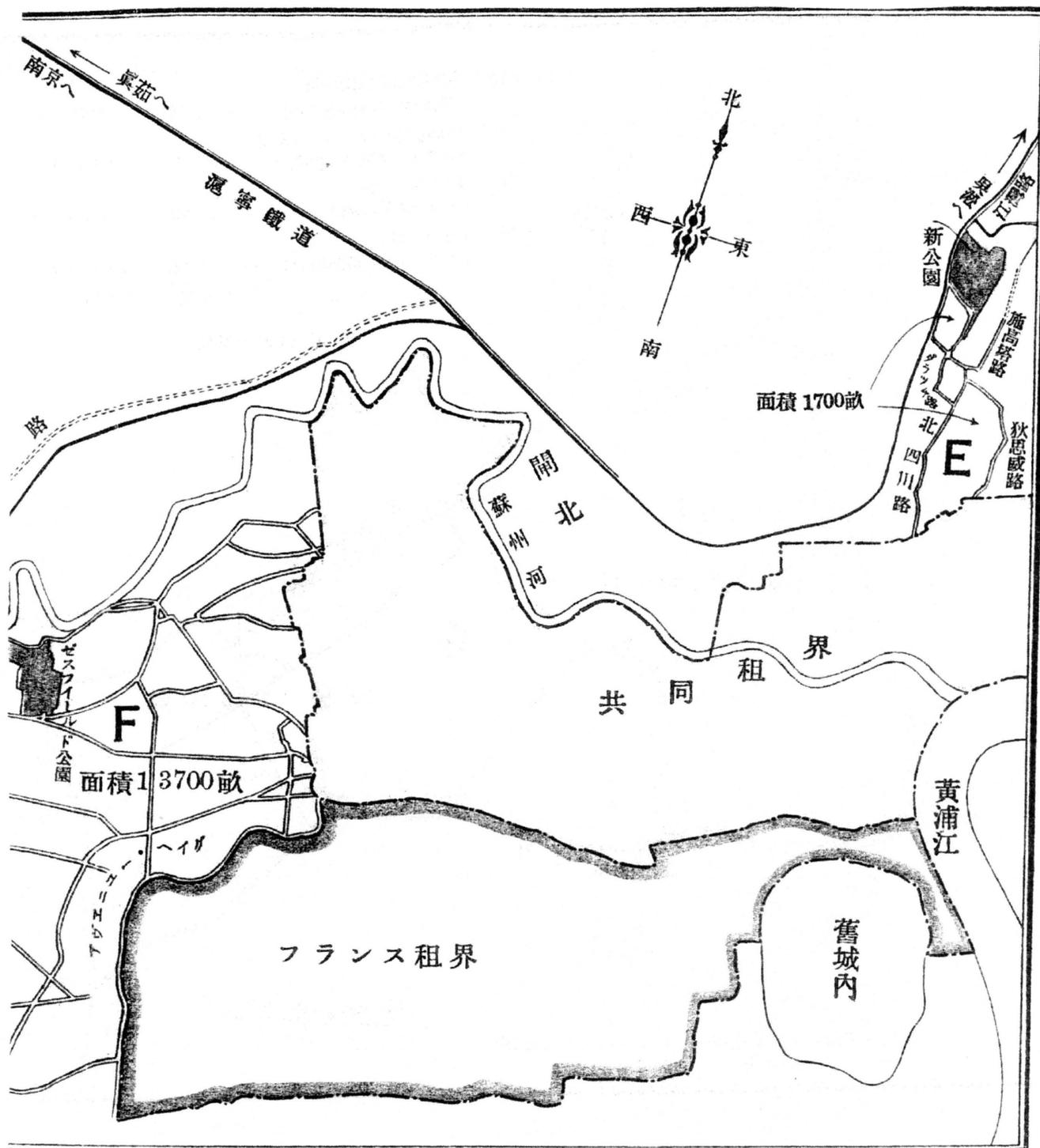
上海華界やその周辺地域では、清末民初期にかけて自治的なものを含む行政単位の変質が見られた。それ地理的領域のみならず、構成員、法律的根拠などといった点の変質を含む。また、華界では従来とは全く異なる組織が登場してくる。例えば水道、電気、消防といった近代の公共インフラを担当する組織である。こうした組織のあり方に対しても、租界側との相互影響は見られる。上海華界における行政組織は租界の動向を意識して設立、運営されたという性質が大きく、地理的領域と合わせて、両者が対立、交渉をする場面はこの時期を通じて多く見られる。

租界側については、共同租界の行政機関である工部局、フランス租界の行政機関である公董局がある。そしてその周囲に、電気や水道などのインフラを租界内、場合によっては租界外にも供給する各種会社が存在した。一方華界側においても、やはり行政機関や公共事業会社が存在し、華界における各種政策、サービスを遂行していた。ただ、華界においては、租界と違い政治情勢が大きく揺れ動くこともあって、組織の構成が時代によって揺れ動いた。その中でも、こうした機関は地域エリート層の意向を背景として、独自に都市機能の拡張を模索していた。そして租界側の公共事業も、華界との交渉の中で、華界側の動きを阻止しようとしたり、場合によっては部分的に協力しようとした。租界側の都市機能もまた、華界側の影響を受けつつこれに対応するべく変容を見せていた。さらに言えば、華界側の地域エリート層の背景として、彼らの経済活動や、血縁などによる結合関係も検討して地域エリート層内部の関係を明らかにする必要もあるのだが、本稿では踏み込む余裕が無かった。上海における地域エリート層の分析を、宗族などといった観点からも再検討する必要は求められているだろう。

清末期以降の上海共同租界と華界との関係の中では、租界の拡張志向と、それに関連付

けられて論じられた衛生、水道と言った都市事業において、両者の対立の中からも新たな都市整備運動が生じた。そしてこの対立は後に、中国側が逆に租界側の利権を回収しようと圧力をかける中で、都市行政、都市整備について部分的にせよ共同、融合を模索する動きにも転じた。民間による都市事業運動も推進される中で、民国期の上海都市社会に華界側、共同租界側からなる新たな段階の「公」的領域が誕生する可能性があったことを、本稿では論じた。こうした両領域の諸相と、そして領域を越えて生じた諸相を提示したことで、小結としたい。

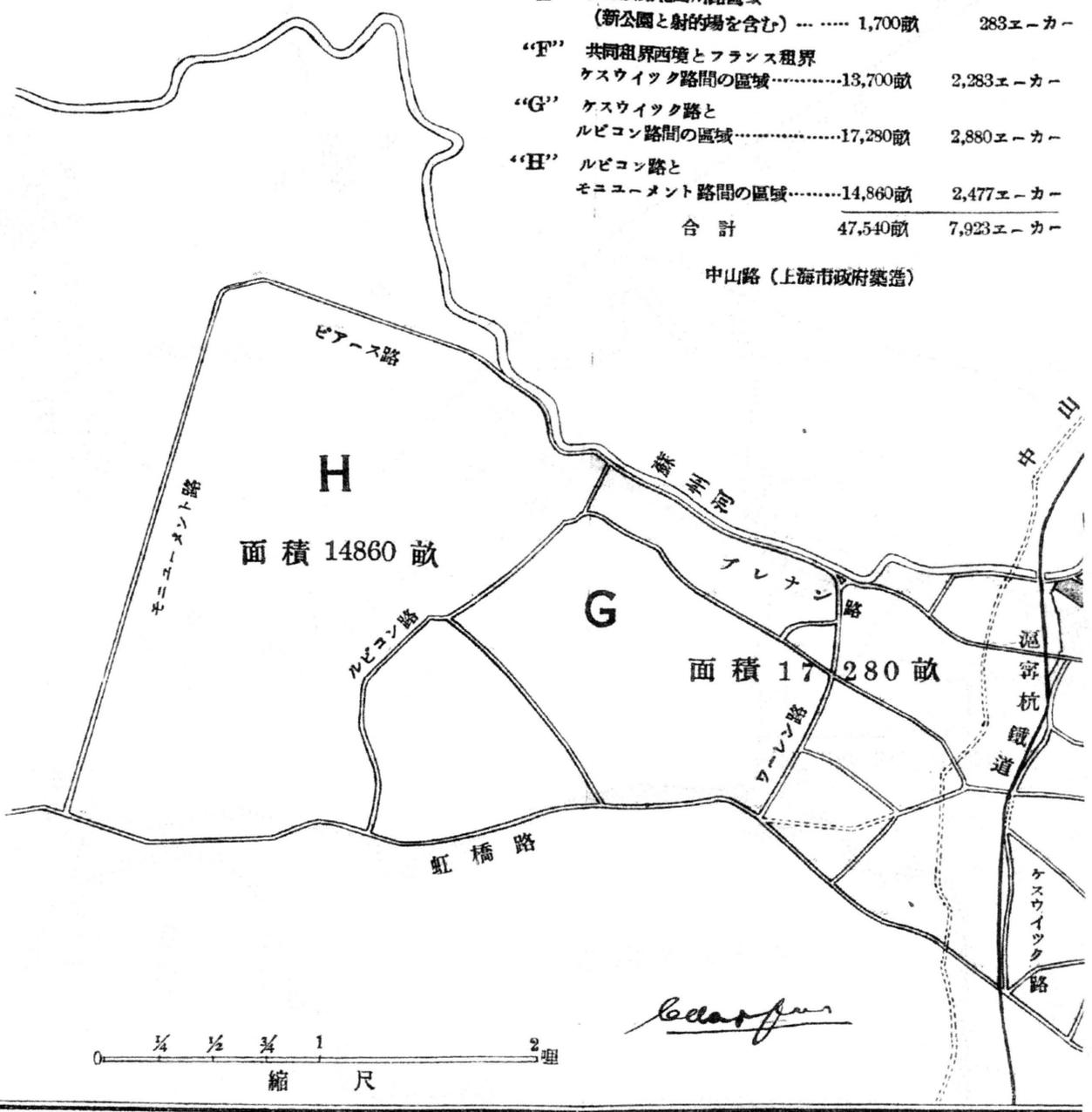
資料編



資料1 上海の滬北、滬西越界築路地域の位置関係図。
 地図北東側が滬北、西側が滬西越界築路地域。
 『フィータム報告』下巻、南満州鉄道、1932年。p. 188.

“E”	狄思威路北四川路區域 (新公園と射的場を含む) ……	1,700畝	283エーカー
“F”	共同租界西境とフランス租界 ケスウィック路間の區域……………	13,700畝	2,283エーカー
“G”	ケスウィック路と ルビコン路間の區域……………	17,280畝	2,880エーカー
“H”	ルビコン路と モニュメント路間の區域……………	14,860畝	2,477エーカー
合計		47,540畝	7,923エーカー

中山路 (上海市政府築造)



資料 2 北四川路を中心とする滬北越界築路地域。
『城市記憶・老地図上海 1932』学苑出版社、2005 年。

資料3 1820年（嘉慶25年）当時の上海道の管轄範囲。松江府、蘇州府、太倉州が含まれる。
周振鶴主編『上海歴史地図集』上海人民出版社、1999年。p. 29.

著作権保護のため非表示

資料4 清光緒末年の上海県の範囲。県内太字の地名は学区。
『上海歴史地図集』 p. 30.

資料5 『上海市自治史』から、「上海市区域保図全図」より。次ページが西側。
清末期に上海城廂内外総工程局、上海城自治公所が管轄した上海市区域。

县城を中心に中区、東区、南区、西区、北区に分かれていた。二十五保七図、六図、四図、二十七保七図以北が北区で、フランス租界、共同租界が大部分を占める一方で、閘北地域も北区に入っていた。

著作権保護のため非表示

資料6 南京国民政府期の上海特別市（北部）。
『上海歴史地図集』p. 46.

著作権保護のため非表示

資料7 關北、蘇州河北岸にあった關北水電公司。
上海図書館編『老上海風情録』(一)、一九九八年、上海文化出版社。p. 275.

著作権保護のため非表示

資料8 1910年当時の上海巡警総局。『老上海風情録』(一)、p. 41.

著作権保護のため非表示

資料 9 清末期の上海駅。『老上海風情録』(二)、p. 146.

著作権保護のため非表示

資料 10 辛亥革命時に商団により占拠された上海駅。『老上海風情録』(二)、p. 146.

著作権保護のため非表示

資料 1 1 蘇州河を挟んで閘北と共同租界を結んでいた新大橋。清末期に老朽化が問題となり、再建をめぐり共同租界と華界との間で問題となった。上は 1927 年に過重量により倒壊した新大橋。『老上海風情録』(二)、p. 115.

著作権保護のため非表示

資料 1 2 同年に再建された木橋。『老上海風情録』(二)、p. 115.

資料 1 3 1927 年の宝山区、上海県境の水電路。砂利による舗装がなされている。
『老上海風情録』(二)、p. 108.

著作権保護のため非表示

資料 1 4 滬北越界築路地域の中心街であった北四川路。『老上海風情録』(二)、p. 100.

著作権保護のため非表示

資料 1 5 北四川路には日本人居留民による商店の看板も見て取れる。『老上海風情録』(二)、p. 100.

著作権保護のため非表示

資料 1 6 1930 年代の宝山路。淞滬鐵路を挟んで滬北越界築路地域の西側に接しており、華界側として開発がすす
められた。『老上海風情録』(二)、p. 100.

著作権保護のため非表示

資料 1 7 宝山路と鴻興路の交差点。現在の上海駅の北口に位置し、1927 年の 4・12 クーデターでは労働者の武
力弾圧の現場となった。『老上海風情録』(二)、p. 100.

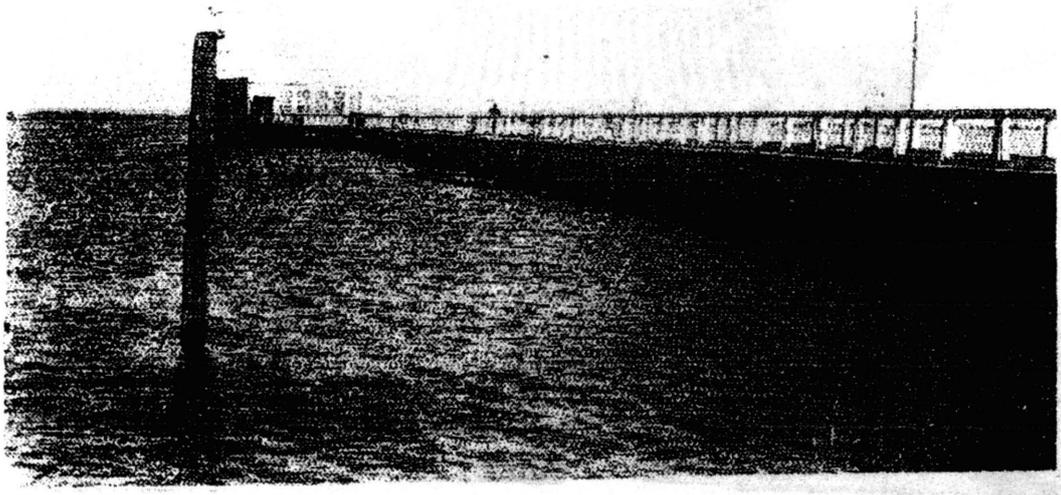
著作権保護のため非表示

資料 1 8 1904 年、共同租界の北境に近い老靶子路に建てられた工部局防疫医院。閘北や滬北越界築路地域に近く、1910 年のペスト発生などでは防疫対策を行った。『老上海風情録』(五)、p. 27.

著作権保護のため非表示

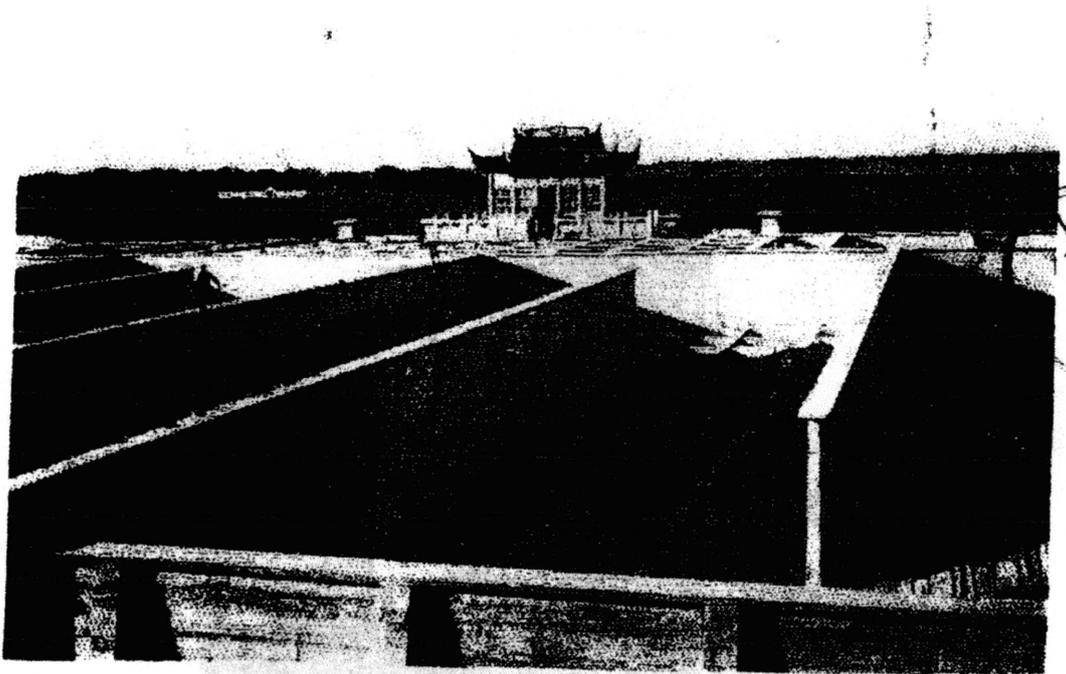
資料 1 9 蘇州河北岸、百老●(サンズイ+□の中に隹)路の共同租界虹口地域。1893 年から 1899 年にかけて虹口地域は共同租界に編入され、滬北越界築路地域の起点となった。『老上海風情録』(五)、p. 14.

資料 2 0 1930 年代の虹口地域。『老上海風情録』(五)、p. 15.



進 水 管

資料 2 1 1928 年に完成した、黄浦江西岸の閘北水電公司新浄水場。上は取水管。



沈 殿 池

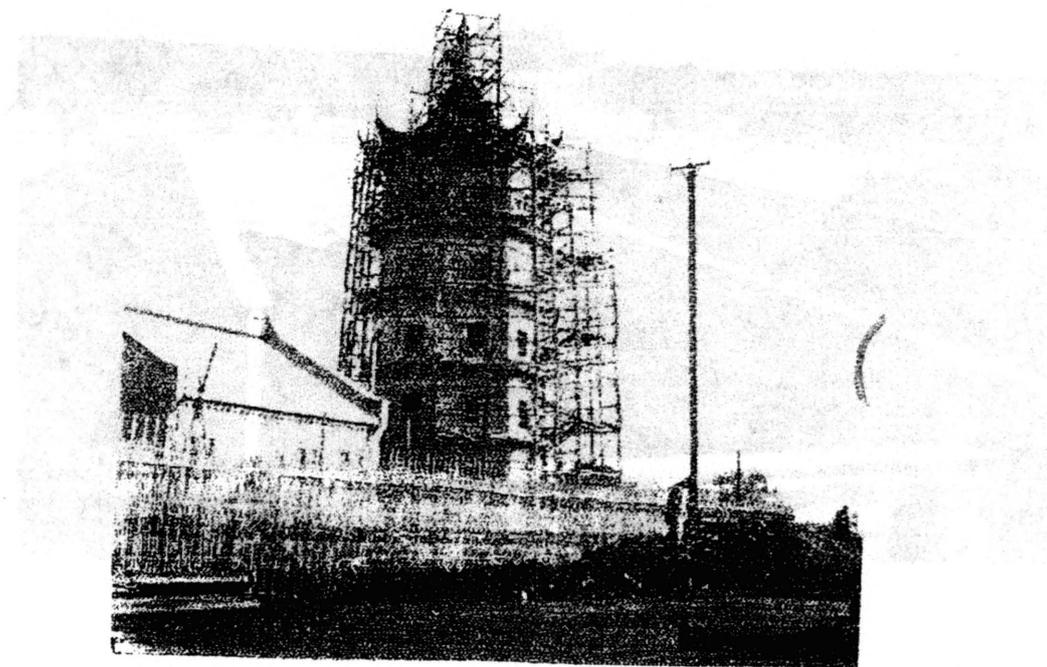
資料 2 2 同じく沈殿池。

上下とも上海市档案馆档案 Q5-3-958
「上海市公用局 1928 年 1 月至 6 月業務報告」より。



加 礮 間

資料 2 3 水中の不純物を沈殿させるためミョウバンを加える施設。



水 塔

資料 2 4 給水時の水圧をかける水道塔。

上下とも「上海市公用局 1928 年 1 月至 6 月業務報告」より。

参考文献（本文中直接言及したもの）

一次史料

応寶時修、兪越纂『同治上海県志』成文出版社、1975年。

呉馨修『上海県続志』成文出版社、1974年。

呉馨他修『民国上海県志』成文出版社、1975年。

楊逸纂『上海市自治志』成文出版社、1974年。

京セラ文庫『イギリス議会資料』

Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance China Trade and Commerce of Shanghai, 1895.

Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance China Report for the Year 1896 Trade of Shanghai, 1897.

Diplomatic and Consular Reports China Trade of Shanghai, 1908.

Diplomatic and Consular Reports China Report for the Year 1897 on the Trade of Shanghai, with Soochow and Hangcow. 1898.

上海市档案馆編『工部局董事会會議録』上海古籍出版社、2001年。

『商弁閘北水電股份有限公司建設概況（民国十八年五月）』上海図書館蔵

『商辦閘北水電股份有限公司第八屆業務報告 民国20年度』上海図書館蔵

アジア歴史資料センター B02130158000 外務省東亜局第一課『支那關係諸問題摘要（政況、停戦協定、財務整理、租界、通信）』第八章 租界關係諸問題、1935年

『申報』

『時報』

『民国日報』（上海）

『東京朝日新聞』

『大阪毎日新聞』

『上海』春申社

『上海』上海雜誌社

『上海週報』上海週報社

上海市档案馆档案

Q208-1-69、「淞滬商埠督弁公署關於閘北水電公司補送工程概算計畫書等件呈請備案卷」pp. 22-24.

Q5-3-958、「上海市公用局1928年1月至6月業務報告」p. 22.

Q5-3-957、「上海市公用局1928年7月至12月業務報告」pp. 49-50.

Q5-3-956、「上海市公用局1929年7月至12月業務報告」p. 78.

「上海特別市市内各水廠十八年份調査票」

- Q5-3-952、「上海市公用局 1930 年 1 月至 6 月業務報告」 p. 45.
Q5-3-954、「上海市公用局 1931 年 7 月至 12 月業務報告」 pp. 91-93.
Q5-3-959、「上海市公用局 1932 年 1 月至 6 月業務報告」 p. 81.
Q5-3-1866、「閘北水電公司營業報告及年報案」 p. 92.
Q1-5-527、「吳鉄城から羅文幹への書簡」 p.43.
Q1-5-529、「外交部から上海特別市への電信」 pp. 45-50.
「外交部政務次長徐謨から吳鉄城市長への書簡」 pp. 25-26.
「中国軍参謀本部第二庁より上海特別市宛報告」 pp. 23-24.
「吳鉄城備忘録」 pp. 30-32.
「外交部政務次長徐謨から吳鉄城市長への書簡」 pp. 67-68.
「外交部政務次長徐謨から吳鉄城市長への書簡」 pp. 33-34.
「吳鉄城備忘録」 p. 38.
「吳鉄城備忘録」 pp. 66-67.
Q1-5-531、「吳市長と石射総領事の会談記録」 pp. 12-14.
「吳市長と石射総領事の会談記録」 pp. 56-58.
「外交部から上海特別市政府への電信」 pp. 33-34.
Q1-5-541、「財政局長蔡増基から市秘書長兪鴻鈞への報告」 pp. 21-23.
「上海特別市政府内部での試行協定検討」 pp. 35-40.
Q1-5-530、「工部局と上海特別市の交渉記録」 p. 3.
「上海特別市と工部局の交渉備忘録」 pp. 8-10.

二次史料

単行本

小浜正子『近代上海の公共性と国家』研文書院、2000年。

周松青『上海地方自治（1905-1927）研究』上海社会科学院出版社、2005年。

夫馬進『中国善会善堂史研究』同朋社出版、1997年。

Feetham, *Report of The Hon.Mr.Justice Feetham,C.M.G,to the Shanghai Municipal Council*, North-China daily News and Herald,1931.

南満洲鉄道株式会社調査課編『フイータム報告』下編、1932年。

梁元生（Leung yuen Sang）著、陳同訳『上海道台研究』上海古籍出版社、2003年。

国史館中華民国史公職志編纂委員会編『中華民国史公職志初稿』国史館、1990年。

熊月之、周武主編『上海 一座現代化都市的編年史』上海書店出版社、2007年。

郭天成等編『閘北区志』上海社会科学院出版社、1998年。

鄭祖安『百年上海城』学林出版社、1999年。

- 劉惠吾主編『上海近代史 上卷』華東師範大学出版社、1985年。
- Frederic Wakeman, Jr.(魏斐德)著、章紅、陳雁、金燕、張曉陽訳『上海警察 1927-1937』上海古籍出版社、2001年。
- 上海租界志編纂委員会編『上海租界志』上海社会科学院出版社、2001年。
- 東亜研究所『支那に於ける外国行政地域の慣行調査報告書』1942年。
- 飯島渉『ペストと近代中国』研文出版、2000年。
- 薛理勇主編『上海掌故辞典』上海辞書出版社、1999年。
- 菊池敏夫・日本上海史研究会編『上海職業さまざま』勉誠出版、2002年。
- 鯖田豊之『水道の思想 都市と水の文化誌』中央公論社、1996年。
- 植田捷雄『支那に於ける租界の研究』巖松堂書店、1941年。
- 上原蕃『上海共同租界誌』丸善、1942年。
- 上海市政協文史資料委員会編『上海文史資料存稿彙編 8卷』、上海古籍出版社、2001年。
- 大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、1991年。
- 熊月之主編『上海通史 第五卷 晚清社会』上海人民出版社、1999年。
- 熊月之主編『上海通史 第七卷 民国政治』上海人民出版社、1999年。
- 熊月之主編『上海通史 第九卷 民国社会』上海人民出版社、1999年。
- 政協上海市閘北区委員会、政協上海市委員会文史資料委員会編『上海文史資料選輯 閘北卷』2004年
- Parks M.Coble, Jr. 1980, *The Shanghai Capitalists and the Nationalist Government 1927-1937*. Harvard University Press.

論文

- “SYMPOSIUM: 'PUBLIC SPHERE' / 'CIVIL SOCIETY IN CHINA?' *Modern China*, Vol. 19 No. 2, 1993.
- 吉澤 誠一郎「批評・紹介 小濱正子著『近代上海の公共性と國家』(『東洋史研究』60号、2001年。)
- 稲田清一「清末、江南における「地方公事」と鎮董」『甲南大学紀要文学編』109号、1992年。
- 小島淑夫「清末の郷村統治について—蘇州府の区・凶董を中心に」『史潮』88号、1964年。
- 星斌夫、舟橋貞男「明代の塘長について」『歴史の研究』第6号、山形大学、1958年。
- 鄭祖安「近代閘北的興衰」『上海研究論叢』第2輯、上海社会科学院出版社、1989年。
- 張国輝「近代上海地区纈絲工業研究」『上海研究論叢』第6輯、上海社会科学院出版社、1991年。
- 蒯世勛「上海公共租界史稿」『上海公共租界史稿』上海人民出版社、1980年。
- Bryna Goodman. 1989, “The Politics of Public Health: Sanitation in Shanghai in the Late

Nineteenth Century: *A Wilderness of Marshes: The Origins of Public Health in Shanghai, 1843-1893*, by Kerrie L. MacPherson. Oxford University Press: HongKong, 1987, Pp. ix, 346. ” *Modern Asian Studies*, 23(4), pp. 816-820.

王樹槐「上海開北水電公司的電気事業（1910—1937）」『中華民國史專題論文集第二屆討論會』国史館、1993年。

王樹槐「設立滬西電力公司的談判 1932—1935」『中央研究院近代史研究所集刊』、第22屆上冊、1993年。

副島圓照「中国における治外法権撤廃問題」『和歌山大学教育学部紀要(人文科学)』第29集、1980年。

柴田幹夫「大谷光瑞と上海」小島勝・馬洪林編著『上海の日本人社会—戦前の文化・宗教・教育—』永田文昌堂、1999年。

金子肇「馮少山の「訓政」批判と「国民」形成」曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店、1997年。